高砂市次世代育成支援後期行動計画

子どもの健やかな成長を支えるまち、

安心して子育てができるまちをめざして

平成２２（２０１０）年３月

高 砂 市

は　じ　め　に

近年、わが国は少子・高齢化による社会的な影響が問題視され、国は、急速に進行する少子化の流れを変えるために、平成１５年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成１７年度からの１０年間において、集中的、計画的な取組みを推進することとしました。また、平成２２年１月には、「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」という２つの基本的考え方に基づき、施策を展開していくこととしております。

高砂市におきましては、平成１７年に「子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまち」を基本理念とした「高砂市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、１７年度から平成２１年度の５年間、子育て支援の諸施策に取り組んでまいりました。この間、全国の合計特殊出生率は過去最低となった平成１７年度の１．２６から増加傾向に転じ、平成２０年度は、１．３７となっております。高砂市においても平成２０年度が１．３３と、改善の兆しが現れております。

このたび、前期５年間の計画期間が終了し、計画の見直しを行い、平成２２年度から平成２６年度の５年間を計画期間とする「高砂市次世代育成支援後期行動計画」を新たに策定いたしました。

この後期計画を策定するにあたり、前期計画の基本理念を踏まえ、子どもの笑顔があふれる高砂市にしたいというのが私の願いであり、社会全体で子育てを支えることによって、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てることのできる高砂市にしてまいりたいと考えております。

この基本理念の実現をめざし、計画を推進していくためには、行政だけでなく、学校、企業、地域住民や各種団体、家庭が互いに連携を図りながら取り組むことが必要であり、市民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました高砂市次世代支援行動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の方々、並びにご協力いただきました関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成２２年３月

高砂市長　　登　　幸　人

目　次

第１章　計画策定にあたって
１．計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　計画の基本的な考え方
１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２．基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３．基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４．高砂市の特長を活かした今後の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
５．計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３章　計画の内容
基本目標１　子育て家庭への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
基本目標２　子育て支援のコミュニティ整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
基本目標３　就労と子育ての両立支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
基本目標４　健全育成に向けた教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
基本目標５　地域での生活環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
基本目標６　安心して生み育てることができる環境の整備 ・・・・・・・・・・・・51
■特定事業に係る目標事業量見込み数値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
ライフステージ別主要事業一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
ライフステージ別対応施策一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第４章　計画の推進に向けて
１．市民や関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
２．高砂市次世代育成支援対策地域協議会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・67
３．庁内体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
４．計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第５章　高砂市の現状と課題
１．人口の動向と少子化の進行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
２．家族や地域の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
３．子育て支援サービスの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
４．子どもと子育て家庭の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
５．高校生の意識状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

参考資料

高砂市次世代育成支援行動計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
高砂市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・110
高砂市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・111

第１章

計画策定にあたって

１．　計画策定の背景と目的

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、2005（平成 17）年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が 1.26 まで低下しましたが、2006（平成 18）年には 1.32、2007（平成 19）年には 1.34、2008（平成 20）年には 1.37 となり、わずかながら３年連続で増加に転じています。しかし、いわゆる団塊ジュニア世代が出産適齢期から外れつつあるため、このまま増加傾向を持続できるか否か依然として不透明な状況です。

国は、こうした出生率の動向を踏まえ、少子化の進行がわが国の経済力や社会保障制度など国民生活全体に多大な影響を及ぼすと危惧されることから、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、1994（平成６）年に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成 11）年度を目標として保育サービスの充実を図り、1999 年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、2003（平成 15）年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

高砂市においては、「高砂版児童育成計画」（平成 12（2000）年３月策定）を継承・発展させるかたちで「高砂市次世代育成支援行動計画」（平成 17（2005）年３月策定）を策定し、「子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。この間、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境等が変化する中、これまでの実績や効果を踏まえ前期計画の見直しを行い、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの後期計画を策定し、より充実した子育て支援施策を推進することによって、このまちで子どもを生み、育てたいと思えるような魅力ある高砂市を目指します。

２．計画の性格

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、行政、地域、事業者等、すべての個人と団体を対象としており、次代を担う子どもの育成や子育て家庭への支援等、次世代育成支援対策にかかわる施策を総合的に推進するために策定します。

また、この計画は、国の行動計画策定指針を踏まえたうえで策定するものであり、「高砂市総合計画」等、関連する他の計画とも調和の保たれたものとします。

次世代育成支援行動計画と他の計画との関係

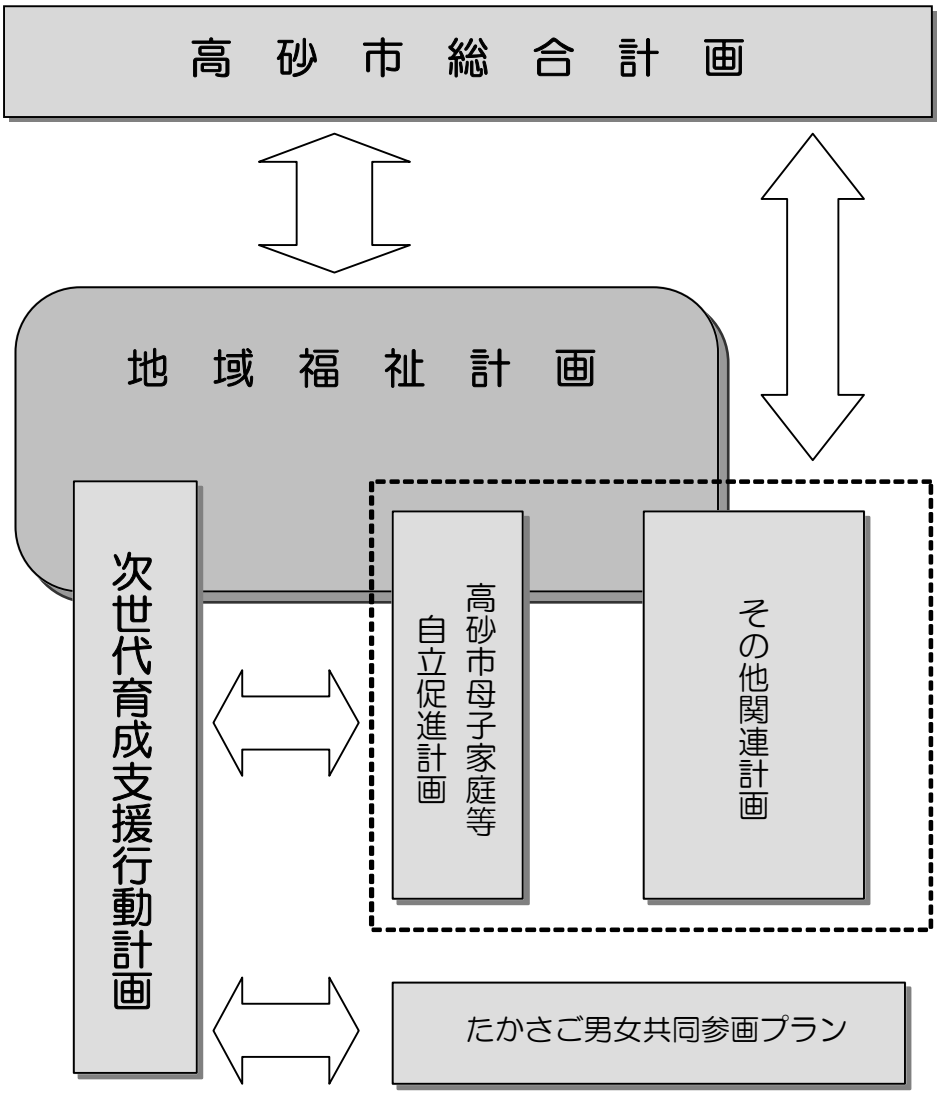

３． 計画の期間

この計画は、平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度までの 10 年間を計画期間とします。そのうち、平成 17（2005）年度から平成 21（2009）年度までを前期計画、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までを後期計画とします。なお、計画を実施していく過程において、社会環境や経済情勢等に変化がある場合や上位計画の変更がある場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

４． 計画の構成

第１章では、計画策定の背景と目的や性格等を明らかにします。

第２章では、高砂市における子どもと家庭をとりまく状況を示します。

第３章では、計画の基本理念や視点、基本目標と計画の体系を明らかにします。

第４章では、計画の基本理念を実現するため、次の６つの項目について目標を示し、施策の方向を明らかにします。

（１）子育て家庭への支援
（２）子育て支援のコミュニティ整備
（３）就労と子育ての両立支援
（４）健全育成に向けた教育の充実
（５）地域での生活環境の整備
（６）安心して生み育てることのできる環境の整備

第５章では、次代を担う子どもがすこやかに生まれ育つことができる社会を構築していくために、この計画の推進方策について示します。

第２章

計画の基本的な考え方

１．基本理念

子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして

子どもたちは次代に向けての主人公です。その子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりが必要です。また、家庭だけでなく、地域、学校、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていくことも必要です。

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育っていける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現を目指します。

２．基本的な視点

（１）子どもの視点

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを推進します。

（２）すべての子どもと家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、多様化した子どもや子育て家庭をとりまく問題を踏まえて、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを推進していきます。

（3）次代を担う子どもを育成する視点

子どもは次代に向けての主人公との認識の下に、子どもに対する長期的視野に立った健全育成への取組みや、環境づくりを推進していきます。

（4）社会全体による支援の視点

子どもを育てることは、社会全体の責任です。市民一人ひとりが、急速な少子化の進行は、子ども同士のふれあいを減少させ、自主性や社会性が育ちにくくなるとともに、若年労働力の減少、働く世代の社会保障負担の増大等、社会活力の低下を招くことを意識し、地域、家庭、企業、行政等、社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において協働するため、社会全体で支援する視点に立った取組みを推進していきます。

（5）仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた取組みを推進していきます。

（6）包括的な次世代育成支援の枠組み構築の視点

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに対応するために、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築していきます。

３．基本目標

基本理念に基づき、次の６つの目標を設定し、その実現を目指します。

1. 子育て家庭への支援
2. 子育て支援のコミュニティ整備
3. 就労と子育ての両立支援
4. 健全育成に向けた教育の充実
5. 地域での生活環境の整備
6. 安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

目標１．子育て家庭への支援

家庭での育児負担が増大する中、様々な悩みに対応できるよう各種相談機能や支援体制の整備を図り、子育てに関する情報提供の充実にも努めます。さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るための支援、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援に努めます。

また、一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進し、併せて、現在問題化している児童虐待への取組みも積極的に行います。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、子育ての相談相手は、家族や友人などの割合が高く、行政機関への相談の割合が低い結果がみられました。しかしながら、教育委員会の教育相談や家庭児童相談・母子相談などは利用意向においては高い割合となっています。また、子育てについて不安を感じる割合は、平成 16 年度調査より減少しているものの、依然負担を感じないという割合よりは高くなっています。

さらに、子育てにかかる経済的負担軽減については、施策として「児童手当の充実」、「子育てや教育に係る経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきである」といったニーズが高くなっています。

これらをふまえて、行政機関による相談体制のさらなる充実や、子育てにかかる経済的負担軽減が課題としてあげられます。

目標２．子育て支援のコミュニティ整備

地域における子育てを推進するため、行政、地域住民等が協働して子育て支援を実施するためのネットワークの構築を図ります。また、地域における子育て支援の拠点や地域住民が集うことのできる場の整備を行い、地域の人々がいきいきと活動できるコミュニティの育成を図ります。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、子育ての相談相手として、隣近所の人の割合が平成16年度調査より減少しました。一方で、地域に求める人材は「地域の子どもにあいさつ、ほめる、しかることができる人」、「登下校の見守りなど子どもの安全確保ができる人」を求める声が多くなっています。

ファミリーサポートセンターは認知度が過半数あるものの、利用者は少数となっています。利用していない理由は「現在まったく必要でないため」と「親戚・知人に依頼できるため」という理由が多くなっています。

子どもの登下校の見守り活動の経験は約6割あり、子どもの安全のために重要なことは「地域ぐるみのパトロールなど、子どもを犯罪から守る取り組み」や「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が高くなっています。

つどいの広場の認知度や、利用度、利用意向はいずれも他の子育て支援サービスより比較的低くなっており、活用していくには周知から充実させていく必要があります。

上記現状をふまえた課題としては、子どもの登下校の見守り活動のさらなる参加促進、利用度の低いファミリーサポートセンターやつどいの広場の利用促進などを通じて、地域住民等が協働して子育て支援を担う様々な機会を設け、ネットワークを強化していくことがあげられます。

目標３．就労と子育ての両立支援

女性の就労の増加や、核家族化、共働き世帯の一般化に伴って、子育てと仕事の両立が大きな課題となっています。そこで、男女がともに家庭責任を果たしながら仕事をし、自分らしく生きることができるような環境整備を行います。

また、昨今の就労形態の多様化に対応した保育サービスの提供や保育サービスの質の向上に努めます。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、子育ての家庭での役割は、「母親中心で父親が手伝う」が過半数で「平等に分担」は約１割にとどまっています。

仕事と子育てを両立する上で大変なことは「子どもが病気の時仕事を休まなければならない」、「自分の代わりに面倒を見る人がいない」や「職場の理解が得られない、職場に気を使う」といった回答が多くなっており、両立に必要なことは「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」や「職場の理解」が特に高くなっています。また、父親の育児休業制度の取得率は0.4%とわずかとなっています。

母親の妊娠時の離職した人、出産１年前に働いていなかった人をあわせると約８割を占め、離職した人のうち約２割の人が「職場に両立環境が整っていれば働き続けていた」と回答しており、潜在的な就労ニーズがみられます。

今後利用したい保育サービスは一時預かりや延長保育、病児保育などが２割前後あり、学童保育の利用度は約１割で、放課後子ども教室の利用意向は４割となっています。

課題としては、男性の育児参加、職場の仕事と子育ての両立できる環境、多様化する保育サービスの提供などが依然としてあげられます。仕事と生活の調和の実現を目指し、このような課題に対する取り組みが必要です。

目標４．健全育成に向けた教育の充実

子どもを取り巻く社会的環境の著しい変化の中で、近年の子どもの育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他者とのかかわりが苦手、自制心や規範意識が十分に育っていない等の課題が指摘されています。そこで、次代の主人公である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や人格を尊重したゆとりある学校教育、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭・生涯教育環境の整備に努めます。さらに、地域や家庭と学校が連携して学校をめぐる様々な問題に対応していくために、地域に根ざし地域に開かれた学校づくりを推進します。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、子育てサークルなど自主的活動をするにあたって行政に行ってほしい支援は、「活動場所の提供」や「情報発信やＰＲなどに関する支援（掲示板の開放など）」が高く、また、思春期の子どもに必要な取り組みとしては、「生命の尊さについての学習」や「性についての正しい情報提供」などが高くなっており、これらは平成 16 年度調査と傾向が変わっておらず、引き続きこうしたニーズへの取り組みが必要とされています。

目標５．地域での生活環境の整備

子どもや子ども連れが安心して暮らせる都市環境が求められています。ゆとりある住環境や子どもが安心して遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。

また、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取組みを、関係機関や地域と連携して行います。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、普段の遊び場は家の中のほか「地域にある小規模の公園」の割合が高く、子どもの遊び場に望むことは「安心して遊べるところ」や「近くの遊び場」のニーズが高くなっています。また、子育て支援で力を入れてほしいことでは「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」や「公園や歩道の整備」が上位を占めています。近くにあって、安心して遊べる公園の充実が望まれています。

また、子どもと外出時に困ることとして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪にあわないか心配」という回答が平成 16 年度調査に引き続き多くなっており、対策が必要です。また、交通機関、建物やトイレについても、「子育てのバリアフリー化」を求める声が多くなっています。

子どもの安全のために重要なことは「地域ぐるみのパトロールなど、子どもを犯罪から守る取り組み」が高くなっており、こうした意識の高い地域住民が活動できるような仕組みや情報提供が必要です。

目標６．安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健の充実、地域医療体制の整備、思春期保健の充実や食育の推進強化等、トータルで出産・子育てを支援していく具体的な取組みを進めていきます。また、障がいがある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実に努めます。

【前期計画の課題】

ニーズ調査の結果からみると、日頃の悩みとして「病気や発育・発達」や「食事や栄養」は依然２～３割と高い割合となっており、子育て支援で力を入れてほしいことでは「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」のニーズが平成 16 年度調査と同様に高くなっています。

また、朝食を毎日食べる子どもは平成 16 年度よりやや減少しています。

課題としては、働きながら子育てする家庭への支援、地域医療体制の充実や、食に関する学習の機会や情報提供の継続などがあげられます。

また、子どもに発達の遅れや障がいがあった場合、力を入れてほしいこととしては、発達や障がいの種別・程度に応じた障がい児保育・教育の改善、リハビリ機能等施設の整備、健常児と同じ保育サービス受けられる体制の整備、などが平成 16 年度調査と同様高い割合となっており、今後も継続的に対応が必要となっています。

４．高砂市の特徴を活かした今後の取り組み

高砂市は、播磨灘を臨む海岸部に大企業を抱え、古くから勤労者のまちとして発展してきました。
このような中で、早くから幼児の教育、保育についての関心を持ち、子育て支援に先駆的に取り組んできました。今後におきましても今まで大切に育んできた子育て支援の特徴を活かし、地域や企業も含めた社会全体で支えていくという理念のもと、子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざし取り組んでいきます。

①保育所の待機児童がゼロを維持

高砂市では、現在認可保育所が公立９か所、民間 10 か所ありますが、いずれの保育所でも待機児童は出ていません。こうした状況は公立・民間保育所ともに子どもの受け入れ体制が整備されており、また保育施設が充実していることが寄与しているといえます。

また、認可保育所がほとんどで一定の保育環境の中で保育が行われかつ、比較的安い保育料で利用することができ、市民の経済的負担も少ないことも特徴です。

今後、保護者の就労形態や生活様式の多様化が進むにつれ、保育ニーズも多様化してくることが予想されます。後期計画においても、引き続き保育所の充実を推進し、市民のニーズに対応し、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んでいきます。

②学童保育所の充実

学童保育所においては、高砂市では近隣市町の中でも先駆的に学童保育事業に取り組み、現在、小学校区１０校区あるなか、NPO 法人などの努力によって１２か所の学童保育所が各校区に整備をしています。また、原則小学１～３年生の低学年の児童の受け入れだけではなく、希望すれば４～６年生の高学年も入所できるように柔軟な対応も行っています。

近年、入所者数は年々増加傾向にあるなか、後期計画においても、利用者のニーズに応じた環境整備を今後も行っていきます。

③子育てサークルの育成

高砂市では、近隣市町と比べて地域の子育て力を育む取り組みとして、子育てサークルの育成に早くから取り組んでいます。子育ての親との協働事業として、就園前の乳幼児を抱える家庭の支援を目的に、保育所での体験保育「らんらん」事業、公民館等での「すこやかグループ」活動など子育てサークルの育成を推進しています。現在まちの子育てひろばなど、子育てサークル数が３０以上あり、活動が盛んな地域であります。

サークル結成後は、子育て交流会を開催し、サークル間の情報交換や連携を深め、サークルが継続するような活動場所の確保や出前講座などを開催し、後期計画においても、益々の地域での積極的な活動ができるよう支援を行っていきます。

④子どもの安全安心に関する施策の充実

後期計画では、基本目標５「地域での生活環境の整備」において、施策として新たに「子どもの事故防止」を設け、子どもの事故防止のためのさまざまな取り組みを推進していきます。

家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故についての対策や防止方法の普及・啓発のため、メール等によるネットワークシステムの構築や、子どもの健診の際、啓発指導員による講習会の開催などの取り組みを検討していきます。

５．計画の体系

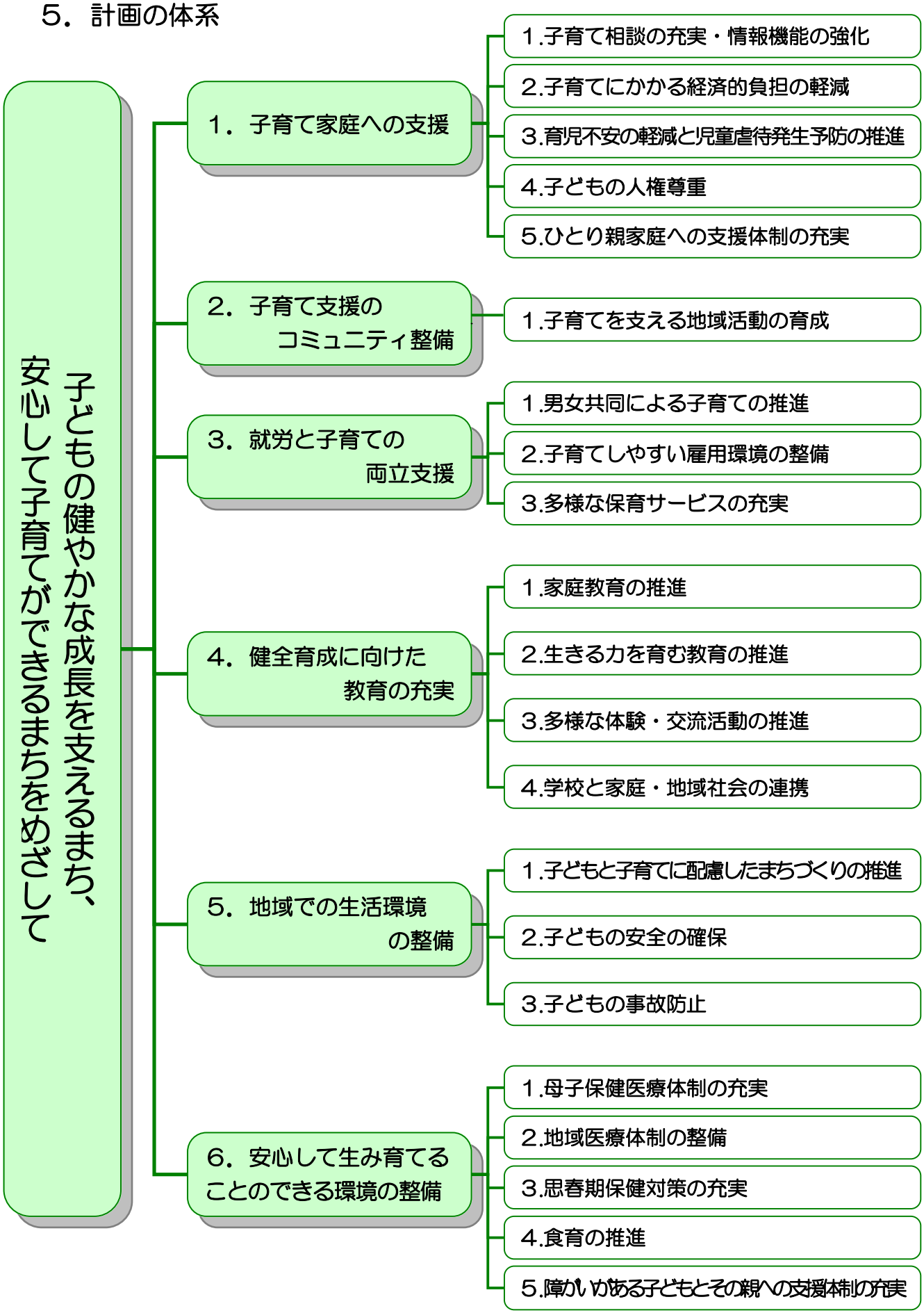
子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして
１．子育て家庭への支援
１.子育て相談の充実・情報機能の強化
２.子育てにかかる経済的負担の軽減
３.育児不安の軽減と児童虐待発生予防の推進
４.子どもの人権尊重
５.ひとり親家庭への支援体制の充実
２．子育て支援のコミュニティ整備
１.子育てを支える地域活動の育成
３．就労と子育ての両立支援
１.男女共同による子育ての推進
２.子育てしやすい雇用環境の整備
３.多様な保育サービスの充実
４．健全育成に向けた教育の充実
１.家庭教育の推進
２.生きる力を育む教育の推進
３.多様な体験・交流活動の推進
４.学校と家庭・地域社会の連携
５．地域での生活環境の整備
１.子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
２.子どもの安全の確保
３.子どもの事故防止
６．安心して生み育てることのできる環境の整備
１.母子保健医療体制の充実
２.地域医療体制の整備
３.思春期保健対策の充実
４.食育の推進
５.障がいがある子どもとその親への支援体制の充実

第３章
計画の内容

基本目標１　子育て家庭への支援

【主要課題】	【施策の方向】
１．子育て相談の充実・情報機能の強化	①子育てに関する相談体制の充実 ②子育て情報のネットワーク化の推進
２．子育てにかかる経済的負担の軽減	①各種制度の充実
３．育児不安の軽減と児童虐待発生予防の推進	①親への相談及び指導体制の整備 ②地域における児童虐待防止等ネットワークの整備 ③虐待被害児童の立ち直り支援
４．子どもの人権尊重	①子どもの人権尊重に関する普及・啓発
５．ひとり親家庭への支援体制の充実	①相談体制の充実 ②支援体制の充実

１．子育て相談の充実・情報機能の強化

近年の地域における連帯感の希薄化や、子育てに関する情報の氾濫等により、子育てに自信がもてず、不安や悩みをひとりで抱えている親が多くなっています。この様な不安や悩みをうまく解消できないまま子どもへの虐待につながるケースが社会問題として取り上げられています。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談相手は家族や友人などが大半で、行政機関への相談は、利用意向があるものの利用経験のある人は少ない状況がわかりました。親たちの子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、さらなる相談体制の充実を図り、子育てに関する情報や親子で交流できる多様な機会を積極的に提供していきます。

① 子育てに関する相談体制の充実

子育てに関する様々な悩みに対応できるよう、関係各機関の相談機能や交流活動の充実を図り、誰もが利用しやすい相談体制づくりを実施していきます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
家庭児童相談室 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを子育て相談の総合的窓口として市民に周知するとともに、機能の充実を図ります。	児童福祉課（子育て支援センター）
スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	学校教育課
適応指導教室の充実	不登校児童生徒の「こころの居場所」を確保し、自立心や社会性を育て、学校生活への復帰を引き続き支援します。	学校教育課
相談体制の充実	いろいろな悩み、問題行動等に対する相談に応じます。 また教育相談事業を実施し、児童・生徒に関する様々な問題の相談に取組みます。	青少年補導センター 学校教育課

② 子育て情報のネットワーク化の推進

子育てに関する情報を一元化するために、子育て支援センターを拠点に各種相談機能や情報提供機能等のネットワーク化を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
子育て支援ネットワークづくり	児童相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。拠点となる子育て支援センターをネットワークの核として、子育て家庭に関する業務を総括し、関係機関との連絡・調整をします。	児童福祉課（子育て支援センター）
子育て情報の提供	相談事業や交流活動、公園や施設等、子育てに関する情報をまとめた子育てマップを適時発行します。 また子育てサークル情報や関係機関の子育て情報を発信するため子育て情報誌の充実に努めます。	

子育て支援センターの業務・役割

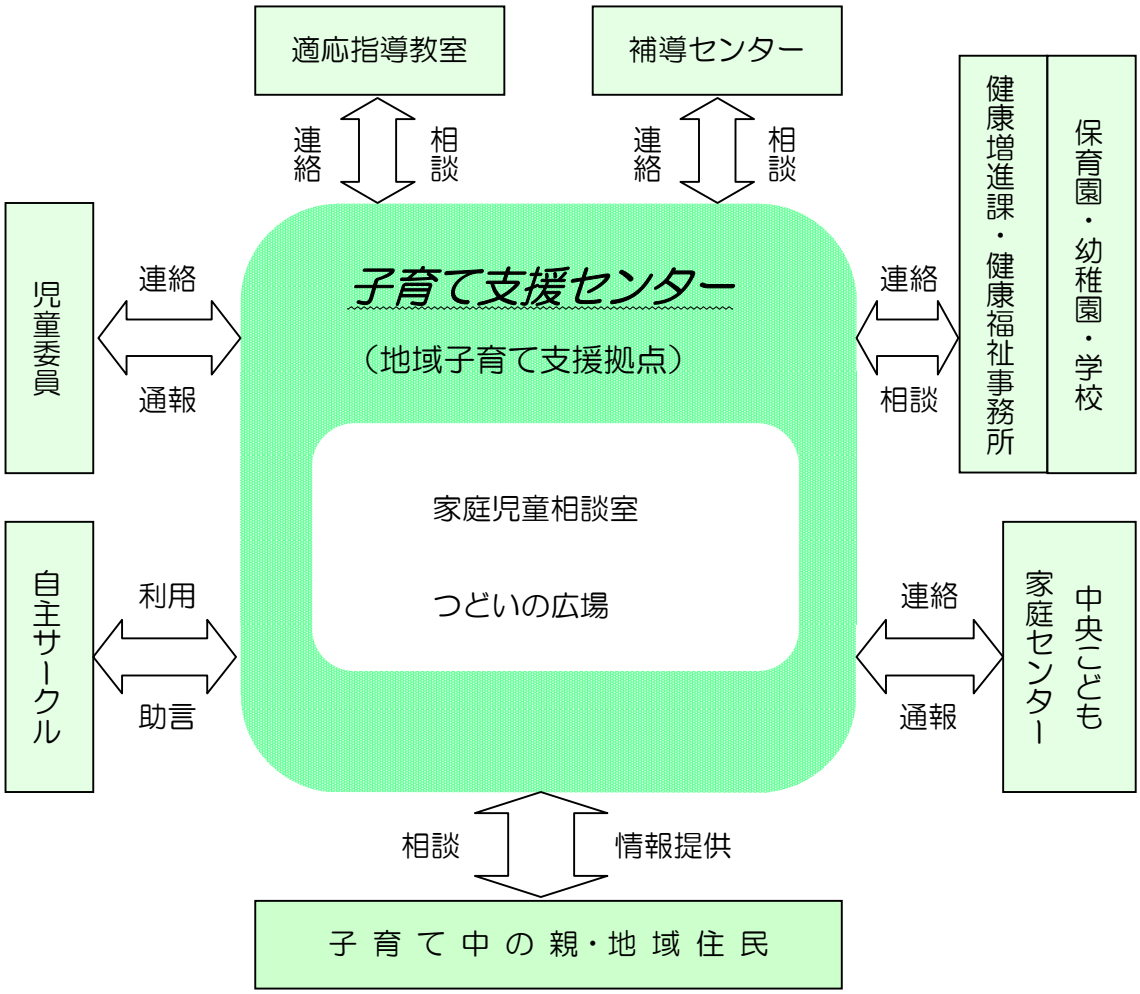

● 子育て支援センターの業務・役割

・相談員間の連絡を緊密に行います。
・相談者への対応を効率的に行います。
・子育て市民への情報提供（子育てマップ・子育て情報誌・子育て体験集）
・子育て自主サークルの拠点とします。
・児童委員の拠点とします。
・相談室、会議室を効率的に運用します。
・子育てに関する指導者、リーダー等の研修の場として活用します。
・児童虐待防止等ネットワークの拠点とします。

２．子育てにかかる経済的負担の軽減

地域経済の低迷等が続く中、家計に占める子育て全般にかかる経済的負担の割合が増加してきています。また、近年の出生率の低下原因には「経済的負担が大きい」が上位にあげられ、ニーズ調査においても「児童手当の充実」や「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」といったニーズが依然として高くなっています。このままでは、少子化はさらに進み、社会活力の低下につながり、地域経済の混迷等が続くことでさらに少子化の進行に拍車がかかります。そこで、子育て家庭に対しては、経済的支援の強化を図り、養育費・教育費等の軽減に努めます。

① 各種制度の充実

子育て費用は増加しており、子育て家庭の家計の大きな負担となってきています。必要な支援措置を講じて、子育て費用の軽減や制度の啓発に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
児童手当※の給付	制度の充実を図るために、対象制限の見直し等を国に要望します。また、制度の改正があった場合は適切に対応します。	児童福祉課
就学援助の給付	制度の充実を図るために、対象制限の見直し等を国に要望します。	学務課
乳幼児等医療費の助成	保護者負担に配慮した事業に努めます。	国保医療課
保育所保育料の軽減	保護者負担に配慮した保育料の適正化を図り、保育料の軽減を引き続き行います。	児童福祉課
幼稚園保育料の軽減	保護者負担に配慮しつつ保育料の適正化を図ります。	学務課
学童保育所保育料の軽減	保護者負担に配慮した保育料の軽減を行います。	児童福祉課（子育て支援センター）
高等学校奨学金の給付	経済的理由によって就学困難な者に対して奨学金を引き続き支給します。	学務課

※児童手当は平成 22 年４月から子ども手当に変更となる予定です。

３．育児不安の軽減と児童虐待発生予防の推進

近年、母親の多くは妊娠、出産、育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩んでいるといわれます。また、親自身の精神的な問題や生活上のストレスや、子育ての困難さ等の様々な要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。

この様な現状にあって、国では児童虐待防止法が改正され、児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認の義務化、出頭要求や一時保護の実施の通知などが盛り込まれました。この法改正を踏まえ、高砂市では、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため児童虐待に早期かつ適切に対応できる地域の連携体制づくりや、防止につながる相談体制の整備、さらには被害児童に対する支援の強化を図ります。

① 親への相談及び指導体制の整備

親の育児不安やストレスの軽減等、親に対する支援を実施し、児童虐待の防止を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
子どものこころの安らかな発達の促進と育児不安の軽減	両親の育児不安･ストレスと子どものこころの関係､児童虐待防止のための両親への支援を行ないます。	児童福祉課 子育て支援センター 健康増進課

② 地域における児童虐待防止等ネットワークの整備

児童虐待の予防と早期発見・対策及び非行、不登校や「ひきこもり」等、児童を取り巻く様々な問題に対応するための取組みを推進するため、関係機関や関係団体等と地域でのネットワークづくりを図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
児童虐待防止ネットワークづくり	平成 17 年度に設置した高砂市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待など児童の取り巻く様々な問題に対応するため、関係機関や関係団体等との連携をより強化し、児童虐待の予防と早期発見に努めます。	児童福祉課 子育て支援センター 学校教育課 青少年補導センター 健康増進課
虐待防止のための県との連携強化	虐待のおそれのある保護者に対する出頭要求、立入調査等が必要な場合において、県知事又は児童相談所長への通知、都道府県の行う検証作業への協力など、県と連携した取組みを推進します。	児童福祉課 子育て支援センター 学校教育課 青少年補導センター
（新）要保護児童セーフティネットの強化	児童虐待などの要保護児童及びその家庭を支援するために、市が積極的に関係機関と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	児童福祉課 子育て支援センター 関係課

③ 虐待被害児童の立ち直り支援

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長や自立を促していくため、被虐待児童のケアと立ち直り支援は、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域の関係機関の協力体制の構築が不可欠です。児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行います。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
被虐待児童のケアと立ち直り支援	被虐待児童のケアと立ち直り、親子の再統合を図るため中央こども家庭センター等と連携して取組みを進めます。	児童福祉課 子育て支援センター

４．子どもの人権尊重

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」では「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という４つの権利が定められ、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めることが大人の義務としてうたわれています。

高砂市においても、子どもが社会の一員としての権利が尊重され、また子どもが主体的に参加できる社会に向けて、「児童の権利に関する条約」を市民に広く知ってもらうための啓発・普及運動を推進していきます。

① 子どもの人権尊重に関する普及・啓発

子どもの人権が尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
「児童の権利に関する条約」の啓発	パンフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。	児童福祉課

５．ひとり親家庭への支援体制の充実

近年ひとり親家庭が増加傾向にあり、子育て環境も変化しつつあります。また経済の低迷に伴い、特に母子家庭の母親は就業面等で不利な状況に置かれ、その生活は極めて厳しいものとなっています。さらに、ひとり親家庭は、日常の生活や子育てに困難な問題を抱えており、そのうえ、地域の中でも孤立しやすい状況にあります。ひとり親家庭の子どもが健やかに成長できるよう、高砂市母子家庭等自立促進計画を基本に、相談体制の充実を図るとともに、安心して子育てできるよう子育てと仕事の両立支援、経済的支援の充実に努めます。

① 相談体制の充実

ひとり親家庭が抱える子育てや生活等の悩みを解消できるよう、相談体制の充実を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
相談活動	ひとり親家庭が抱える悩みを解消できるよう、母子自立支援員等による相談活動を充実します。	児童福祉課

② 支援体制の充実

ひとり親家庭の負担の軽減を図るため、経済的な支援や子育て・生活支援を実施していきます。また、母子家庭が十分な収入を得ることができ、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練等、就業面での支援を促進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
児童扶養手当の給付	母子家庭の生活支援のため、制度の啓発に努めます。	児童福祉課
ひとり親家庭への支援サービス	児童福祉金制度に代わって、ひとり親家庭に対しての支援サービスを行います。	
母子家庭等医療費の助成	自立の困難な母子・父子家庭等については市独自に所得制限の緩和を継続します。	国保医療課
母子援護事業	保護の必要な母子を母子生活支援施設において保護するとともに、母子の自立を促進します。	児童福祉課
母子・寡婦福祉法関連事業	母子・寡婦福祉資金貸付制度等制度の啓発に努めます。	
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の家事・育児等の生活支援を行います。	
母子家庭自立支援給付金	就業や仕事に役立つ経済的自立促進として自立支援教育訓練給付や高等技能訓練促進費の給付を行います。	

基本目標２　子育て支援のコミュニティ整備

【主要課題】	【施策の方向】
１．子育てを支える地域活動の育成	①地域協働の子育てネットワークの構築 ②安全・安心の地域活動 ③子育て支援の拠点整備

１．子育てを支える地域活動の育成

子どもの健全育成を図る上で、地域社会の果たす役割は非常に大きいといえます。また子どもは次代の地域コミュニティを担い、その形成にとって大切な存在です。

将来的にも活気ある地域づくりを進めていくためには、子どもたちの成長を支えあう地に足の着いた地域活動の育成が重要となっています。

そのためには、コミュニティの育成や包括的なネットワークの構築等を実施していく必要があります。この子育てを核にして、地域内でのコミュニティが形成され、さらには高齢者や障がい者に関するネットワークともリンクしながら、高砂市全体がお互いを支えあう大きなコミュニティを形成していきます。

① 地域協働の子育てネットワークの構築

行政、地域住民、各種団体や企業が協働して地域ぐるみで不登校や非行、児童虐待等、子育て家庭を支援するネットワークの構築を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
地域子育て ネットワーク事業	地域団体を中心に高砂市地域子育て支援ネットワーク事業を推進し、子育て支援活動の充実や支援者等の裾野の拡充を図ります。	生涯学習課
ファミリーサポートセンター事業の推進	仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を周知し、登録会員の増加に努めます。	児童福祉課 （子育て支援センター）

② 安全・安心の地域活動

凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースが増加する傾向にあります。子どもを犯罪から守るためには、地域ぐるみで子どもを見守る環境づくりに努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
安全・安心のまちづくりの推進	ＰＴＡや地域の団体が自主的に、安全・安心のまちづくり活動ができる環境づくりを推進します。	危機管理室 青少年課

③ 子育て支援の拠点整備

高砂市の子育て支援の総合的拠点である子育て支援センターについて、各地域に根ざした子育ての拠点となるよう施設の活用を目指します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
つどいの広場の活用	子育て支援センターでのつどいの広場に参加しにくい親子のために、各地域の公民館で開催する回数を増やします。	児童福祉課（子育て支援センター）

基本目標３　就労と子育ての両立支援

【主要課題】	【施策の方向】
１．男女共同による子育ての推進	①男性の家事・育児への参加の促進 ②子育て意識の醸成・啓発
２．子育てしやすい雇用環境の整備	①育児休業制度の普及・促進 ②再就職への支援の充実 ③職場環境の改善
３．多様な保育サービスの充実	①保育ニーズへの対応 ②保育サービスの質向上 ③放課後児童対策の充実

１．男女共同による子育ての推進

家庭内では、従来の「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男性の仕事中心の生活習慣により、女性の家事・育児の負担が大きくなっています。働く女性が増える中、固定的な性別役割分担意識を改革し、男性の家事・育児への参加を促進します。

そして、これから子どもをもつ若い世代に対して子育て意識の醸成を図るとともに、市民の子育て意識を高め、男女参画による子育てを推進します。

① 男性の家事・育児への参加の促進

家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術が身につけられる機会を提供し、男性の子育てへの参加を促進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
男女共同参画センター	男女が共同して担う子育てを総合的に支援します。	市民活動推進課
男性の家事･育児への参加の促進	男女がともに担う家事等家庭責任について啓発を行います。	
父親の育児への参加の促進	父親の子育て意識の高揚を図ります。	児童福祉課（子育て支援センター）

② 子育て意識の醸成・啓発

若い世代に子育ての知識や子育ての楽しさを伝える機会を提供し、父性や母性を育てるとともに、男女が共同で子育ての責任をもつことへの意識の醸成を図ります。

また、市民の子育て意識を高めるために、行事の開催や広報活動の充実に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
男女平等意識の高揚	生涯学習や学校・家庭における男女平等教育を推進します。	児童福祉課 （子育て支援センター） 学校教育課
子育て体験集の発行	市民から子育ての楽しさを伝える体験談を募集し、体験集として発行します。	児童福祉課
児童福祉週間事業	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	

２．子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育てを両立する家庭が増えており、家庭だけでなく職場においても子育てへの理解や協力が求められています。育児休業制度の普及・拡充、復職しやすい職場環境の整備、子育てのために退職した人への再就職の支援、労働時間の短縮等職場環境の改善等、仕事と育児の両立ができ、安心して子育てしながら働くことのできる環境づくりに努めます。

① 育児休業制度の普及・促進

育児休業制度の普及・拡充を促進し、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
育児休業制度の普及・促進	育児休業制度の周知徹底のための啓発を行います。 また、生活資金融資制度の啓発を行います。	市民活動推進課 健康増進課

② 再就職への支援の充実

再雇用制度の普及・定着を促進するとともに、能力開発機会や職業情報の提供を図り、再就職や就労機会の拡大に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
職業能力開発と技術・資格取得の機会の情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得の情報提供を充実します。	市民活動推進課
再就職を希望する者に対する情報の提供	公共職業安定所情報の提供等を充実します。	
働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	健康に関する相談窓口を充実します。	健康増進課

③ 職場環境の改善

労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入の促進、女性の労働条件の向上、職場での男女平等の労働意識の啓発に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
労働時間の短縮	子育てしやすい環境をつくるため、労働時間の短縮の啓発のほか、ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民及び市内事業所に対しＰＲの強化に努めます。	産業振興課
パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上	労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、啓発を行います。	
仕事と育児・家庭が両立できる制度の確立	仕事と育児・家庭が両立できるような多様でかつ柔軟な働き方が選択できる制度の確立を事業主に啓発します。	市民活動推進課 産業振興課
仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及	育児・介護休業制度等を取得しやすい雰囲気（特に男性労働者）であることや両立について、経営トップ、管理職の理解があること等、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及・啓発を行います。	

３．多様な保育サービスの充実

親の就労形態や勤務時間の多様化、生活スタイルの変化等により、子育て家庭の保育ニーズも様々になっています。多様な保育ニーズに対応した保育施設の整備を図るとともに、保育サービスの拡充を推進し、併せて保育サービスの質の向上を目指します。また、昼間保護者のいない小学生の健全育成を図るために、放課後児童対策の充実を図ります。

① 保育ニーズへの対応

親の様々なライフスタイルに対応できるよう、乳児保育、延長保育、一時保育等の多様な保育サービスの充実に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
乳児保育事業	保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、引き続き事業を充実します。	児童福祉課
延長保育事業	親の多様な勤務時間に対応できるよう、延長保育の拡充を図ります。	
一時保育事業	保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に対応できるよう、一時保育を実施します。	
子育て家庭短期入所事業	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に保護する短期入所事業を引き続いて行います。	
休日保育事業	休日の保育ニーズに対応するため休日保育を実施します。	
病児・病後児保育事業	病気時と病後の観察期にある保育園児を保育するため、病児・病後児保育の体制を整備します。	

② 保育サービスの質向上

良好な保育環境の確保、多様な保育ニーズに対応できる保育所の整備・充実、保育士の資質の向上を図ります。さらには、サービス利用者や第三者からのサービスに対する声を重視し、保育サービス全体の質の向上に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
保育所の整備・機能の充実	老朽化した保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう保育所を整備します。	児童福祉課
幼稚園・保育所の統廃合等の推進	今後の就学前児童数の推移や、多様な保育サービスを求める保護者のニーズを視野に入れ、望ましい幼児教育を推進するために幼稚園・保育所の幼保一体化や民間移管、統廃合等を行います。	学校教育課 児童福祉課
保育士の資質の向上	保育ニーズの多様化、地域における保育所機能の拡大により保育機能の充実が求められているため、研修を通じて保育士の資質の向上を図ります。	児童福祉課
保育サービスの向上	保育所の苦情処理委員会において、利用者の声を運営に活かします。 また開かれた保育所づくりや保護者の選択を容易にするため保育所に第三者評価システムを導入します。	

③ 放課後児童対策の充実

放課後児童健全育成事業である学童保育所の公立化を図り、運営内容や環境の充実を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
学童保育所の公立化	保護者の負担を軽減するために、学童保育所の公立化を図ります。	児童福祉課（子育て支援センター）
学童保育所の環境整備	空き教室等を利用した活動のしやすい環境を確保します。	

基本目標４　健全育成に向けた教育の充実

【主要課題】	【施策の方向】
１．家庭教育の推進	①家庭教育に関する学習機会の充実 ②親子のふれあい活動等の促進
２．生きる力を育む教育の推進	①人格形成の基礎を培う就学前教育の推進 ②生きる力を育む学校教育の推進 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
３．多様な体験・交流活動の推進	①体験・交流活動の機会や場の充実 ②地域における健全育成団体活動の充実
４．学校と家庭・地域社会の連携	①地域に開かれた学校づくり ②学校・家庭・地域の連携

１．家庭教育の推進

子どもたちの生活の中心である家庭での養育、教育機能が低下しています。家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、親子関係を中心とした生活習慣の形成やこころ豊かに育っていける活動を推進します。

① 家庭教育に関する学習機会の充実

親の育児能力や教育力を高めるために、子育てに関する知識や技術が学べる機会を積極的に提供し、家庭教育の重要性の認識を深めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
子育て学習活動	子育てにかかわる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	児童福祉課（子育て支援センター）

② 親子のふれあい活動等の促進

親子のふれあいや交流を通じて、子どもがこころ豊かに育ち、健全な人格を形成していけるよう、親子の交流活動や機会を提供していきます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
青少年仲間づくり事業	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	青少年課

２．生きる力を育む教育の推進

子どもの豊かな人間性を育むために、保育所、幼稚園、学校の役割は重要です。人格形成の基礎を培う大切な幼児期の教育の充実を図ります。また、社会が著しく変化する中、子どもたちが柔軟な対応ができるよう、自ら考え行動する力を育てるとともに、子ども一人一人の個性を伸ばす学校教育を推進します。

① 人格形成の基礎を培う就学前教育の推進

豊かな人間性の基礎を培えるよう、幼児期にふさわしい様々な遊びや活動が体験できる教育内容の充実を図ります。また、地域の幼児教育の核として機能するよう、家庭・地域との連携を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
地域に開かれた幼稚園の推進事業	地域の人々や団体等と連携を図り、地域に開かれた特色ある幼稚園づくりを推進します。	学校教育課 幼稚園
幼稚園・保育所の統廃合等の推進（再掲）	今後の就学前児童数の推移や、多様な保育サービスを求める保護者のニーズを視野に入れ、望ましい幼児教育を推進するために幼稚園・保育所の幼保一体化や民間移管、統廃合等を行います。	学校教育課 児童福祉課
保・幼・小の連携	就学前教育と小学校教育との円滑な接続のため、積極的な連携を図ります。	学校教育課 児童福祉課

② 生きる力を育む学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の３つの資質能力をバランスよく育み、これからの社会の担い手として「生きる力」を身につけるため、学校教育の内容や方法の改善・充実を図ります。また、こころ豊かな生活・学習の場としてふさわしい環境づくりに努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
豊かな体験活動の推進	各学校が、「総合的な学習の時間」（環境、福祉、人権、国際理解等の課題学習）等、創意工夫を生かした教育を推進します。	学校教育課 学校
健全な心身を育てる教育の推進	豊かな人間性を育めるよう、いじめや不登校等様々な問題解決に向けて、適応指導教室、スクールカウンセラーの配置、教育相談事業等の充実を引き続き図ります。	
豊かな教育環境の設備整備	子どもたちが豊かな体験を培えるよう、コンピュータや図書の充実等、環境整備を計画的に行います。	学校教育課 総務課（教育） 学務課
少子化問題の啓発	少子化問題について学校で活用できる資料等を作成し、教育現場に提供します。	児童福祉課

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちをインターネット上の有害情報やいじめから守るため、子どもが利用する携帯電話のフィルタリング利用の普及啓発に努めます。また、メディアへの過度の依存に対して、地域、学校、家庭において情報モラル教育を推進します。

≪新規施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
フィルタリング利用の普及啓発	子どもが利用する携帯電話のフィルタリングについて、普及啓発に努めます。	青少年補導センター
情報モラル教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力や、情報社会に参画する態度等の育成を図ります。	学校教育課 学校

３．多様な体験・交流活動の推進

学校週５日制の導入により子どものゆとりある時間が増えています。ゆとりある時間を有効に活用するために、地域での様々な体験や交流活動への参加を促進します。また、地域の健全育成活動の活性化を図り、地域の子育て支援活動を推進します。

① 体験・交流活動の機会や場の充実

地域での体験活動、ボランティア活動、交流活動等、様々な活動に子どもが参加できる機会を提供するとともに、各種施設を有効に活用していきます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
図書館事業	図書館の整備を進めます。また、おはなし会等の各種行事を開催する等、事業の充実を図り、利用しやすい図書館づくりに努めます。	図書館
みのり会館事業	子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の交流事業、図書室の開放を引き続き実施します。	みのり会館
体育館スポーツ教室	体育館等で各種スポーツ教室を開催し、子どもの健康の維持・増進を図ります。	スポーツ振興課（施設利用振興財団）
平和教育事業	広く市民･児童を対象とした平和教育事業を推進します。	総務課
姉妹都市との交流事業	児童・生徒と文化・スポーツの交流事業を引き続き行います。	市民活動推進課
エコ教室事業	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会を充実します。	環境政策課
青少年仲間づくり事業（再掲）	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	青少年課

項　目	今後の方向性	担当課
インターンシップの受け入れ	次代を担う高校生を対象としたインターンシップの受け入れ態勢を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	関係課
高齢者との交流事業	地域や施設等の高齢者と子どもたちが交流を図る事業を関係課で推進します。	関係課
歴史体験の充実	学校で民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習を推進します。また、親子で古代の道具作りを通して歴史体験ができる環境を提供します。	生涯学習課
環境教育	自然や自然物を活用した体験学習、又、自然学校等における環境保全活動の実践を一層推進します。	学校教育課 学校
乳幼児とのふれあい体験の推進	少子化が進行し、兄弟姉妹のいない家庭が増加している中、中学生と乳幼児とのふれあい体験を推進します。	
子どもたちの見守り活動と世代間交流事業	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、色々な世代の人と交流できるように、各小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを今後も実施します。	青少年課

② 地域における健全育成団体活動の充実

地域における健全育成活動の充実を図るために、地域の人々の参加を促進し、活動の育成・支援に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
子ども会活動への助成	子ども会活動が円滑に運営できるよう、活動費への助成を行います。	青少年課
児童健全育成活動自主サークルへの支援	子育て支援センター等を通じて、児童健全育成活動を行う自主サークルに活動場所の提供等の支援をします。	児童福祉課 （子育て支援センター）

４．学校と家庭・地域社会の連携

いじめや校内暴力、不登校、高校中退等、学校をめぐる様々な問題が生じています。その中でも子どものこころに関する問題への取組みは、学校と家庭及び地域社会の連携が必要となってきます。連携を生むためには、学校教育に地域の人材や資源を取り入れたり、また学校行事と地域行事の相互交流等の相互協力を図ることが重要となってきます。そのためにも、地域に開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

① 地域に開かれた学校づくり

地域住民や子どもたちの学習・交流、スポーツ等の活動の場として、学校が有する様々な施設や設備等の利用促進を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流促進の場を提供します。	総務課（教育）

② 学校・家庭・地域の連携

学校、家庭、地域社会はお互いに影響しあいながら、子どもの育成に関わっています。このことにより、子どもに関する諸問題について、学校、家庭、地域社会が協力して健全育成を図っていきます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
開かれた学校づくりの推進	学校・家庭・地域が連携し、教育活動の充実を一層図ります。	学校教育課 生涯学習課

基本目標５　地域での生活環境の整備

【主要課題】	【施策の方向】
１．子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	①子どもにやさしいまちづくりの推進 ②ゆとりある住環境の整備
２．子どもの安全の確保	①子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進
３．子どもの事故防止	①子どもの事故防止に関する啓発

１．子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安心して行動できるまちづくりが求められています。子どもや子ども連れでも気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備や、子どもが自然とふれあえる遊び場の充実、子どもがのびのびと成長できる住環境の整備に努めます。

① 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安全に行動できるまちづくりを目指して、公園や施設の整備、災害に対する安全確保等に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
公園・緑地の整備	市民１人あたり 20 平方メートル以上を確保できるよう、引き続き公園・緑地を整備します。	建設課
自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境学習の場を整備します。	産業振興課 建設課
遊び場の充実	宅地開発にあたって、遊び場の設置等、子どもの遊び場を充実します。	建設課
乳幼児に配慮した事業の実施	公共施設や公共機関に授乳コーナーやオムツ替え等、子育てに配慮した設備を整備します。 また各種行事を実施するに際して託児コーナーを設け、子ども連れでも参加しやすい事業を推進します。	児童福祉課 関係各課

② ゆとりある住環境の整備

子どものいる家庭がゆとりある住宅を確保できるよう、良質な公共住宅や宅地の供給等、ゆとりある住環境の整備に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
土地区画整理助成事業	良好な宅地供給・住環境をめざす、組合施行区画整理事業に積極的に助成します。	建設課
福祉のまちづくり事業	歩道と道路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	建設課

２．子どもの安全の確保

近年、凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースが増加傾向にあります。また、全国的な傾向として、交通量の増加や運転者のマナーの悪さ等が問題となり、子どもが被害者となる交通事故も同じく増加しています。この様な現状の中で高砂市では、子どもたちの安全を確保するため、関係機関及び地域ぐるみで具体的な取組みを推進していきます。

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守る活動を地域や関係機関等と連携しながら推進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
防犯体制の充実	警察、地域が連携した防犯体制の充実を図り、子どもが犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。また、不審者対策や安全教育を推進します。	市民活動推進課 学校教育課 補導センター 児童福祉課
防犯灯の設置	地域住民の意見を聴きながら、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を推進します。	建設課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、行政、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携及び協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
交通安全教室	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子どもの交通安全思想の普及に努めます。	管理課（まちづくり）
交通安全の普及・啓発事業	チャイルドシートの着用の効果の啓発等に努めるとともに、チャイルドシートの着用の促進を図ります。 また保育園・幼稚園・小学校の出口付近の足元に「とまれシール」を貼るなど安全の確認を習慣づけます。	
道路の整備	道路改良による歩道と車路の段差の解消、障害物をなくす等歩行空間の整備に努めます。	建設課

３．子どもの事故防止

子どもが家庭内や屋外で事故にあうケースは、設備等の外的要因だけでなく、保護者等の子どもの世話をする人の不注意が要因になることもあります。子どもの安全を守るためにも、こうした子どもの事故防止の啓発に努めます。

① 子どもの事故防止に関する啓発

子どもを事故から守るため、保護者等に事故を未然に防ぐ啓発を推進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
子どもの事故防止に関する普及・啓発	家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	児童福祉課

基本目標６　安心して生み育てることができる環境の整備

【主要課題】	【施策の方向】
１．母子保健医療体制の充実	①母と子の保健予防と健康づくりの推進
２．地域医療体制の整備	①小児医療の充実 ②緊急医療体制の整備
３．思春期保健対策の充実	①心身の健康に関する啓発・学習の推進 ②心の問題に関する相談体制の充実
４．食育の推進	①食生活に関する啓発・学習の推進 ②食への関心の醸成
５．障がいがある子どもとその親への支援体制の充実	①療育相談・指導の充実 ②福祉サービスの充実 ③総合的な支援体制の整備 ④経済的な支援体制の充実

１．母子保健医療体制の充実

晩婚化、子育てと仕事の両立の増加等、子どもを産み育てる環境が変化しており、出産や子どもの成長に不安をもつ人が増加しています。妊娠、出産、子育てというライフステージに応じた母子の健康づくりを推進し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。また、地域の医療機関との連携を図り、母子保健医療体制の充実に努めます。

① 母と子の保健予防と健康づくりの推進

出産や育児の不安の解消、子どもの病気の予防と早期発見を図るため、妊産婦の保健指導、乳幼児の健康診査や保健指導等、母子保健サービスの充実に努め、母と子の健康づくりを推進します。さらに、健康福祉事務所、医師会・歯科医師会及び市民病院等との連携により発達に不安のある乳幼児への相談や育児支援を実施します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
乳児保健相談、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査	定期的に実施している健康診査への受診を促進するとともに、あわせて育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援します。	健康増進課
子どものこころの相談	親子関係や育児環境について、保護者の心理面のサポートを行います。	
養育支援家庭訪問事業	従来の妊産婦等訪問指導と新生児等訪問指導を統合し、妊産婦等や新生児等の親の不安を解消するため、助産師や保健師の保健指導を充実します。	
育児の不安の解消、発達に不安のある乳幼児を持つ保護者への育児支援の充実	妊婦・乳児とその親の相談と交流の場を設定し、育児不安等を解消します。 また、発達に不安のある幼児・保護者に対して遊びの場を提供し、継続的な育児支援を行います。	

項　目	今後の方向性	担当課
乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）	乳幼児の親の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	健康増進課
妊娠･出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	県の子育て支援ネットや不妊専門相談と連携します。	健康増進課 (健康福祉事務所)
妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康増進をはかるために、妊娠全期間を対象に規定の回数、金額の妊婦健康診査費を助成します。	健康増進課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	母子保健推進員などが、生後４か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳を提供します。	健康増進課

２．地域医療体制の整備

地域の医療機関と連携を図り、母子の健康づくりのための健康診査・歯科診査等を実施するとともに、小児保健医療に関する環境整備を行い水準向上を図ります。また休日や夜間等の緊急時の医療体制を整備します。

① 小児医療の充実

小児保健医療に関する環境整備と、医科・歯科のかかりつけ医をもつよう啓発します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう環境整備に努めます。	健康増進課
かかりつけ医の体制整備	かかりつけ医師・歯科医師をもつよう啓発します。	

② 緊急医療体制の整備

一次救急医療及び二次救急医療体制を整備し、緊急時医療体制の充実を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
一次救急医療	一次救急体制、施策を充実します。	健康増進課
二次救急医療	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う、二次救急体制、施策を充実します。	

３．思春期保健対策の充実

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じる時期です。近年、思春期における性の問題や、喫煙、飲酒さらには薬物乱用等の問題が増加してきています。あわせて、心身症や不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有のこころの問題も深刻化してきています。これらの問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響にもなります。

これらの問題に対応するために、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、こころの健康相談等の整備に努めます。

① 心身の健康に関する啓発・学習の推進

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にするこころを育むため、性に関する正しい知識や、喫煙や薬物等の有害性についての基礎知識の普及を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
思春期の児童に対する保健、健康教育	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。 また未成年の喫煙防止、飲酒防止にも努めます。	学校教育課 健康増進課

② こころの問題に関する相談体制の充実

思春期の子どものこころの問題に対して、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	学校教育課

４．食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、食育について地域社会全体で、保健分野や教育分野で連携しながら推進していきます。

① 食生活に関する啓発・学習の推進

離乳食や幼児食に関する講習会や、専門家によるアドバイス等の普及活動を通じて食生活に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営める様な支援を推進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食の実習や親子での調理実習など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	健康増進課

② 食への関心の醸成

食生活の変容に関心をもち、望ましい「食」についての知識や理解を深めるため、教育課程において食に関する知識と関心を醸成し、豊かな食生活を送ることができる能力を培う学習・教育を推進します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
食を通じた豊かな人間性の形成	学校教育や保育の中で発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。	学務課 学校教育課 児童福祉課

５．障がいがある子どもとその親への支援体制の充実

障がいがある子どもの自立と社会参加に向けて、心身ともに健やかに育っていけるよう十分な療育、保育・教育等を受けられる環境づくりが求められています。療育相談や指導の充実、保育・教育環境の整備、福祉サービスの充実に努め、障がいがある子どもと親に対してきめ細やかな支援体制を関係機関と連携し整備していきます。

① 療育相談・指導の充実

子どもの健やかな成長を促すために、関係機関と連携をとりながら療育相談や指導の充実を図り、障がいや疾病の早期発見や早期療育に努めます。また、保育や教育の場での受け入れ体制を整備します。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
療育相談	子どもの発達に不安をもつ親の相談に応じ、助言を行います。	健康増進課 高年･障害福祉課 児童福祉課
特別支援教育	医療・保健・福祉・教育との連携を強化し、療育体制を整備します。障がいがある子どもが利用しやすい設備や施設を充実します。	児童福祉課 学校教育課 総務課（教育）
言語発達相談事業	言語発達遅滞児の訓練等を受けた場合、費用の一部を助成します。	高年･障害福祉課

② 福祉サービスの充実

個々の障がいに応じた適切な指導・訓練ができるよう、知的障害児通園施設等の充実に努めます。また、介護している保護者の負担を軽減できるよう障害者自立支援法による在宅福祉サービスの充実を図ります。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
知的障害児通園施設（高砂児童学園）	老朽化した施設を建て替え、機能の充実を図ります。	児童福祉課
心身障害児生活訓練指導	理学療法士による心身障害児生活訓練指導を実施します。	

項　目	今後の方向性	担当課
ホームヘルプサービス	障害者自立支援法による障がい福祉サービスにより対応します。	高年･障害福祉課
デイサービス		
ショートステイ		
サマーデイ事業	障がい児を対象に、夏休みの生活でのデイサービスを実施します。	高年･障害福祉課

③ 総合的な支援体制の整備

関係機関との連携を図りながら総合的な支援体制の整備に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
療育会議	多様な障がいに対する課題に対応するため、市が主体となり、「発達障害児支援会議」の役割、機能も含め、適時療育会議を開催し、医療機関等、関係機関との情報交換、連携を図ります。	高年･障害福祉課 児童福祉課 健康増進課 学校教育課

④ 経済的な支援体制の充実

障がいのある児童を看護・養育している家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の充実に努めます。

≪施策≫

項　目	今後の方向性	担当課
特別児童扶養手当の給付	各種制度の充実を図るため、国・県へ要望するとともに啓発にも努めます。	児童福祉課
障がい児各種手当の給付		高年･障害福祉課
障害者医療費の助成	保護者負担に配慮した事業に努めます。	国保医療課
介護用器具の助成（日常生活用具）	充実を図るために、制度改善を国・県へ要望します。	高年･障害福祉課

■特定事業に係る目標事業量見込み数値

次世代育成支援対策推進法によって、特定事業に関する定量の数値目標の設定が定められています。以下に高砂市が設定した特定事業に関する定量的数値目標を示します。

平成 21 年度の事業量は実績となっています。また、平成 26 年度の目標事業量は、平成 17 年の国勢調査人口から算出した平成 26 年の児童推計人口と、平成 20 年に実施したニーズ調査結果によるサービス利用希望率によって得られたサービスニーズ量、および市のサービス基盤等をふまえて設定しています。

項目		平成 21 年度	平成 26 年度 （目標事業量）
通常保育事業 （単位：日）	３歳未満児	600 人	600 人
	３歳以上児	1,460 人	1,550 人
延長保育事業（単位：日）		120 人／10 か所	300 人／11 か所
休日保育事業（単位：年）		120 人／1 か所	140 人／1 か所
病児・病後児保育事業 （病後児対応型）		1 か所	1 か所
一時預かり事業 （保育所型・地域密着型）		6 か所	7 か所
ショートステイ事業		1 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業 （単位：日）		681 人／12 か所	802 人／13 か所
地域子育て支援拠点事業 （センター型）		1 か所	1 か所
ファミリーサポートセンター事業		1 か所	1 か所

【特定事業の主な事業内容】

〇通常保育事業

主に保護者が日中就労や疾病等により、家庭において児童、保育する事ができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施する事業。

〇延長保育事業

保育所において、通常の開所時間の前後に１時間または２時間の保育時間を延長して行う事業。

〇休日保育事業

日曜・祝日に主に保護者が就労等のために日中保育できない児童をのために、保育所で保育を行う事業。

〇病児・病後児保育事業

保育所等において病気の児童を一時的に保育する（病児保育）ほか、病気の回復期にある児童で、集団保育に困難のある児童への対策をする保育（病後児対応型）。

※本市では病後時対応型を実施しています。

〇一時預かり事業（保育所型・地域密着型）

家庭において一時的に保育を受けることが困難（保護者の病気や出産、家族の病気介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由）となった乳幼児を保育所において児童を一時的に預かる事業。

〇ショートステイ事業

児童の養育が一時的に困難（保護者の病気や出産、家族の病気介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由）となった場合に、指定の児童養護施設で最長一週間預かる事業。

〇放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労等のために家庭にいない原則小学校１～３年生までの児童の放課後や夏休みなどの期間に、学童保育所において預かり、指導員とともに宿題や遊びなど生活の場を提供する事業。

〇地域子育て支援拠点事業（センター型）

子育て全般に支援を行う拠点施設。地域の子育ての活動場所や、子育てに関する情報提供、子育てグループの情報交換、交流の機会を提供するなどの事業。

〇ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、育児の相互援助を行う事業。（保育園、学童保育等の送迎を行ったり、保護者の急用や病気などの都合で預かるなど）

ライフステージ別主要事業一覧表
（子育て支援・保育サービス・教育）

<table>
<tr><th rowspan="2">分野</th><th rowspan="2">担当課</th><th colspan="4">ライフステージ</th></tr>
<tr><th>３歳未満</th><th>３歳～就学前</th><th>小学校</th><th>中学・高校</th></tr>
<tr><td rowspan="15">子育て支援</td><td rowspan="3">児童福祉課</td><td colspan="3">児童手当 ※1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保育所保育料の軽減</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">ひとり親家庭への相談活動、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金</td></tr>
<tr><td rowspan="5">子育て支援センター</td><td colspan="2">家庭児童相談室</td><td>学童保育所保育料の軽減 ※2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域子育て支援拠点事業</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">子育てマップ、子育て情報誌</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ファミリーサポートセンター</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">つどいの広場</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">学校教育課</td><td></td><td></td><td colspan="2">スクールカウンセラー相談</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">適応指導教室</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">教育相談事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学務課</td><td></td><td>幼稚園保育料の軽減</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">就学援助の給付</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>高等学校奨学金</td></tr>
<tr><td rowspan="8">保育サービス</td><td rowspan="8">児童福祉課</td><td>乳児保育</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通常保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ショートステイ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">休日保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病児・病後児保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">教育</td><td rowspan="2">子育て支援センター</td><td colspan="4">児童健全育成活動自主サークルへの支援</td></tr>
<tr><td colspan="4">子育て学習活動</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校教育課</td><td></td><td></td><td>学童保育所</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>幼稚園教育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">情報モラル教育</td></tr>
</table>

※1　児童手当は平成 22 年４月から子ども手当に変更となる予定です。

※2　学童保育所保育料の軽減の対象は小学１～３年生までとなっています。

ライフステージ別主要事業一覧表
（障がい児支援・母子保健・医療・食育）

<table>
<tr><th rowspan="2">分野</th><th rowspan="2">担当課</th><th colspan="4">ライフステージ</th></tr>
<tr><th>３歳未満</th><th>３歳～就学前</th><th>小学校</th><th>中学・高校</th></tr>
<tr><td rowspan="4">障がい児支援</td><td rowspan="4">児童福祉課</td><td colspan="4">療育相談 ※3</td></tr>
<tr><td colspan="4">心身障害児生活訓練指導</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別児童扶養手当</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別支援教育 ※4</td></tr>
<tr><td rowspan="13">母子保健・医療</td><td rowspan="14">健康増進課</td><td>乳児保健相談</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１歳6か月健診</td><td>3歳児健診</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">子どものこころの相談</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">養育支援家庭訪問</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ひだまりサロン</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">おかあさんの育児教室</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">母と子の遊びの教室（きらりんくらぶ）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>妊婦健康診査費助成</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>こんにちは赤ちゃん訪問</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">一次救急医療・二次救急医療</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食育</td><td>もぐもぐの会</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">とんとん・コトコトの会</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※3　療育相談は健康増進課、高年・障害福祉課も担当。

※4　特別支援教育は学校教育課も担当。

【その他の事業】

- ○ 少年相談（青少年補導センター）
- ○ 乳幼児等医療費の助成、母子家等庭医療費の助成、障害者医療費の助成（国保医療課）
- ○ 体育館スポーツ教室（スポーツ振興課（施設利用振興財団））
- ○ 子ども会活動への助成（青少年課）
- ○ 交通安全教室（管理課（まちづくり））

高砂市次世代育成支援後期行動計画　ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
1．子育て家庭への支援	家庭児童相談室		スクールカウンセラーの配置		児童虐待防止ネットワークづくり
	地域子育て支援拠点事業		適応指導教室の充実		虐待防止のための県との連携強化
			相談体制の充実		要保護児童セーフティネットの強化
					被虐待児童のケアと立ち直り支援
	子育て支援ネットワークづくり				「児童の権利に関する条約」の啓発
	子育て情報の提供				相談活動
	児童手当の給付				児童扶養手当の給付
					ひとり親家庭への支援サービス
			就学援助の給付		母子家庭等医療費の助成
	乳幼児等医療費の助成				母子援護事業
	保育所保育料の軽減				母子・寡婦福祉法関連事業
		幼稚園保育料の軽減	学童保育所保育料の軽減	高等学校奨学金の給付	ひとり親家庭生活支援事業
	子どものこころの安らかな発達の促進と育児不安の軽減				母子家庭自立支援給付金
2．子育て支援のコミュニティ整備	ファミリーサポートセンター事業の推進				地域子育てネットワーク事業
	つどいの広場の活用				安全・安心のまちづくりの推進
3．就労と子育ての両立支援	育児休業制度の普及・促進				男女共同参画センター
	乳児保育事業				男性の家事・育児への参加の促進
	延長保育事業				父親の育児への参加の促進
	一時保育事業				男女平等意識の高揚
	子育て家庭短期入所事業				子育て体験集の発行
	休日保育事業		学童保育所の公立化		児童福祉週間事業
	病児・病後児保育事業		学童保育所の環境整備		

高砂市次世代育成支援後期行動計画　ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
3．就労と子育ての両立支援	保育所の整備・機能の充実				職業能力開発と技術・資格取得の機会の情報提供
	幼稚園・保育所の統廃合等の推進				再就職を希望する者に対する情報の提供
	保育士の資質の向上				働く場での母性保護や健康に関する相談の充実
	保育サービスの向上				労働時間の短縮
					パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上
					仕事と育児・家庭が両立できる制度の確立
					仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及
4．健全育成に向けた教育の充実		地域に開かれた幼稚園の推進事業	青少年仲間づくり事業		子育て学習活動
	幼稚園・保育所の統廃合等の推進				図書館事業
	保・幼・小の連携				みのり会館事業
			健全な心身を育てる教育の推進		体育館スポーツ教室
			豊かな体験活動の推進		平和教育事業
			豊かな教育環境の設備整備		高齢者との交流事業
			少子化問題の啓発		児童健全育成活動自主サークルへの支援
			フィルタリング利用の普及啓発		
			情報モラル教育の推進		
			エコ教室事業		
			歴史体験の充実	青少年仲間づくり事業	
			環境教育	姉妹都市との交流事業	
				インターンシップの受け入れ	

高砂市次世代育成支援後期行動計画　ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
4．健全育成に向けた教育の充実			子どもたちの見守り活動と世代間交流事業 子ども会活動への助成 学校施設の活用 開かれた学校づくりの推進	乳幼児とのふれあい体験の推進	
5．地域での生活環境の整備	交通安全の普及・啓発事業				公園・緑地の整備 自然とふれあえる環境の整備 遊び場の充実 乳幼児に配慮した事業の実施 土地区画整理助成事業 福祉のまちづくり事業 防犯体制の充実 防犯灯の設置 交通安全教室 道路の整備 子どもの事故防止に関する普及・啓発

高砂市次世代育成支援後期行動計画　ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
６．安心して生み育てることのできる環境の整備	乳児保健相談				一次救急医療
	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査			二次救急医療
	子どものこころの相談				療育相談
	養育支援家庭訪問事業				特別支援教育
	育児の不安の解消、発達に不安のある乳幼児を持つ保護者への育児支援の充実				言語発達相談事業
	乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）				心身障害児生活訓練指導
	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援				ホームヘルプサービス
	妊婦健康診査費助成事業				デイサービス
	こんにちは赤ちゃん訪問事業				ショートステイ
	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				サマーデイ事業
	かかりつけ医の体制整備				療育会議
				思春期の児童に対する保健、健康教育	特別児童扶養手当の給付
			スクールカウンセラーの配置		障害児各種手当の給付
	食生活に関する知識の普及・啓発				障害者医療費の助成
		食を通じた豊かな人間性の形成			介護用器具の助成（日常生活用具）
	知的障害児通園施設（高砂児童学園）				

第４章
計画の推進に向けて

１．市民や関係機関との連携

高砂市次世代育成支援行動計画を実効ある計画として着実に展開していくため、他の部門計画等との整合性を図るとともに、高砂市関係部局をはじめ、関係する行政機関・団体と連携を図りながら本計画を推進していきます。

２．高砂市次世代育成支援対策地域協議会の設置

次世代育成支援対策推進法第 21 条に基づいて高砂市次世代育成支援対策地域協議会を設置し、本計画の推進を図ります。

高砂市次世代育成支援対策地域協議会は、市民や地域団体等、各種関係団体、企業、NPO、行政機関等によって構成し、推進に関し必要となるべき措置について協議を行い、次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行います。

３．庁内体制の整備

地方財政の厳しい状況は、高砂市においても同様です。その様な中で、総合的に高砂市次世代育成支援行動計画を推進するために、本計画の推進組織として庁内に関係部局による推進本部を設置します。

４．計画の進行管理

高砂市次世代育成支援行動計画は、平成 26 年度を目標とする 10 ヵ年の長期計画です。前期計画期間と同様、後期計画期間内も社会情勢や国・県の動向も変化することが予想されるため、国・県と相互に連携し、恒常的な意見交換を行い、市の実情に応じた取り組みを進めていきます。

また、後期計画において掲げた次世代育成に関する目標が達成されたのか、されなかったのかを適時評価することも大切です。この評価は、利用者の視点に立つため、個別事業の進捗状況に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況についても点検・評価を実施し、利用者の視点に立った指標を設定していきます。そのため、高砂市次世代育成支援対策地域協議会や推進本部によるＰＬＡＮ(計画)－ＤＯ(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)のPDCA サイクルを確立し、調査や評価を行うことで、計画の進行管理を実施していきます。

～ 計画の進行管理イメージ ～

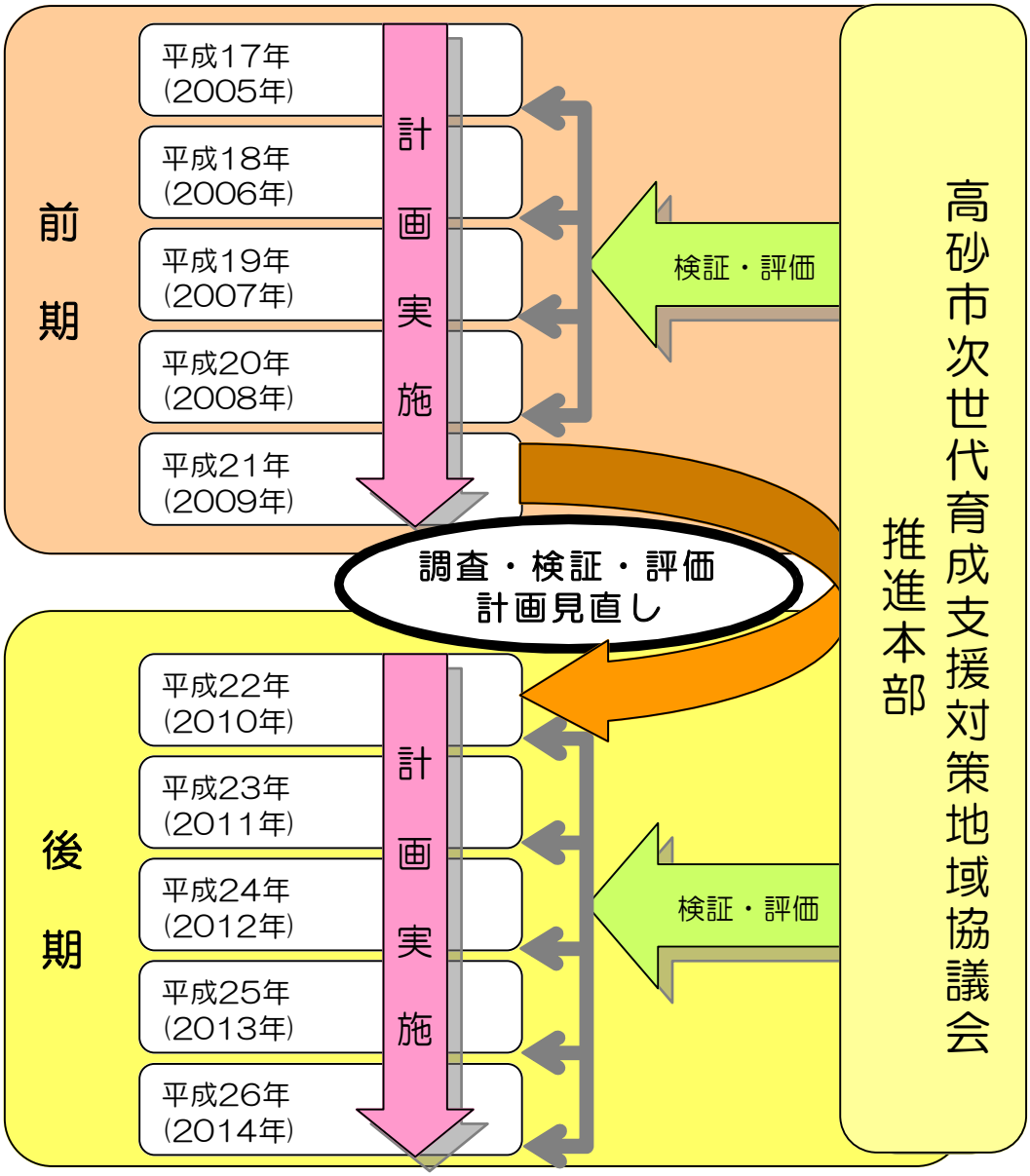

第５章

高砂市の現状と課題

１．人口の動向と少子化の進行

１）人口の推移

	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	性比 (女=100)	増加率 (%)
昭和60年	91,434	45,176	46,258	97.7	7.0
平成 2年	93,273	45,818	47,455	96.6	2.0
平成 7年	97,632	47,994	49,638	96.7	4.7
平成12年	96,020	47,035	48,985	96.0	-1.7
平成17年	94,813	46,155	48,658	94.9	-1.3

資料：国勢調査（各年10月1日）
※人口は年齢不詳分を含む

国勢調査によれば、総人口は昭和 60（1985）年の 91,434 人から、平成７（1995）年には 97,632 人と 10 年間で 6,198 人（増減率＋6.8%）増加していますが、平成７（1995）年以降は減少に転じ、平成 17（2005）年には 94,813 人と 10 年間で 2,819 人（増減率－2.9%）減少しています。

国勢調査：国が行政の基礎資料を得るために、人口やそれに関連した事項について、全国一斉に行う調査。日本では 10 年ごとに実施、その間５年ごとに簡易調査が実施されています。

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口(人)	97,878	97,420	97,225	96,791	96,803
増減率(%)	-0.514	-0.468	-0.200	-0.446	0.012

資料：住民基本台帳人口（各年9月30日）

次に、平成 16（2004）年から平成 20（2008）年の総人口を住民基本台帳人口（各年９月 30 日）でみると、前年比の人口増減率は平成 16（2004）年が－0.514%で、平成 19（2007）年まで毎年減少していますが、平成 20（2008）年には増減率 0.012%で増加しています。しかしながら、平成 16（2004）年から比べると、人口は緩やかな減少傾向にあるといえます。

住民基本台帳人口：住民基本台帳法に基づき、市の住民全体の住民票を世帯ごとに編成して作成した住民基本台帳に記録されている人口。

2）人口動態の推移

	純増減	自然動態			社会動態			婚姻	離婚
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成11年	-424	1,022	675	347	4,047	4,818	-771	566	185
平成12年	59	991	601	390	4,331	4,662	-331	582	193
平成13年	-127	1,001	663	338	4,062	4,527	-465	595	218
平成14年	-52	975	660	315	4,187	4,554	-367	479	202
平成15年	-587	870	706	164	3,631	4,382	-751	483	213
平成16年	-367	877	704	173	3,309	3,849	-540	489	195
平成17年	-178	863	671	192	2,336	2,706	-370	510	166
平成18年	-136	843	680	163	3,357	3,656	-299	462	175
平成19年	-387	816	768	48	2,983	3,418	-435	501	174

資料：高砂市統計書

人口動態をみると、自然動態は出生数が死亡数を上回る自然増が続いていますが、平成 15（2003）年以降出生数が減少しており、自然増の数も減少しています。また、社会動態では転出数が転入数を上回る社会減が続いており、全体でみると減少状態であるといえます。

3）年齢３区分別人口と構成比の推移

	高砂市										兵庫県
	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成17年
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(%)
0～14歳	23,164	25.3	19,586	21.0	17,423	17.8	15,497	16.2	14,261	15.1	14.2
15～64歳	60,606	66.3	64,680	69.4	68,689	70.4	66,690	69.5	63,687	67.3	65.6
65歳以上	7,664	8.4	8,952	9.6	11,511	11.8	13,745	14.3	16,662	17.6	19.8
総　数	91,434	100.0	93,218	100.0	97,623	100.0	95,932	100.0	94,610	100.0	100.0

資料：国勢調査（各年10月1日）
※人口は年齢不詳分を除く

昭和 60（1985）年から、平成 17（2005）年の間に、年少人口（0～14 歳）は 8,903 人減少、生産年齢人口（15～64 歳）は 3,081 人、高齢人口（65 歳以上）は 8,998 人増加しています。

その結果、平成 17（2005）年の人口構成比は年少人口が 15.1%（20 年間で－10.2 ポイント）、生産年齢人口が 67.3%（同＋1.0 ポイント）、高齢人口が 17.6%（同＋9.2 ポイント）と少子高齢化が着実に進行しています。

４）推計人口－総人口と年齢３区分別人口の構成比

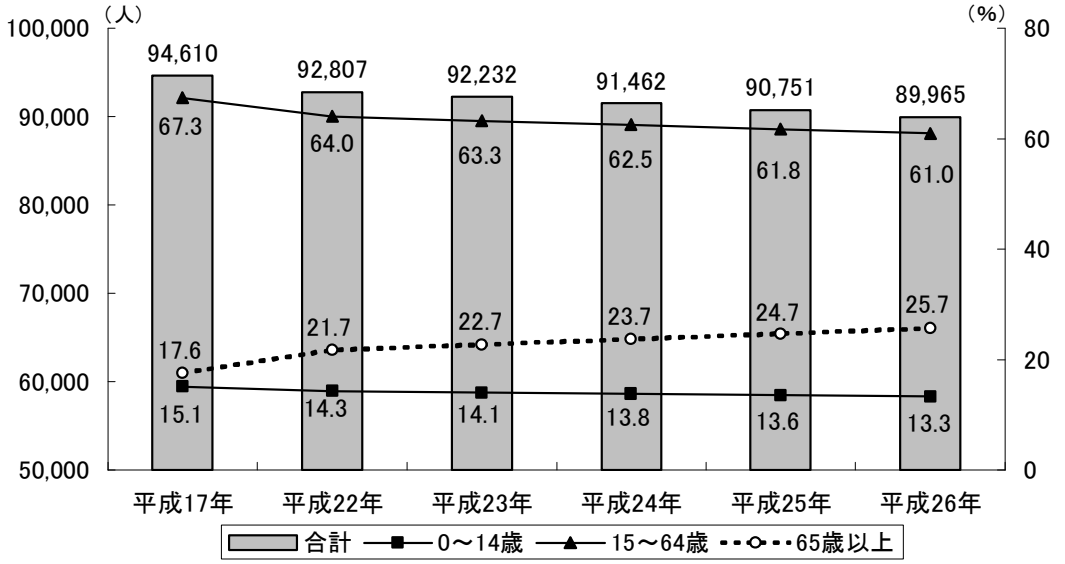

資料：国勢調査
※平成17年人口は年齢不詳分（203人）を除く

推計人口をみると、総人口は平成 17（2005）年（94,610 人）以降年々減少し、平成 26（2014）年には 89,965 人になると推計しています。これを年齢３区分別の人口構成比でみると、年少人口（0～14 歳）は平成 17（2005）年の 15.1%が平成 26（2014）年には 13.3%、生産年齢人口（15～64 歳）は同じく 67.3%から 61.0%に減少し、高齢人口（65 歳以上）は 17.6%から 25.7%に増加するとしています。

５）出生数と出生率の推移

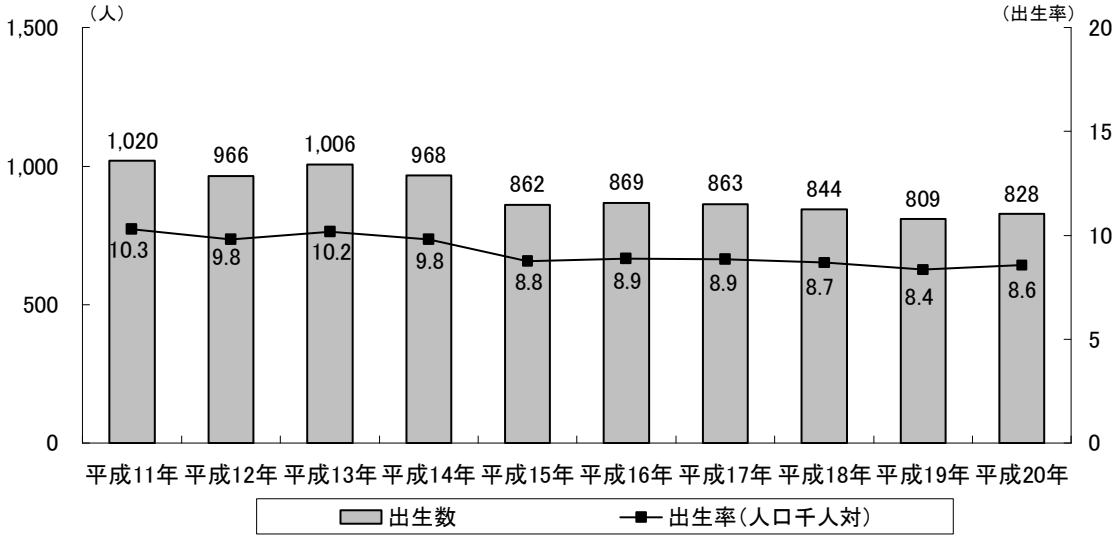

資料：兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口（各年9月30日）より作成

平成 11（1999）年以降の出生数をみると、減少傾向にあり、平成 20（2008）年には 828 人となっています。

出生率（人口千人対）においては、平成 11（1999）年から平成 14（2002）年までほぼ横ばいでしたが、平成 15（2003）年には前年比で 1.0 ポイント減少しており、その後再びほぼ横ばいで推移しており、平成 20（2008）年には 8.6 となっています。

6）合計特殊出生率の推移

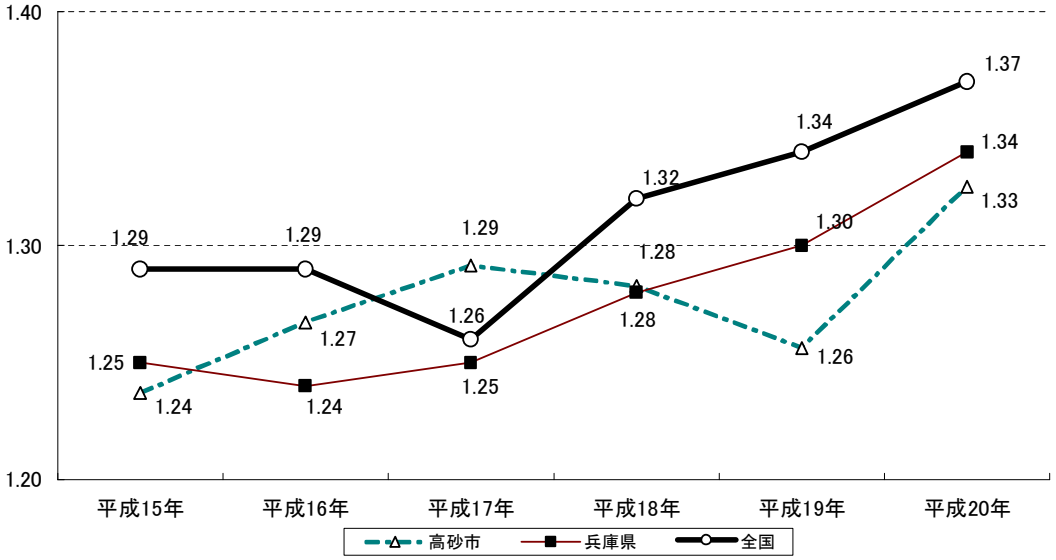

資料：兵庫県、全国は人口動態統計（厚生労働省）、高砂市は兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口より作成

合計特殊出生率は、高砂市では平成 17（2005）年から平成 19（2007）年まで減少傾向にありましたが、平成 20（2008）年には 1.33 と大きく増加しています。

7）母親の年齢５歳階級別出生率の推移

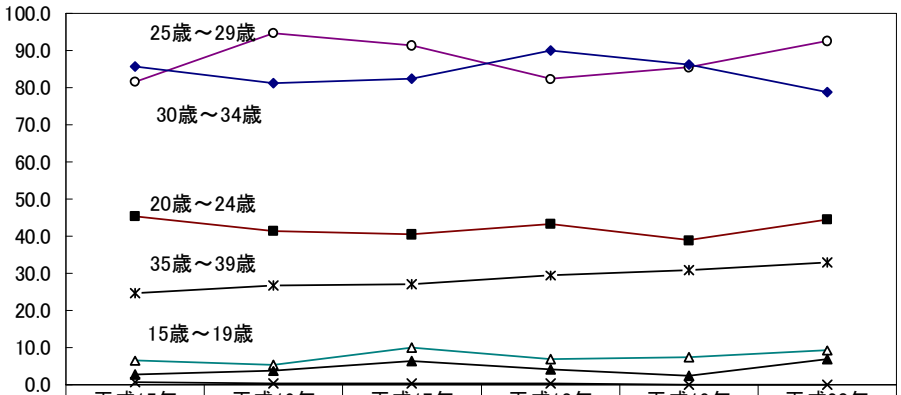

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
15歳～19歳	6.5	5.4	10.1	6.9	7.5	9.3
20歳～24歳	45.3	41.4	40.5	43.4	38.8	44.6
25歳～29歳	81.6	94.7	91.4	82.4	85.5	92.5
30歳～34歳	85.7	81.1	82.4	90.0	86.2	78.8
35歳～39歳	24.8	26.8	27.1	29.4	30.8	32.9
40歳～44歳	2.8	3.8	6.4	4.1	2.4	7.0
45歳～49歳	0.7	0.3	0.3	0.4	0.0	0.0

資料：兵庫県保健統計年報、住民基本台帳人口より作成

母親の年齢５階級別出生率（人口千人対）の推移をみると、平成 15（2003）年から平成 20（2008）年までの間、各年代で増加と減少を繰り返し、平成 20（2008）年には 20～24 歳では 44.6、25～29 歳では 92.5、30～34 歳では 78.8 となっています。一方で 35～39 歳では平成 15（2003）年から一貫して増加傾向にあり、平成 15（2003）年に 24.8 であったものが平成 20（2008）年には 32.9 と増加しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

8）婚姻の動向

男性の未婚率の動向

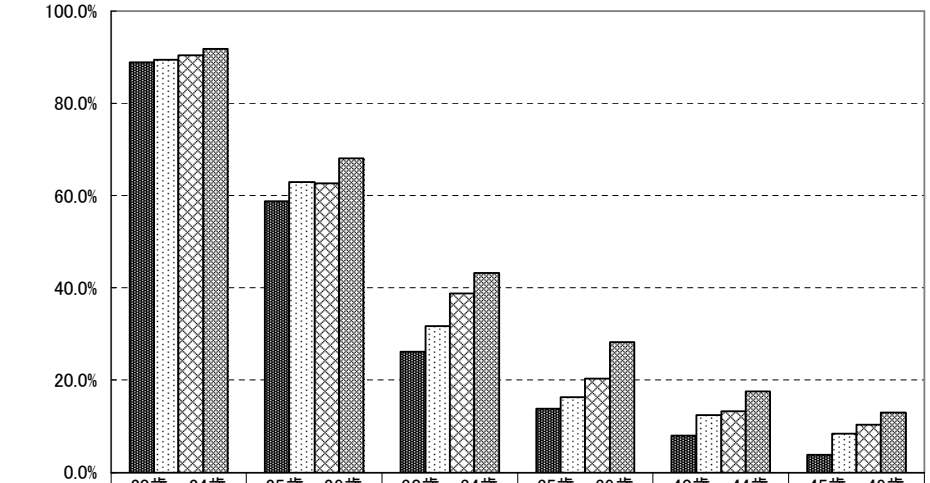

	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳
平成2年	88.9%	58.8%	26.2%	13.8%	7.9%	3.8%
平成7年	89.4%	62.9%	31.8%	16.3%	12.4%	8.3%
平成12年	90.5%	62.6%	38.8%	20.3%	13.3%	10.4%
平成17年	91.8%	68.2%	43.2%	28.2%	17.6%	13.0%

資料：国勢調査（各年10月1日）

女性の未婚率の動向

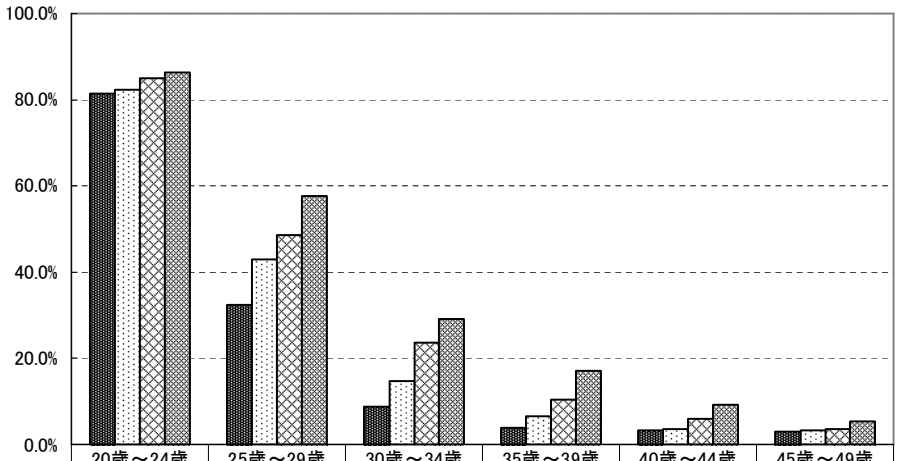

	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳
平成2年	81.3%	32.5%	8.8%	3.9%	3.3%	3.0%
平成7年	82.3%	42.9%	14.7%	6.6%	3.7%	3.3%
平成12年	85.0%	48.5%	23.7%	10.4%	6.0%	3.7%
平成17年	86.3%	57.6%	29.1%	17.0%	9.2%	5.4%

資料：国勢調査（各年10月1日）

年齢 5 歳階級別未婚率を見ると、男性では全ての年齢階級で増加しています。特に、30～34 歳では平成 2（1990）年の 26.2%が平成 17（2005）年には 43.2%（＋17.0 ポイント）増加しているのが目立っています。

女性でも、すべての年齢階級で未婚率が増加していますが、特に 25～29 歳で平成 2（1990）年の 32.5%が平成 17（2005）年には 57.6%（＋25.1 ポイント）、30～34 歳で同じく 8.8%から 29.1%（＋20.3 ポイント）と大きく増加しています。

以上の男女の未婚率推移より、晩婚化、未婚化が急速に進んでいることがわかります。

２．家族や地域の状況

１）世帯類型別世帯数の推移

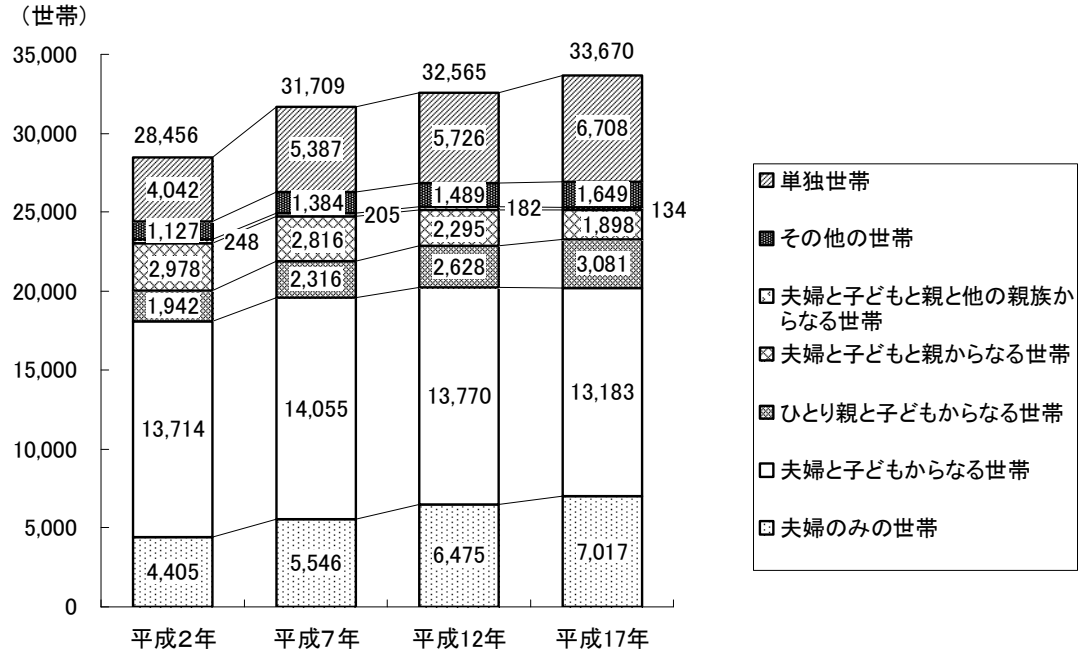

資料：国勢調査（各年10月1日）

一般世帯数は、平成２（1990）年 28,456 世帯が平成 17（2005）年 33,670 世帯と 15 年間に 5,214 世帯（＋18.3%）増加しています。

核家族世帯数は平成２（1990）年には 20,061 世帯であったのが、平成 17（2005）年には 23,281 世帯と増加しています。また一般世帯に占める核家族の割合は、平成 ２（1990）年には 70.5%であったのが平成 17（2005）年には 69.1%とやや減少しています。

核家族の世帯類型別では、夫婦のみの世帯が平成２（1990）年 4,405 世帯から平成 17（2005）年 7,017 世帯、ひとり親と子どもからなる世帯（女親と子どもからなる世帯+男親と子どもからなる世帯）が同じく 1,942 世帯から 3,081 世帯と増加しています。一方、夫婦と子どもからなる世帯では、同じく 13,714 世帯から 13,183 世帯と 531 世帯（－3.8%）減少しています。

2）核家族の世帯類型別世帯数の構成比の推移

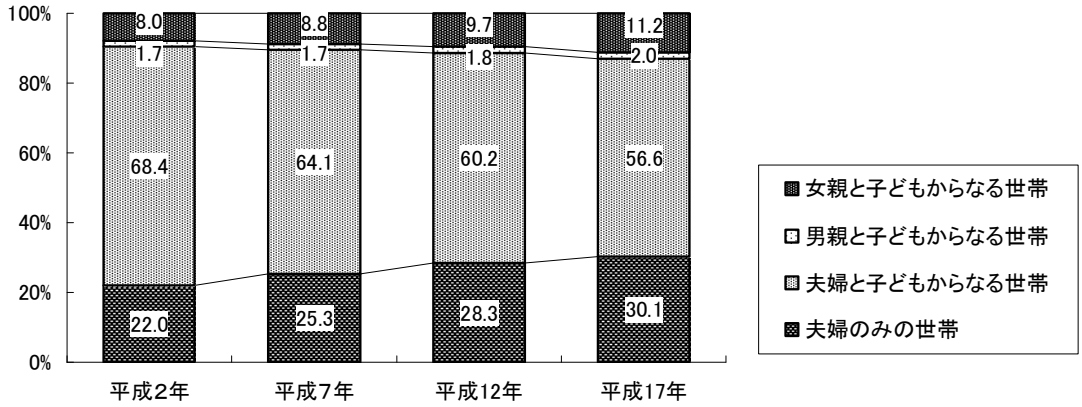

資料：国勢調査（各年10月1日）

核家族の世帯類型別では、夫婦のみの世帯が平成２（1990）年に 22.0%であったのが、平成 17（2005）年には 30.1%と 8.1 ポイントの増加となっています。またひとり親と子どもからなる世帯は同じく 9.7%から 13.2%と 3.5 ポイントの増加となっています。一方、夫婦と子どもからなる世帯では、同じく 68.4%から 56.6%と 11.8 ポイントの減少となっています。

3）事業所数と従業員数の推移

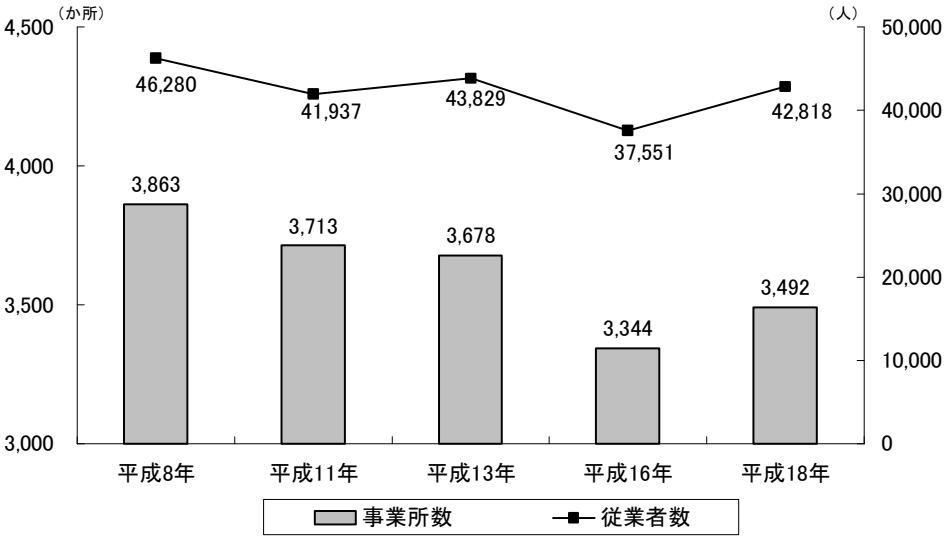

資料：高砂市統計書

事業所数は、平成８（1996）年以降は減少傾向を示し、平成 18（2006）年には 3,492 事業所になっています。また、従業員数は平成 16（2004）年までは減少傾向でしたが、平成 18（2006）年には再び４万人を超え 42,818 人となっています。

4）労働力人口と労働力率の推移

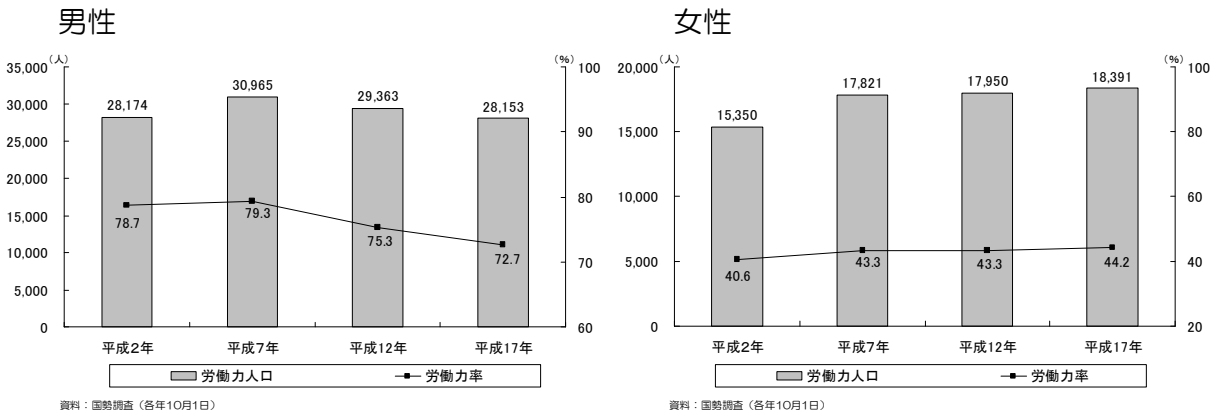

資料：国勢調査（各年10月1日）

労働力人口を見ると、男性は平成 2（1990）年に 28,174 人であったのが平成 17（2005）年には 28,153 人とほぼ変わっていません。一方、女性は平成 2（1990）年に 15,350 人であったのが平成 17（2005）年には 18,391 人と 3,041 人（＋19.8%）に増加しています。労働力率は、男性が平成 2（1990）年の 78.7%から平成 17（2005）年には 72.7%と 6.0 ポイント減少しています。女性では平成 2（1990）年の 40.6%から平成 17（2005）年には 44.2%と 3.6 ポイント増加しています。

5）女性の年齢 5 歳階級別労働力率(15 歳以上)

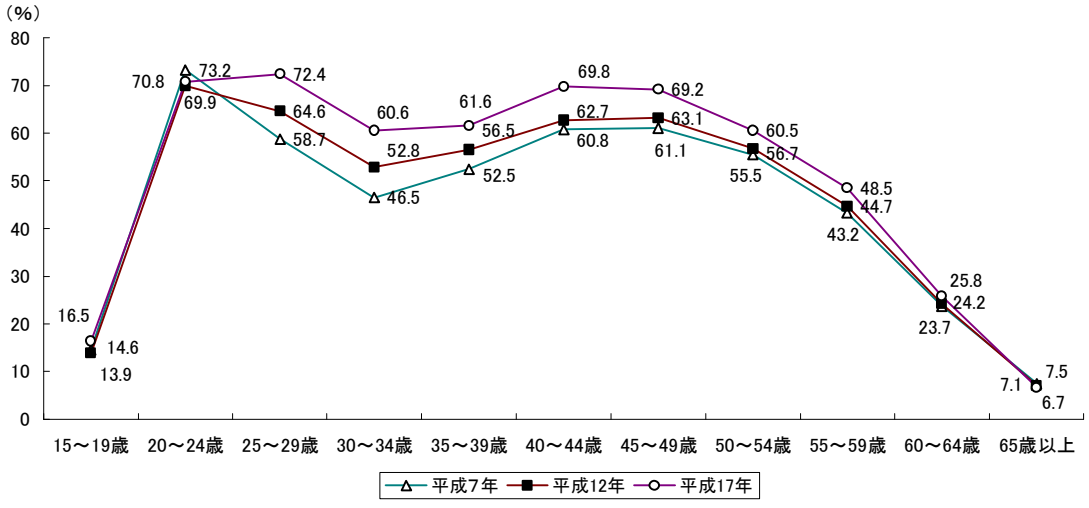

資料：国勢調査（各年10月1日）

女性の年齢 5 歳階級別労働力率を見ると、平成 7（1995）年から平成 17（2005）年の 10 年間に 25～64 歳で増加していますが、特に 30～34 歳では平成 7（1995）年に 46.5%であったのが、平成 17（2005）年では 60.6%と 14.1 ポイント、25～29 歳も同じく 13.7 ポイント増加しています。

3．子育て支援サービスの状況

1）保育サービスの状況

●認可保育所・幼稚園・在宅別児童数の推移

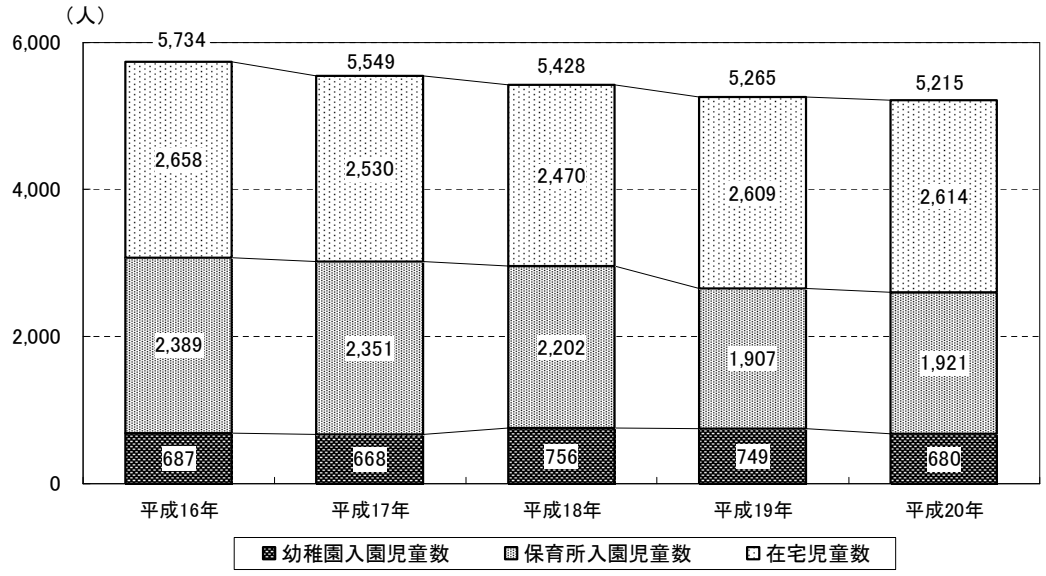

資料：高砂市統計書、住民基本台帳人口より作成

保育所入園児童数は、平成 16（2004）年に 2,389 人が平成 20（2008）年には 1,921 人となっており、減少傾向にあります。幼稚園入園児童数は、平成 16（2004）年から平成 20（2008）年にかけてはほぼ横ばい状態にあり、在宅児童数は平成 18（2006）年以降は増加傾向にあります。

●一時預かり型保育の利用状況

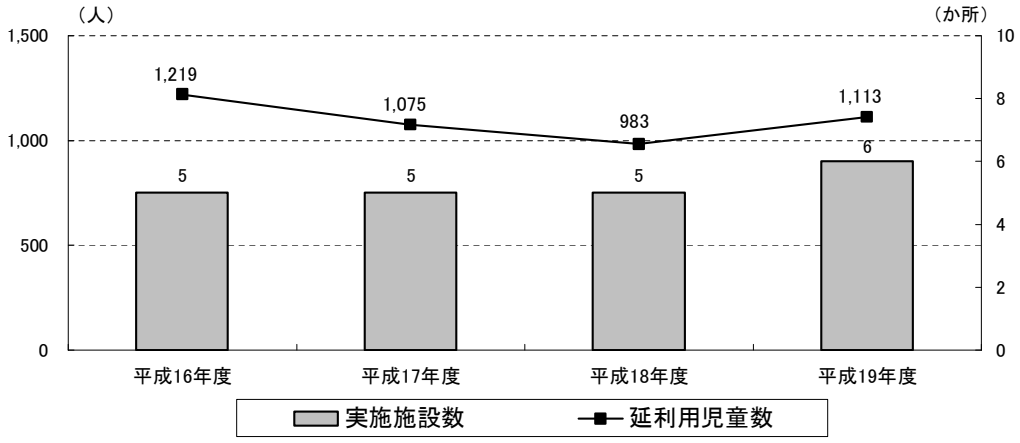

資料：高砂市児童福祉課

一時保育事業は、実施施設数は平成 16（2004）年度から平成 18（2006）年度までは５施設であり、平成 19（2007）年度には６施設に増加しています。また、延利用児童数は平成 18（2006）年度までは減少していましたが、平成 19（2007）年度には増加し 1,113 人となっています。

●児童関連施設の状況

区分			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数		園数(か所)	142	144	146	151	153
		面積(㎡)	754,388	754,942	755,302	783,274	783,741
住区基幹公園	児童公園	園数(か所)	64	64	64	64	64
		面積(㎡)	88,954	88,954	88,954	88,954	88,954
	近隣公園	園数(か所)	4	4	4	4	4
		面積(㎡)	52,457	52,457	52,457	52,457	52,457
	地区公園	園数(か所)	1	1	1	1	1
		面積(㎡)	69,207	69,207	69,207	69,207	69,207
基幹都市公園	総合公園	園数(か所)	1	1	1	1	1
		面積(㎡)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
	運動公園	園数(か所)	1	1	1	1	1
		面積(㎡)	159,000	159,000	159,000	159,000	159,000
墓園・特殊公園及び都市緑地		園数(か所)	7	7	7	7	7
		面積(㎡)	175,488	175,488	175,488	175,488	175,488
その他の公園（公園墓地）		園数(か所)	-	-	-	-	-
		面積(㎡)	-	-	-	-	-
その他（開発公園、県管理公園、広場等）		園数(か所)	64	66	68	73	75
		面積(㎡)	104,282	104,836	105,196	133,168	133,635
人口１人当たりの公園面積（㎡）			7.79	7.82	7.87	8.18	8.20

資料：高砂市統計書

公園総数は年々増加傾向を示し、平成 19（2007）年には 153 か所となっています。また同じく人口１人当りの公園面積も増加しており、平成 15（2003）年に 7.79 ㎡が平成 19（2007）年には 8.20 ㎡と 0.41 ㎡増加しています。

2）母子保健サービスの状況

●乳幼児健診の実施状況

乳児保健相談（3、4ヶ月健診）

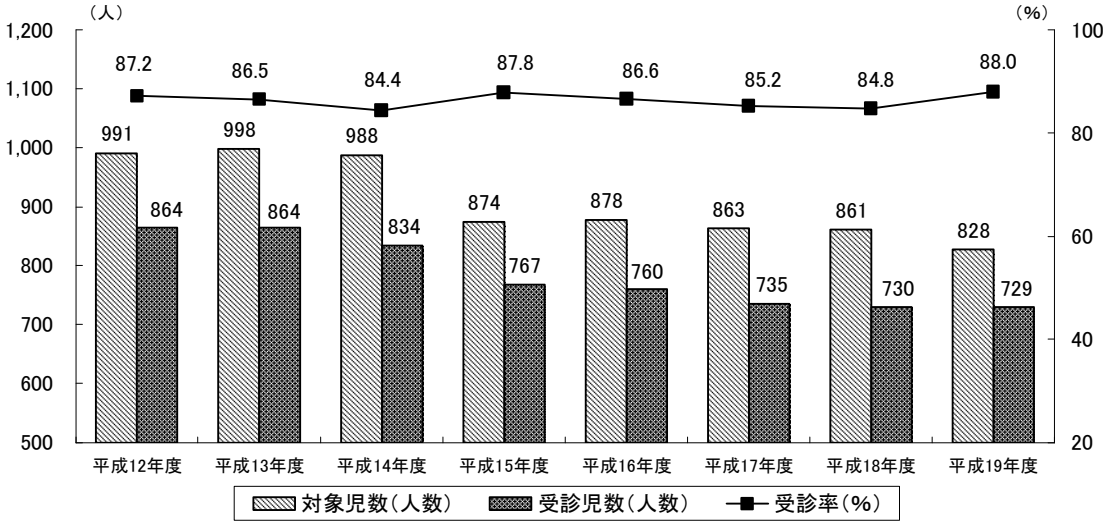

受診率は、平成 14（2002）年度まで減少し、平成 15（2003）年度に増加したのち再び減少傾向にありましたが、平成 19（2007）年度は 88.0%と再び増加しています。

1 歳 6 ヶ月児健診

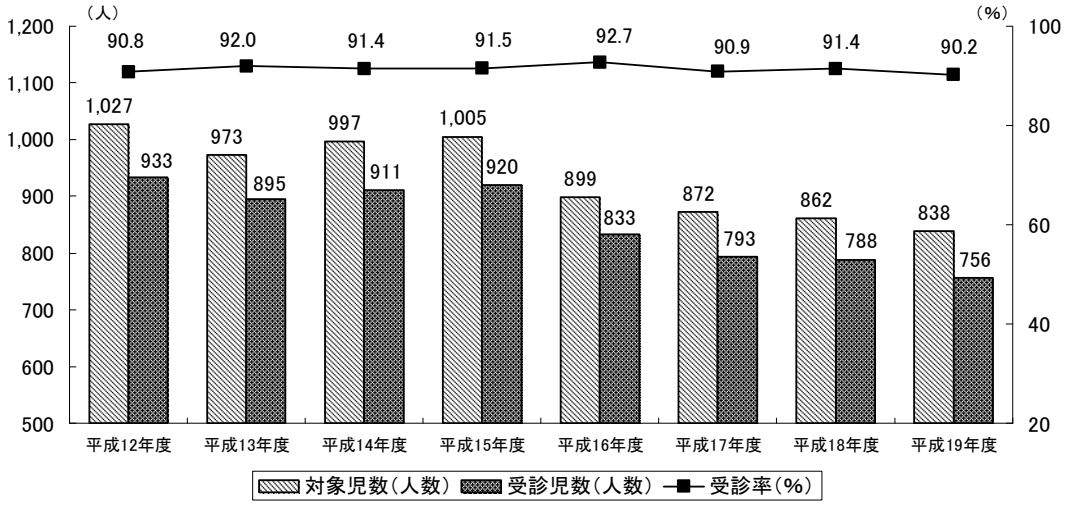

受診率は、平成 16（2004）年度 92.7%をピークに近年減少傾向を示しており、平成 19（2007）年度には 90.2%となっています。

３歳児健診

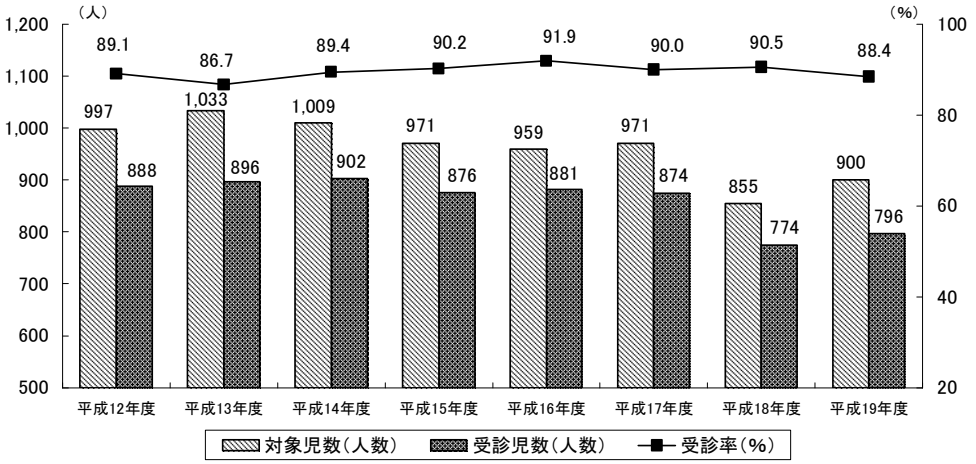

受診率は、平成 16（2004）年度 91.9%をピークに近年減少傾向を示しており、平成 19（2007）年度には 88.4%となっています。

●訪問指導の実施状況

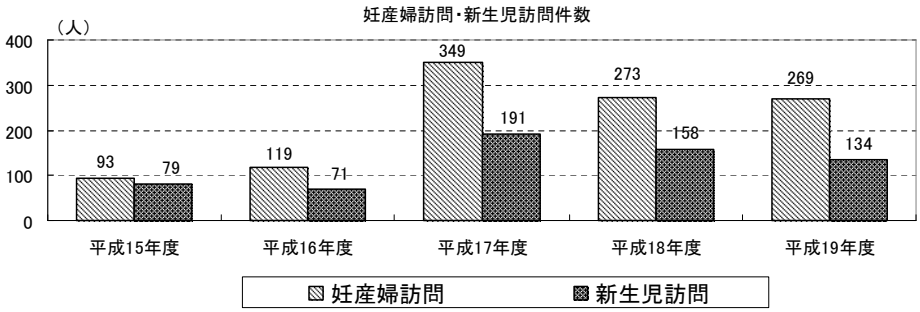

妊産婦訪問は、平成 17（2005）年度に大幅な増加を示し、その後減少傾向となっており、平成 19（2007）年度は 269 人となっています。新生児訪問においても、平成 17（2005）年度の大幅な増加以降は減少傾向となっており、平成 19（2007）年度は 134 人となっています。

●各種教室の実施状況

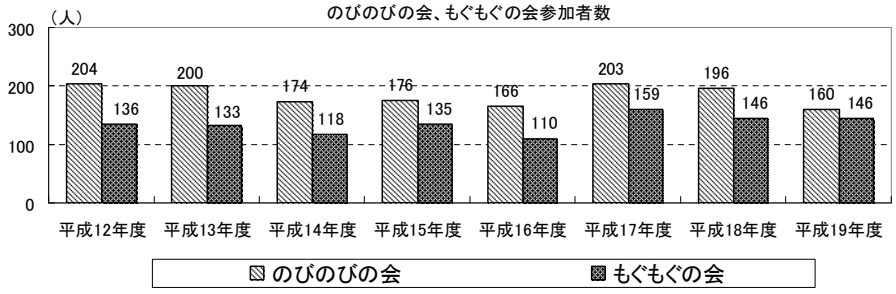

のびのびの会は、平成 16（2004）年度まで減少傾向を示し、平成 17（2005）年度で増加したのち再び減少傾向となり、平成 19（2007）年度は 160 人となっています。もぐもぐの会は平成 17（2005）年度で 159 人に増加し、平成 18（2006）年度で減少したのちは横ばいとなっています。

3）教育関係の状況

●小学校の児童数と学級数の推移

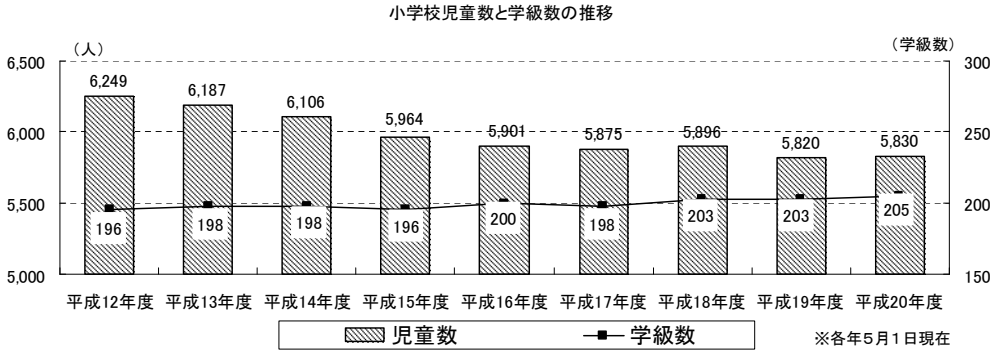

小学校の児童数は、平成 12（2000）年度 6,249 人が年々減少し、平成 20（2008）年度には 5,830 人となっています。

●中学校の生徒数と学級数の推移

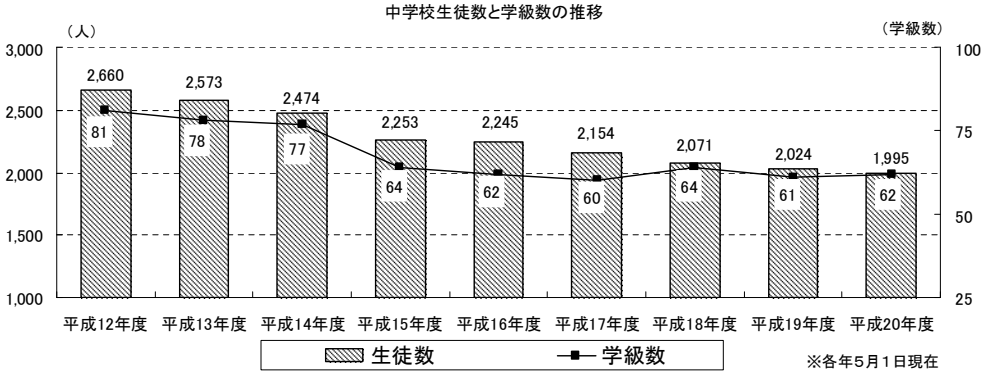

中学校の生徒数は、平成 12（2000）年度 2,660 人が年々減少し、平成 20（2008）年度には 1,995 人となっています。

●学童保育所利用児童数の推移

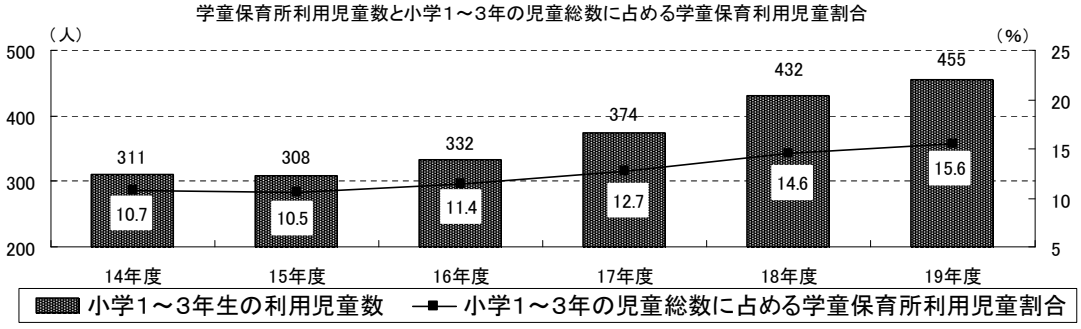

※小学1～3年生の学童保育利用者割合＝（学童保育利用者数÷小学1～3年生の児童総数）×100

資料：高砂市児童福祉課

学童保育所利用児童数は、平成 15（2003）年度 308 人から増加傾向を示しており、特に平成 18（2006）年度に大幅に増加し、平成 19（2007）年度には 455 人となっています。

４．子どもと子育て家庭の状況

（次世代育成支援対策推進法に基づく「高砂市次世代育成支援に関するニーズ調査」より）

※グラフ中のＮ（Number of case）は設問の回答対象者数を表しています。

１）母親の就労状況

●母親の就労状況

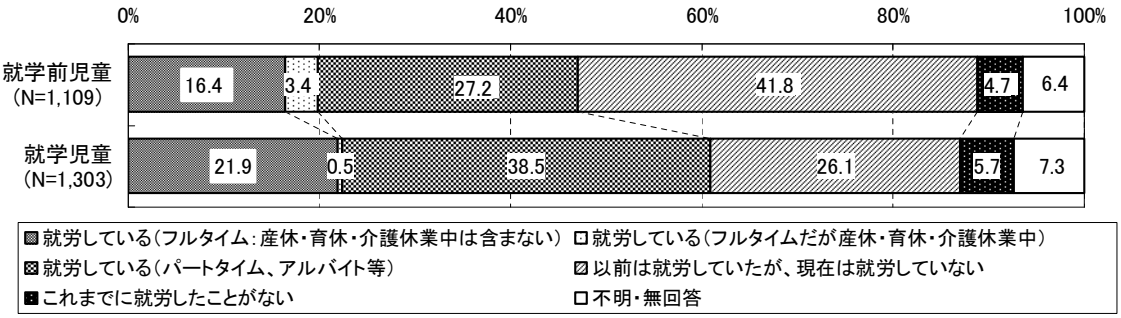

母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童の母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 41.8%と最も多く、次いで「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が 27.2%となっています。

一方、就学児童の母親は「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が 38.5%と最も多く、「就労している（フルタイム：育休・介護休業中は含まない）」も 21.9%と就学前児童の母親より就労率が高くなっています。

●母親の就労希望

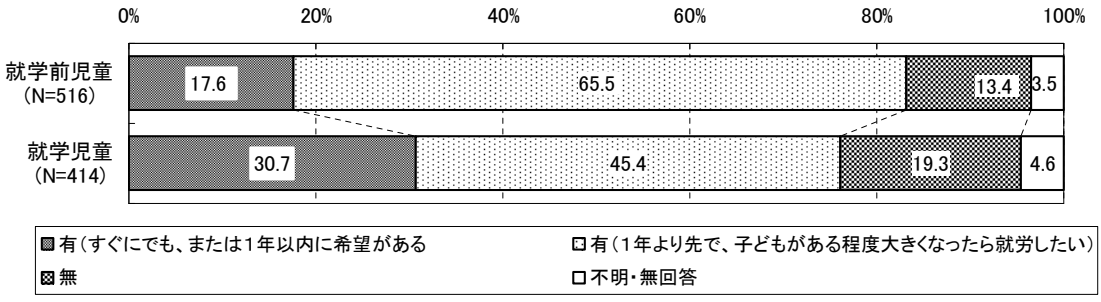

現在就労していない母親の就労希望についてみると、就学前児童の母親は「有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が 65.5%と最も多く、次いで「有（すぐにでも、または１年以内に希望がある）」が 17.6%となっています。

一方、就学児童の母親は「有（１年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が 45.4%と最も多く、次いで「有（すぐにでも、または１年以内に希望がある」が 30.7%と就学前児童の母親よりすぐに働きたい意向が高くなっています。

●母親の妊娠時の状況（就学前）

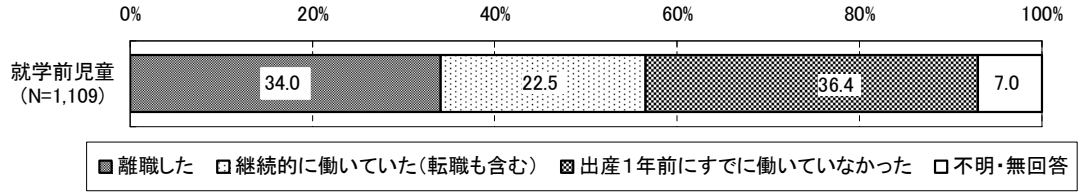

母親の出産前後の離職状況についてみると、「出産１年前にすでに働いていなかった」が 36.4%と最も多く、次いで「離職した」が 34.0%と、あわせて７割以上の母親が出産前後１年は職に就いていないことになります。一方、「継続的に働いていた（転職も含む）」は 22.5%となっています。

●仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていた場合の就労継続意向（就学前）

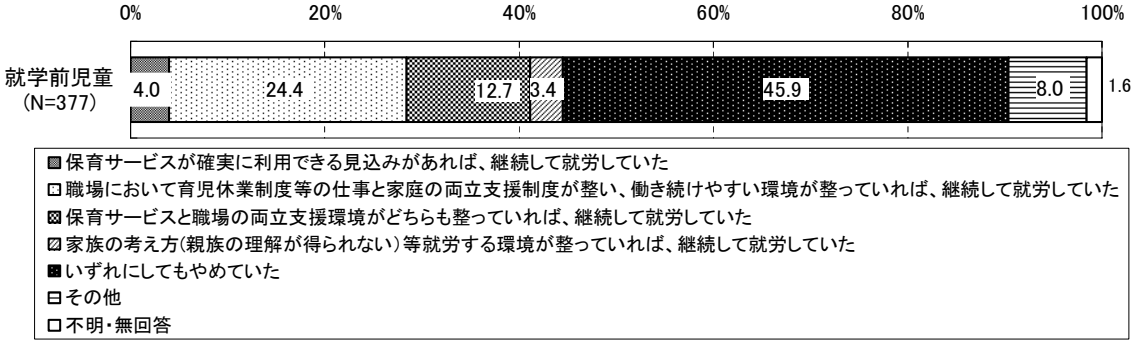

出産前後１年以内に離職した母親に、保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかたずねたところ、「いずれにしてもやめていた」が 45.9%と最も多く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が 24.4%となっています。

2）保育サービス等の利用状況

●保育サービスの利用状況（就学前）

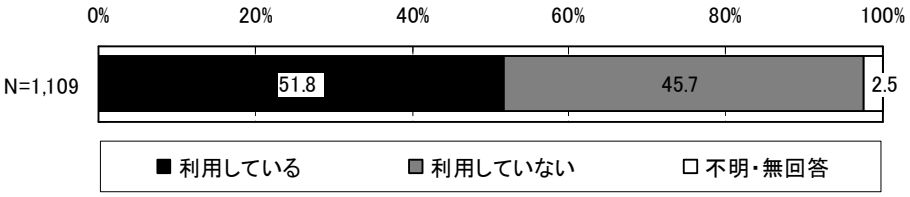

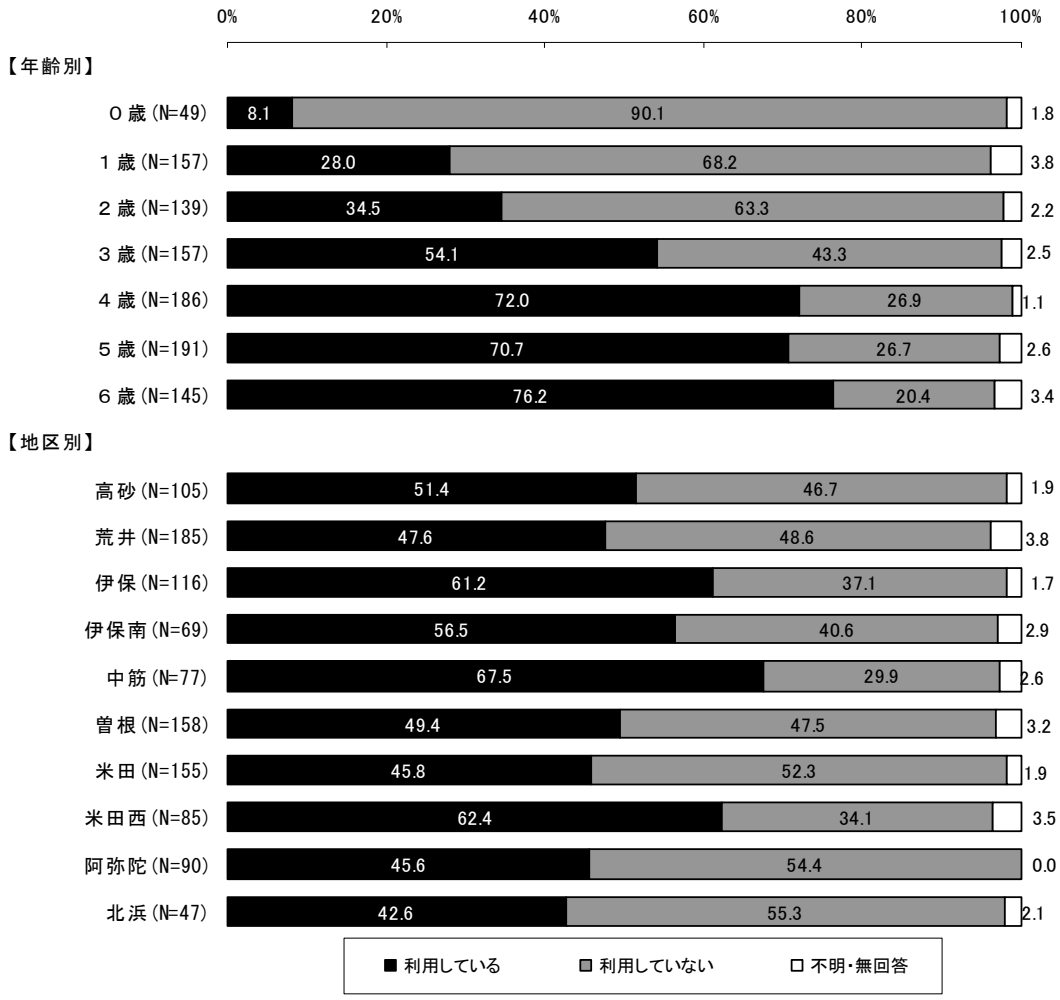

保育サービスの利用状況についてみると、「利用している」と「利用していない」の割合が、ほぼ半々となっています。

年齢別では、年齢が高くなるごとに「利用している」が多くなる傾向がうかがえます。

●学童保育所の利用状況（小学生）

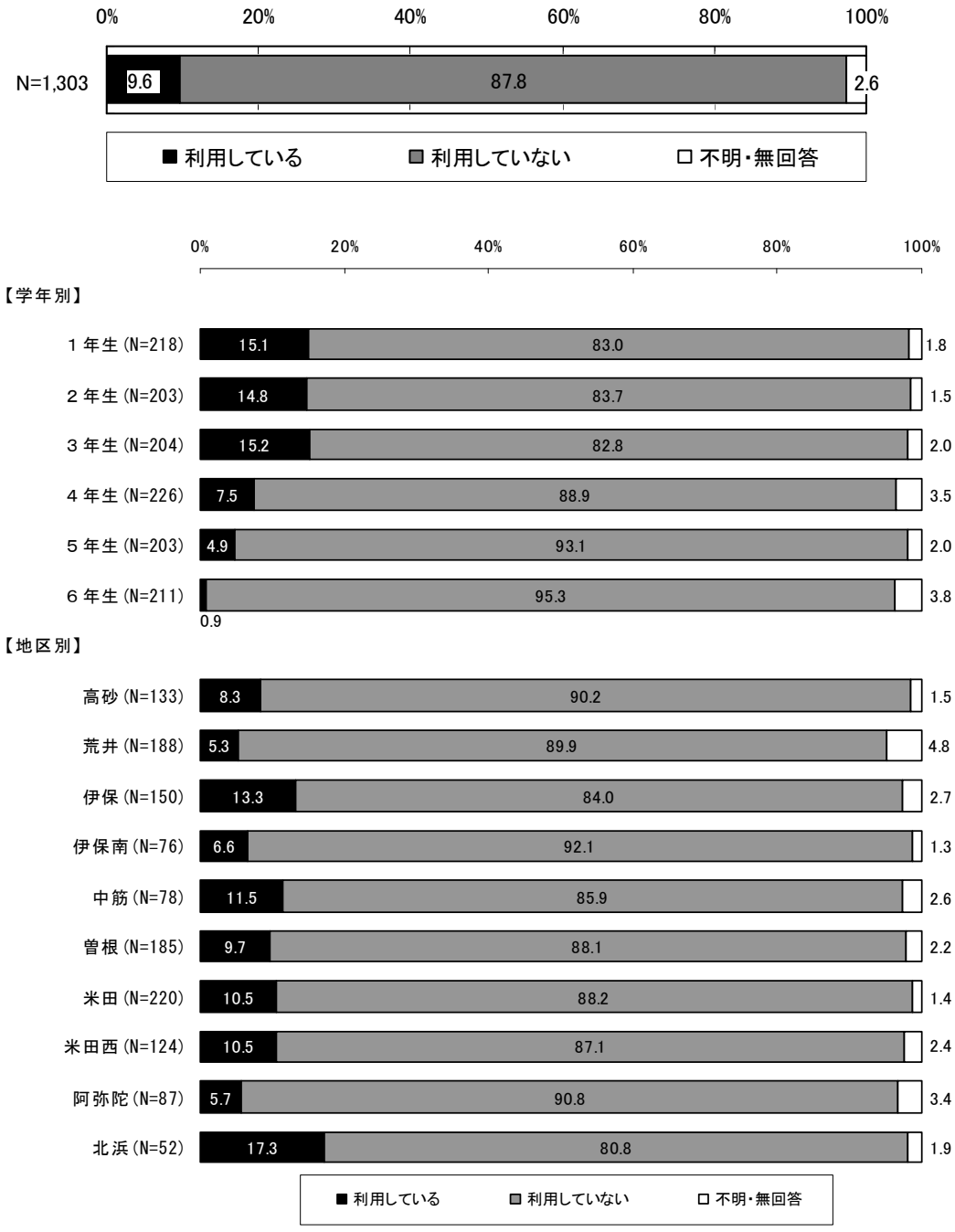

学童保育所の利用状況についてみると、「利用していない」が約９割を占めています。
学年別では、１～３年生の利用率がそれぞれ 15%前後となっています。

3）保育サービス等の利用希望

●保育サービス等の利用希望（就学前）

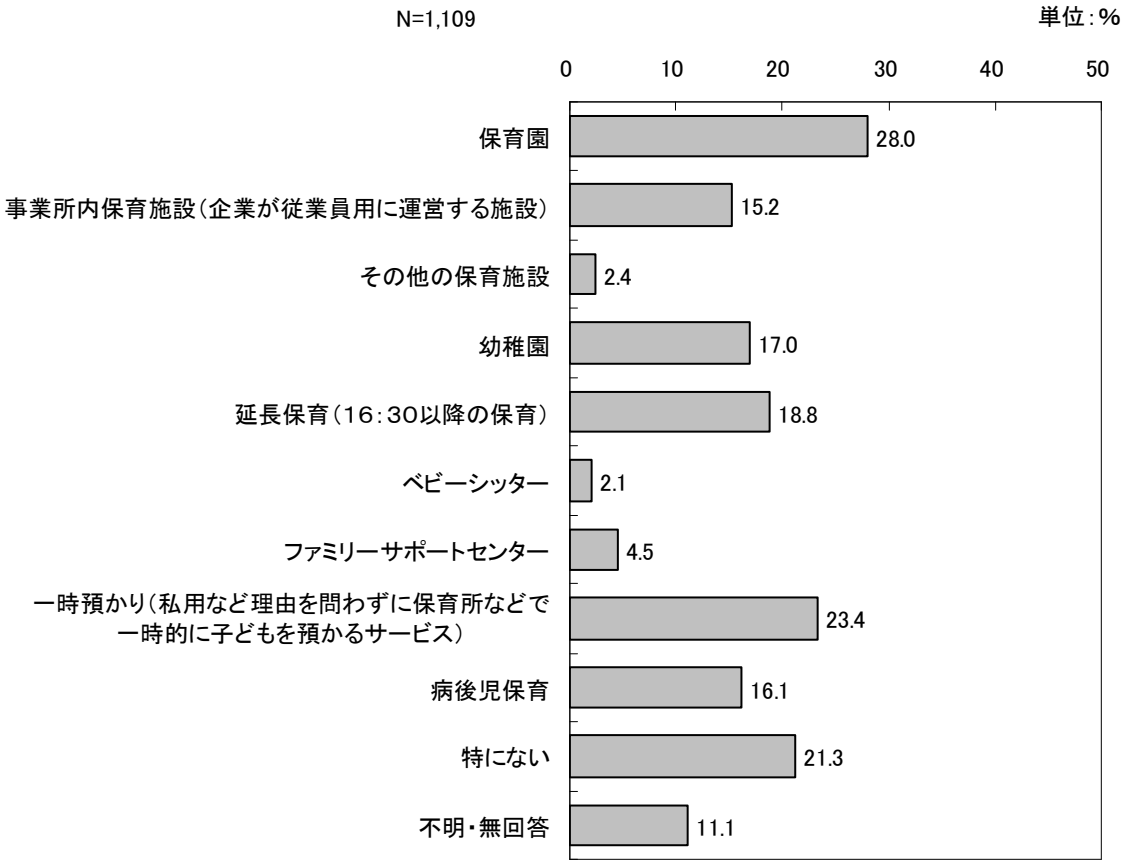

今後利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービスについてみると、「保育園」が 28.0%と最も多く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス）」が 23.4%となっています。

●学童保育所の利用希望（就学前）

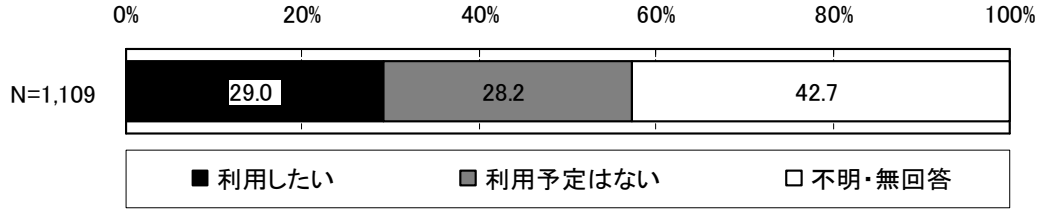

来年度就学予定の児童をもつ母親に学童保育所の利用意向についてたずねたところ、「利用したい」と「利用予定はない」の割合が、ほぼ半々となっています。

●学童保育所の利用希望（小学生）

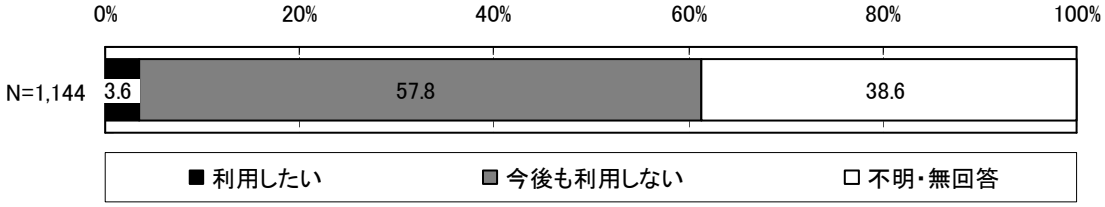

現在学童保育所を利用していない人に、今後、学童保育所を利用したいかについてたずねたところ、「利用したい」は 3.6%とわずかになっています。

●放課後子ども教室の利用希望（小学生）

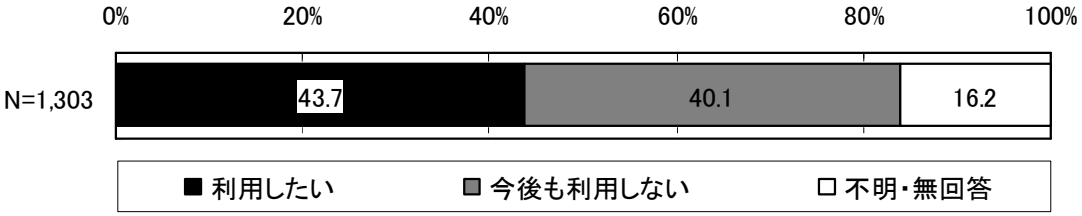

放課後子ども教室を利用したいかについてみると、「利用したい」と「今後も利用しない」の割合が、ほぼ半々となっています。

4）子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向

●認知度（就学前）

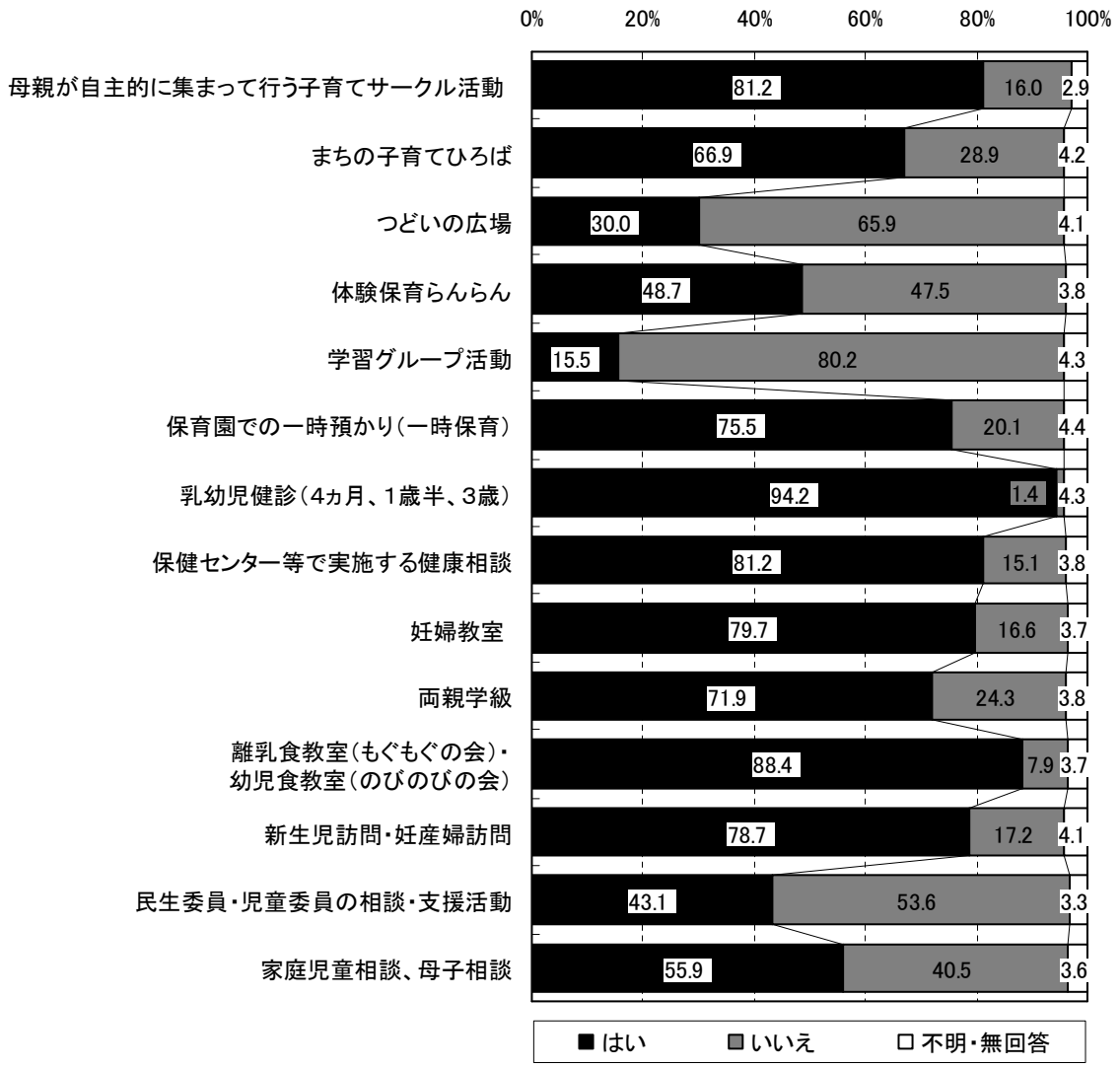

子育て支援サービスの認知度についてみると、「乳幼児健診（４ヵ月、１歳半、３歳）」が 94.2%と最も多く、次いで「離乳食教室（もぐもぐの会）・幼児食教室（のびのびの会）」が 88.4%、「母親が自主的に集まって行う子育てサークル活動」「保健センター等で実施する健康相談」が81.2%となっています。

●認知度（小学生）

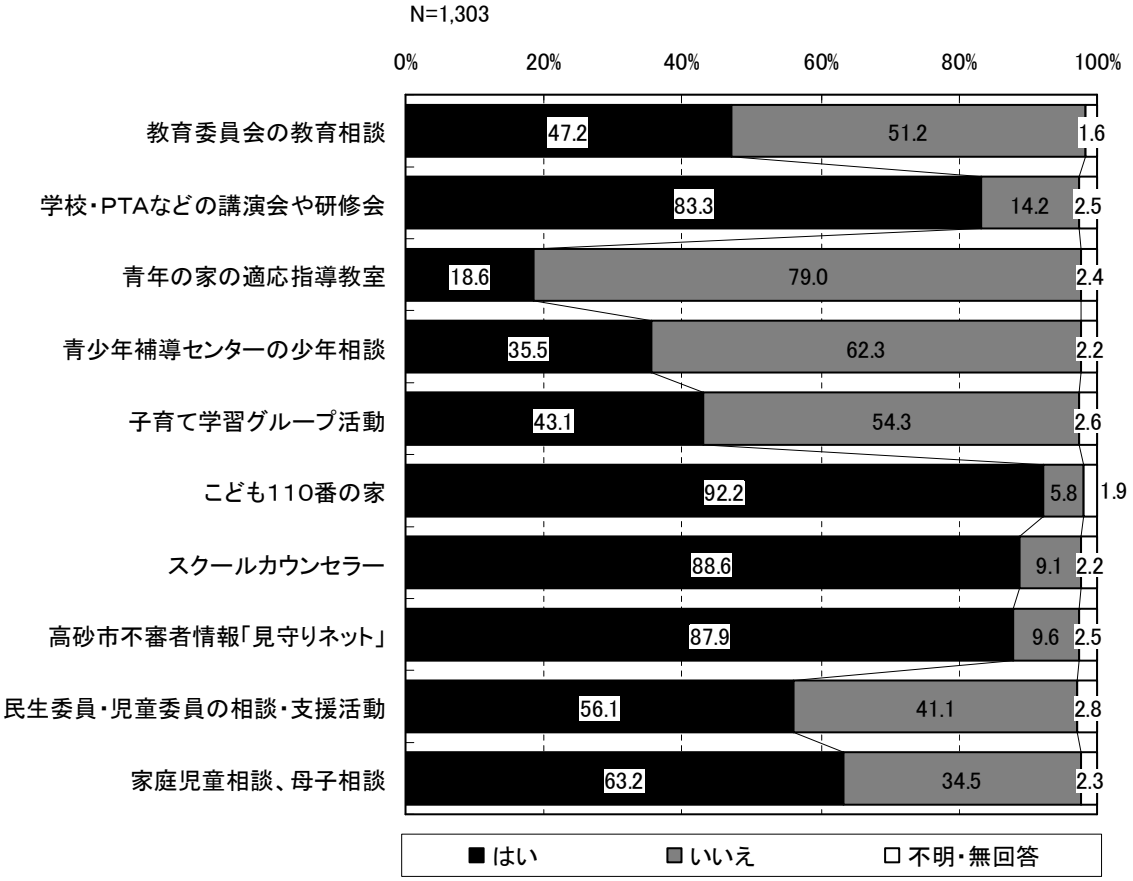

子育て支援サービスの認知度についてみると、「こども 110 番の家」が 92.2%と最も多く、次いで「スクールカウンセラー」が 88.6%、「高砂市不審者情報「見守りネット」」が 87.9%、「学校・PTA などの講演会や研修会」が 83.3%となっています。

●利用状況（就学前）

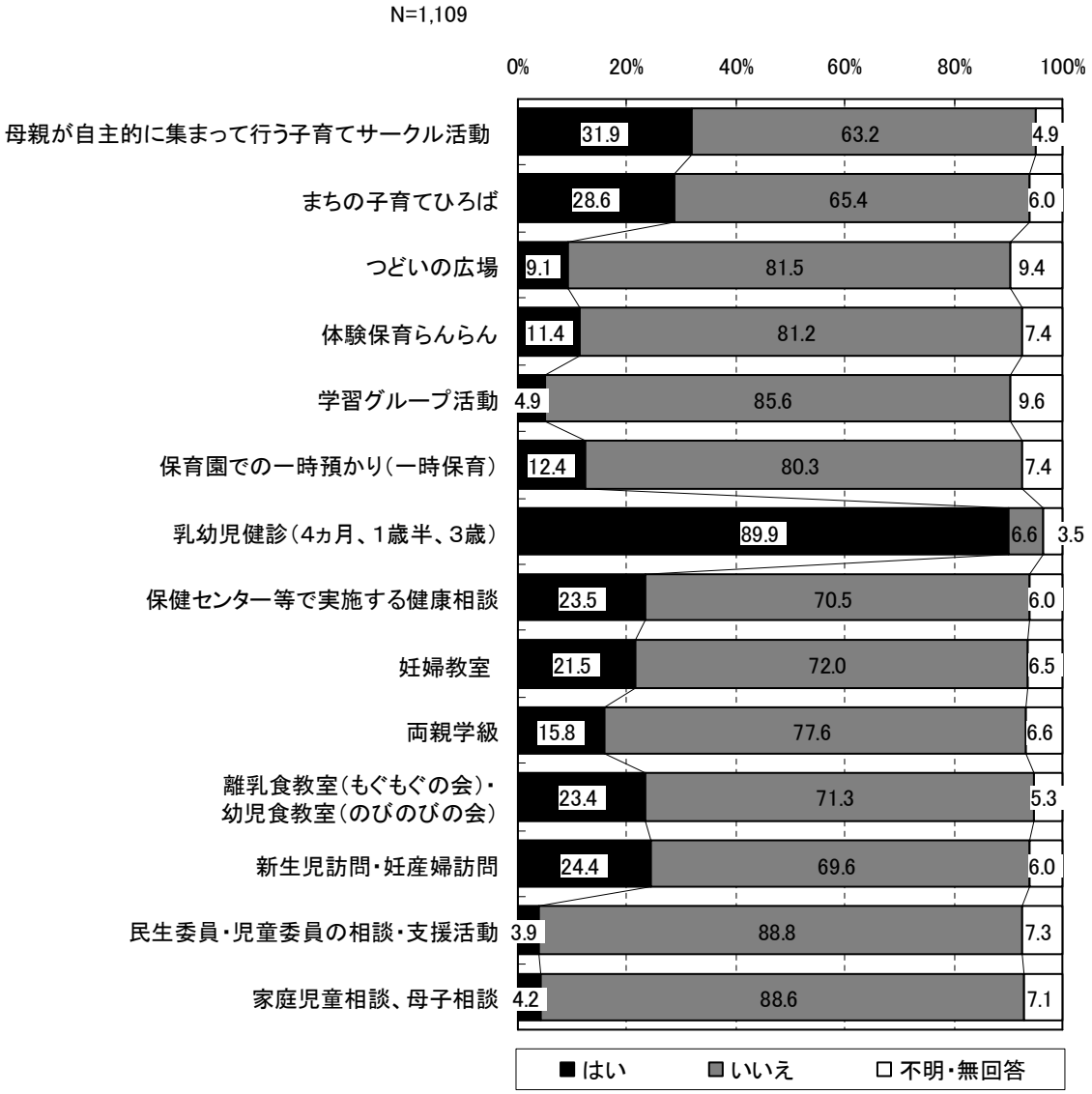

子育て支援サービスの利用度についてみると、「乳幼児健診（４ヵ月、１歳半、３歳）」が 89.9%と最も多く、次いで「母親が自主的に集まって行う子育てサークル活動」が 31.9%となっています。

一方で、「つどいの広場」、「学習グループ活動」、「民生委員・児童委員の相談・支援活動」や「家庭児童相談、母子相談」は１割未満と利用率が低くなっています。

●利用状況（小学生）

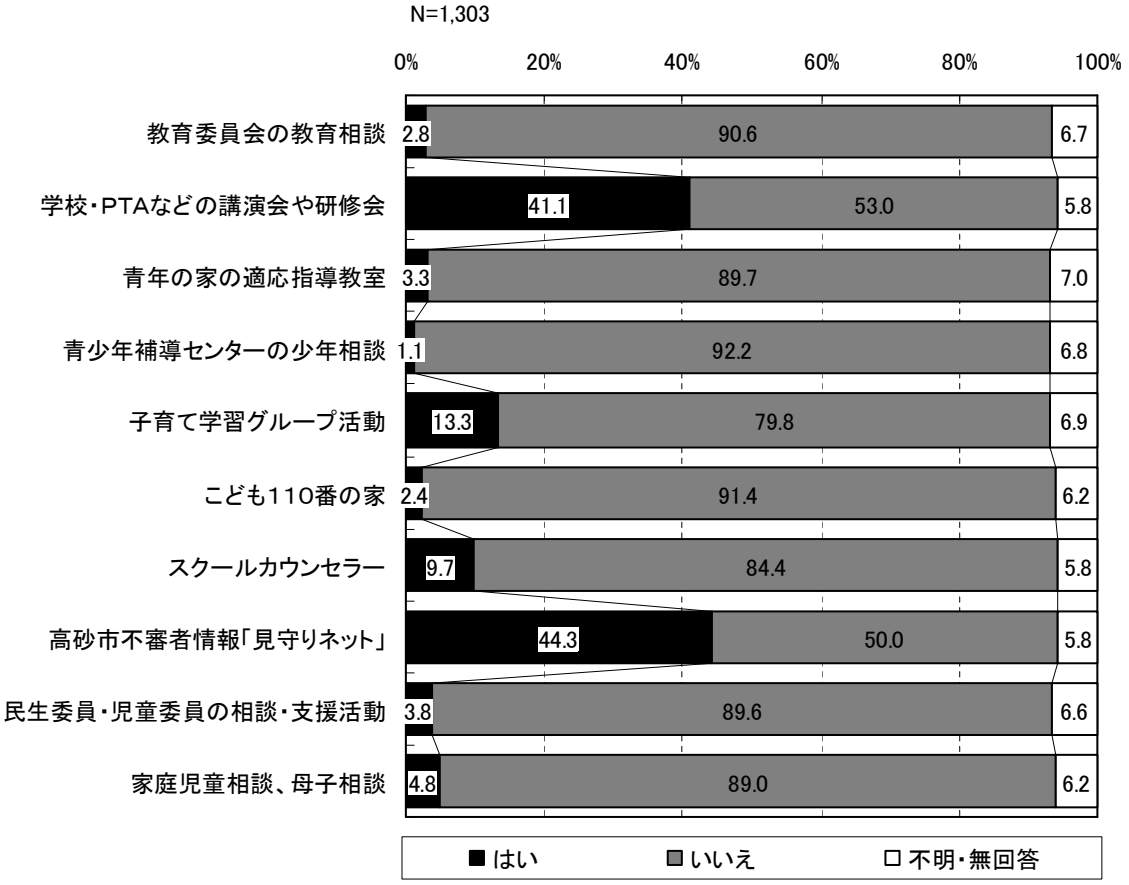

子育て支援サービスの利用度についてみると、「高砂市不審者情報「見守りネット」」が 44.3%と最も多く、次いで「学校・ＰＴＡなどの講演会や研修会」が 41.1%となっています。

一方で、「教育委員会の教育相談」、「青少年補導センターの少年相談」、「民生委員・児童委員の相談・支援活動」や「家庭児童相談、母子相談」といった相談サービスは１割未満と利用率が低くなっています。

また、認知度の高い「こども 110 番の家」と「スクールカウンセラー」は利用率は低くなっています。

●利用意向（就学前）

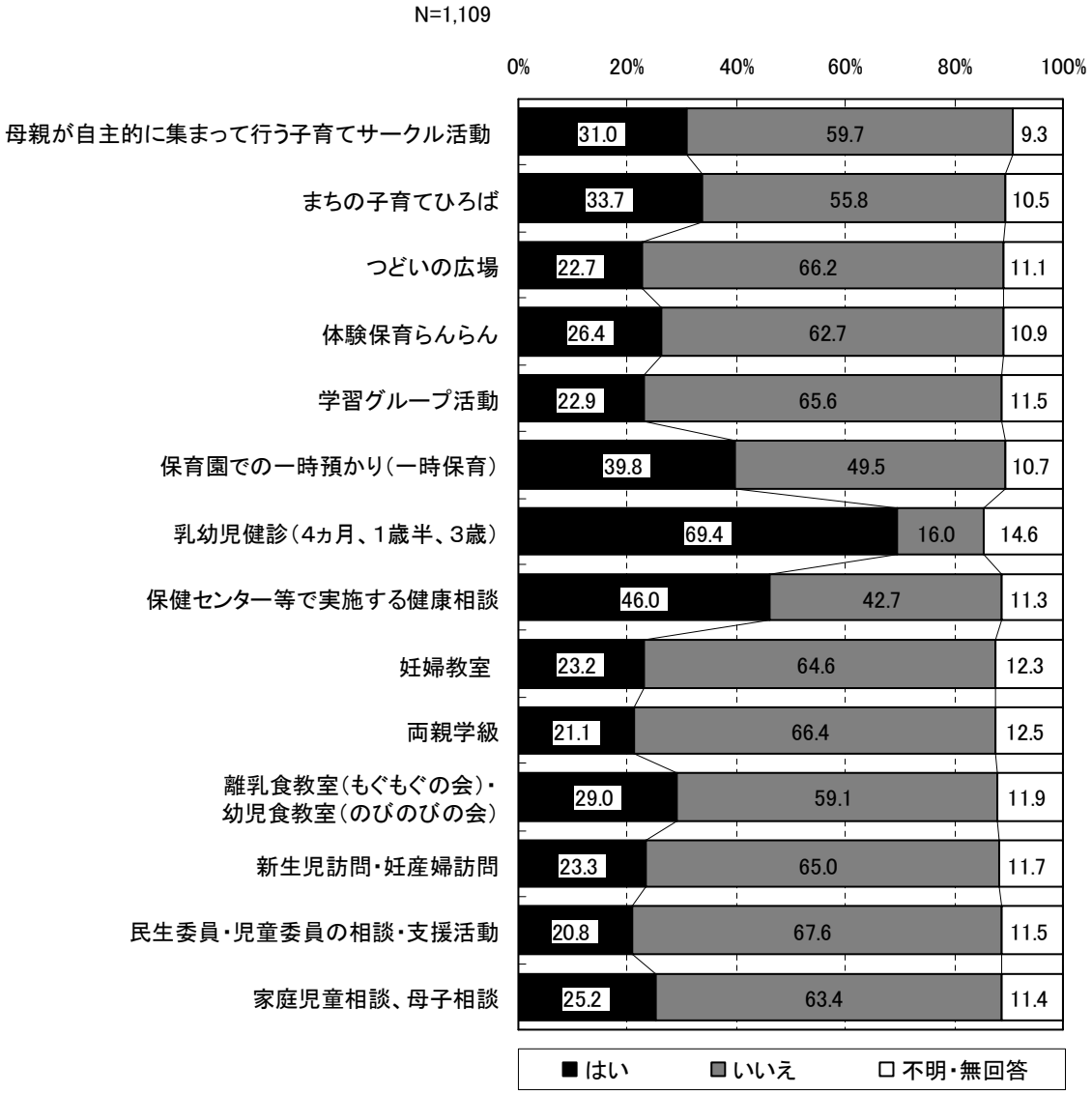

子育て支援サービスの利用意向についてみると、「乳幼児健診（４ヵ月、１歳半、３歳）」が 69.4%と最も多く、次いで「保健センター等で実施する健康相談」が 46.0%、「保育園での一時預かり（一時保育）」が 39.8%となっています。

●利用意向（小学生）

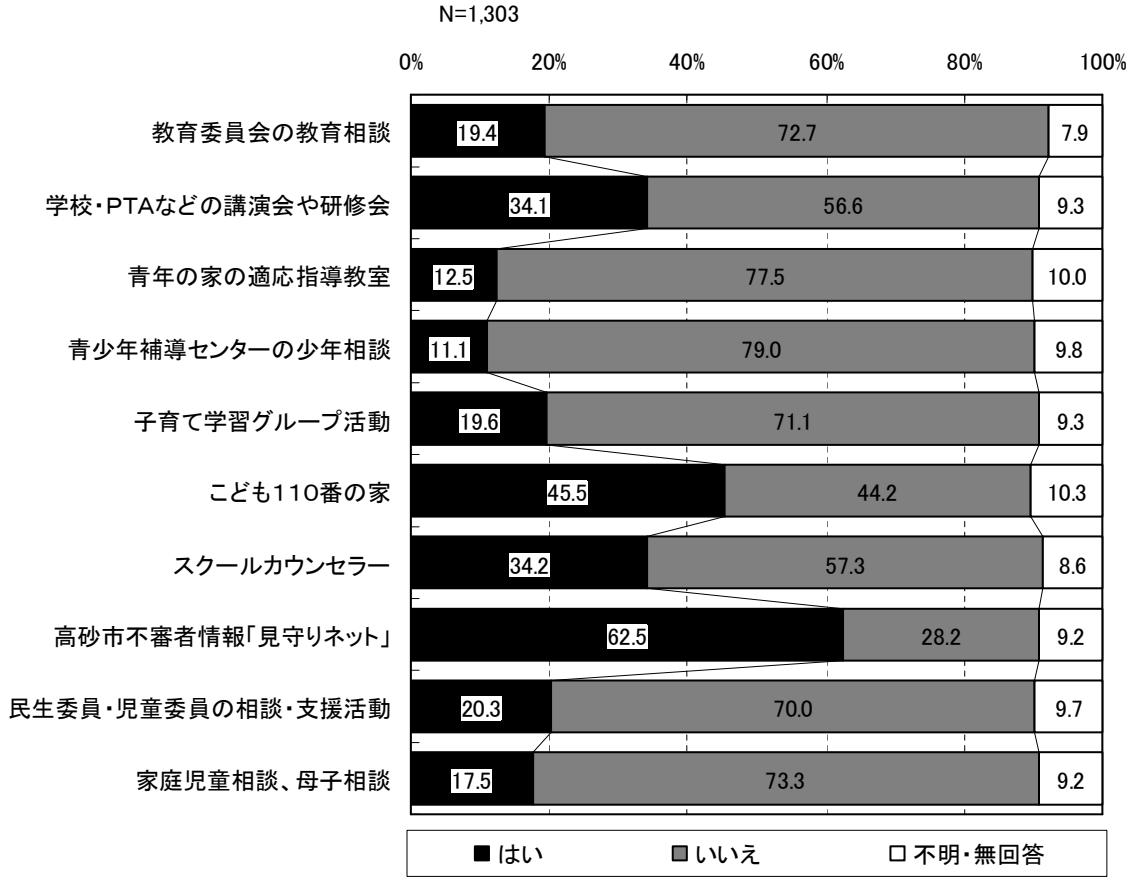

子育て支援サービスの利用意向についてみると、「高砂市不審者情報「見守りネット」」が 62.5%と最も多く、次いで「こども 110 番の家」が 45.5%となっています。

●公立幼稚園と保育園の交流保育について（就学前）

平成 20 年度調査（N=697）

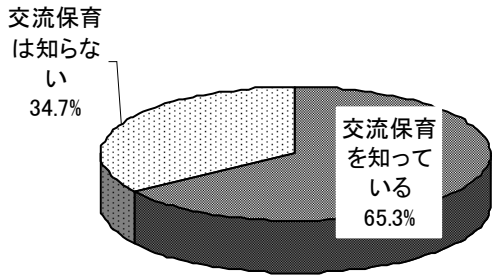

平成 16 年度調査（N=581）

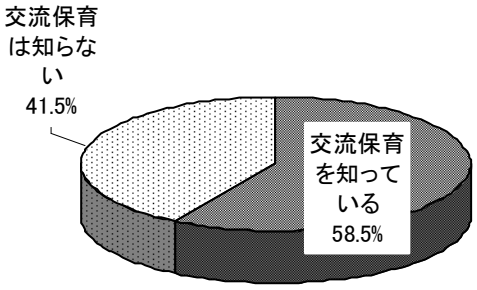

※無回答を除く

平成 20 年度調査（N=701）

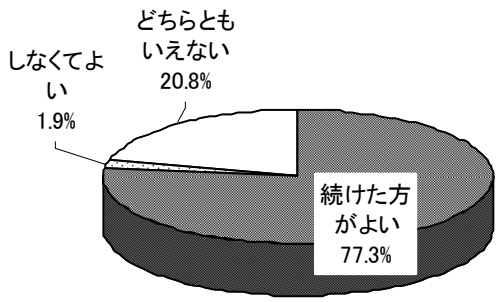

平成 16 年度調査（N=574）

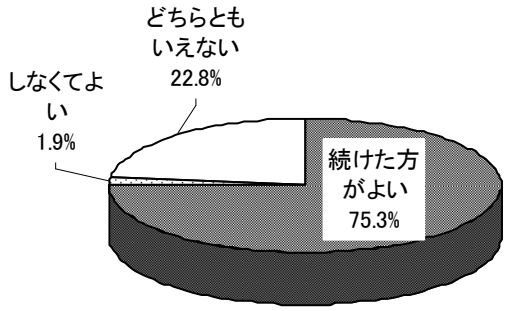

※無回答を除く

交流保育について「交流保育を知っている」人は 65.3%、「知らない」人は 34.7%となっており、平成 16 年度調査より認知度が上がっています。また、今後の意向については、「続けた方がよい」が 77.3%と平成 16 年度調査と同様に約８割の継続希望があります。

5）ファミリーサポートセンターの利用状況

●ファミリーサポートセンターの認知度

就学前児童（N=1,109）

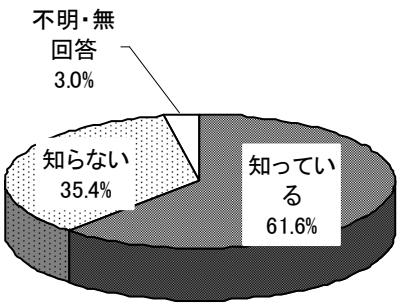

就学児童（N=1,303）

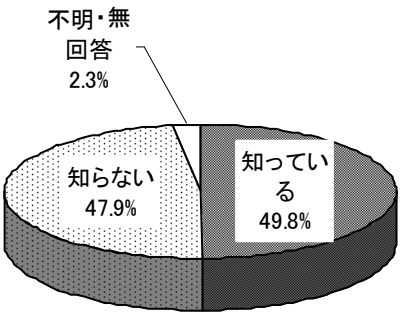

ファミリーサポートセンターを知っているかについてみると、「知っている」が就学前児童で 61.6%、就学児童で 49.8%となっています。

●ファミリーサポートセンターの利用状況

就学前児童（N=1,109）

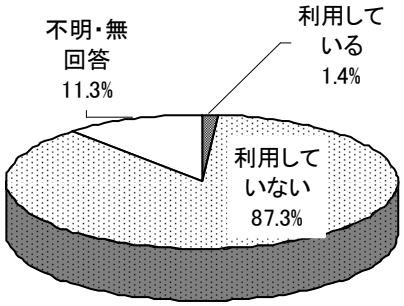

就学児童（N=1,303）

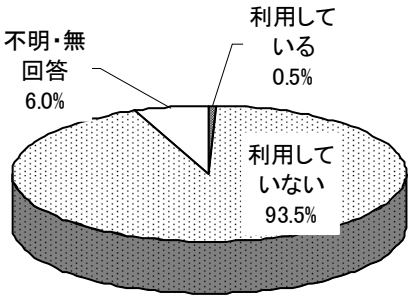

ファミリーサポートセンターの利用についてみると、「利用していない」が就学前児童、就学児童ともに９割前後を占めています。

6）仕事と子育ての両立について

●仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

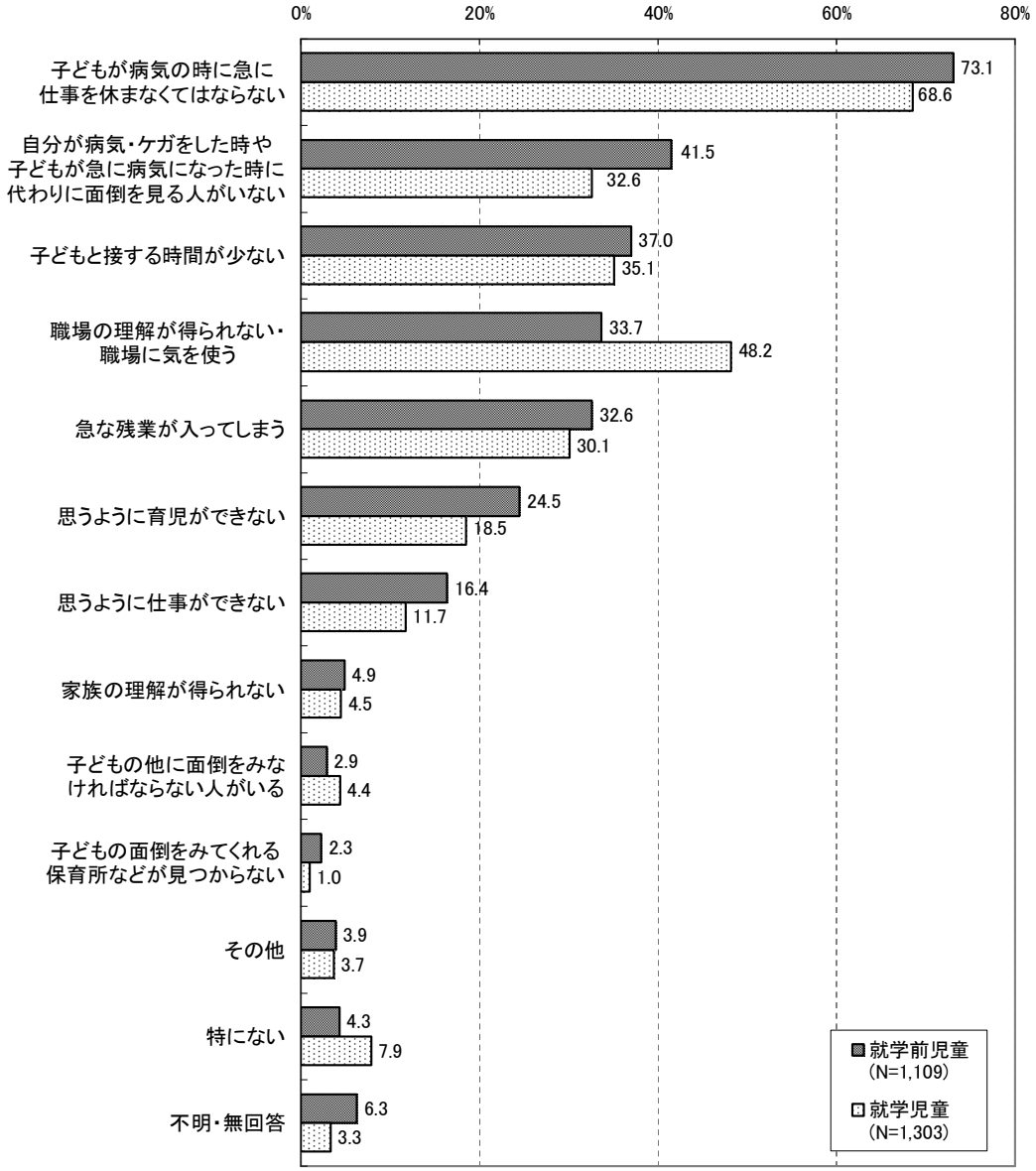

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることをみると、就学前児童、就学児童ともに「子どもが病気の時に急に仕事を休まなくてはならない」が最も多くなっており、次いで就学前児童では「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」、就学児童では「職場に気を使う」が多くなっています。

●仕事と子育てを両立する上で必要なこと

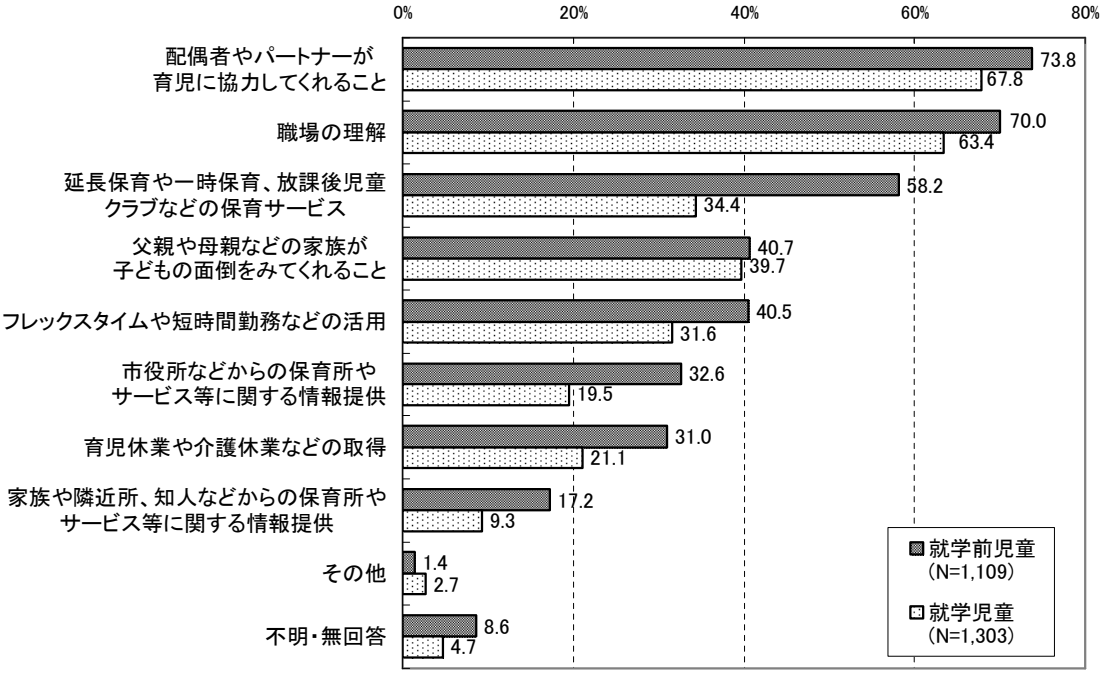

仕事と子育てを両立する上で必要なことについてみると、就学前児童、就学児童ともに「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が最も多く、次いで「職場の理解」が多くなっており、就学前児童では「延長保育や一時保育、学童保育などの保育サービス」も多くなっています。

7）子どもの食生活について

●朝食の習慣度（就学前）

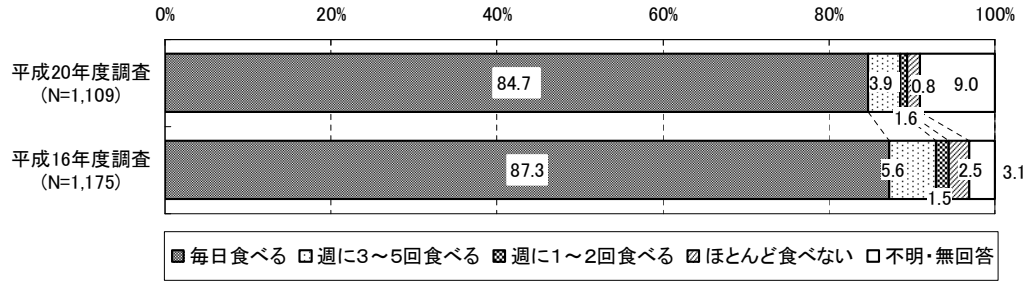

朝食を毎日食べない（「ほとんど食べない」「週に 1～2 回食べる」「週に３～５回食べる」）割合は就学前児童全体で 6.3%と平成 16 年度調査よりやや減少しています。

●朝食の習慣度（小学生）

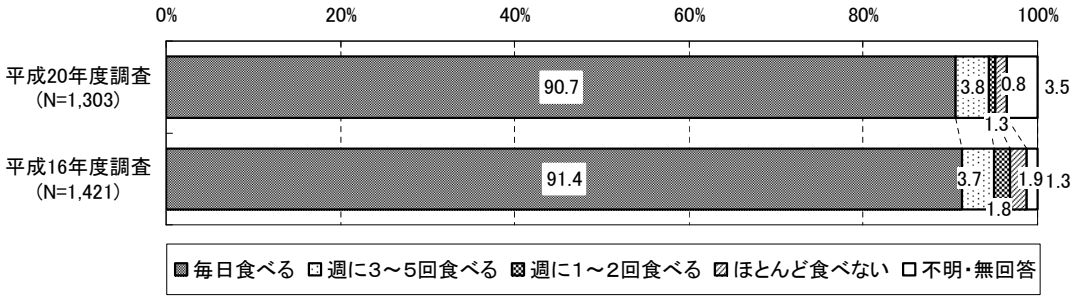

朝食を毎日食べない（「ほとんど食べない」「週に 1～2 回食べる」「週に３～５回食べる」）割合は小学生全体で 5.9%と平成 16 年度調査よりやや減少しています。

●朝食を規則的に食べない理由（就学前）

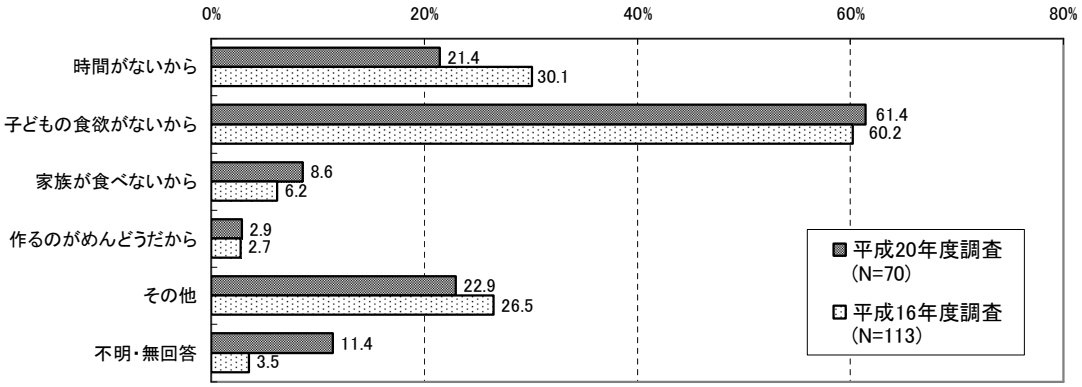

朝食を規則的に食べない理由は、「子どもの食欲がないから」が最も多く、次いで「時間がないから」が多くなっており、平成 16 年度調査と傾向は変わっていません。

●朝食を規則的に食べない理由（小学生）

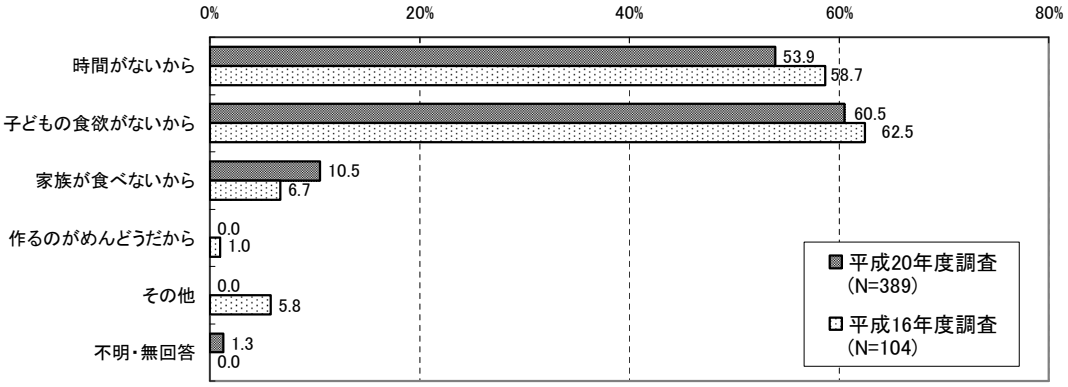

朝食を規則的に食べない理由は、「子どもの食欲がないから」が最も多く、次いで「時間がないから」が多くなっており、平成 16 年度調査と傾向は変わっていませんが、「家族が食べないから」はやや増加しています。

8）子育て全般について

●子育てに関する不安感や負担について（就学前）

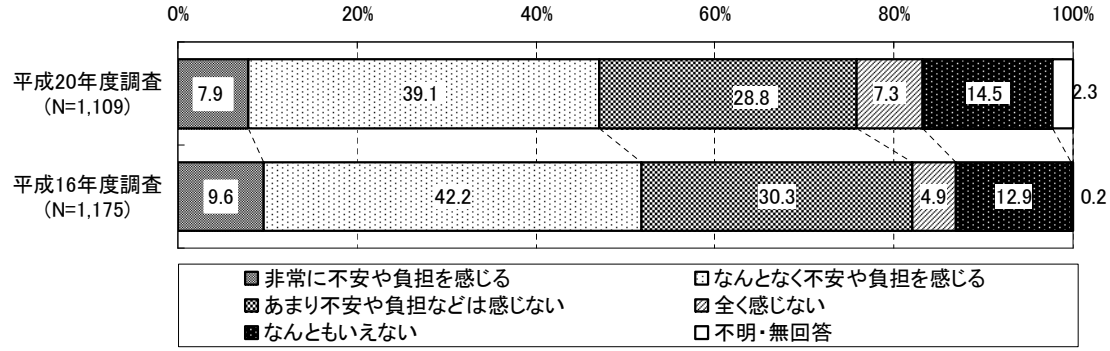

就学前児童の保護者で、子育てに関して不安感や負担等を感じる人（「なんとなく不安や負担を感じる」「非常に不安や負担を感じる」）は全体で 47.0%と平成 16 年度調査より 4.8 ポイント減少しています。

●子育てに関する不安感や負担について（小学生）

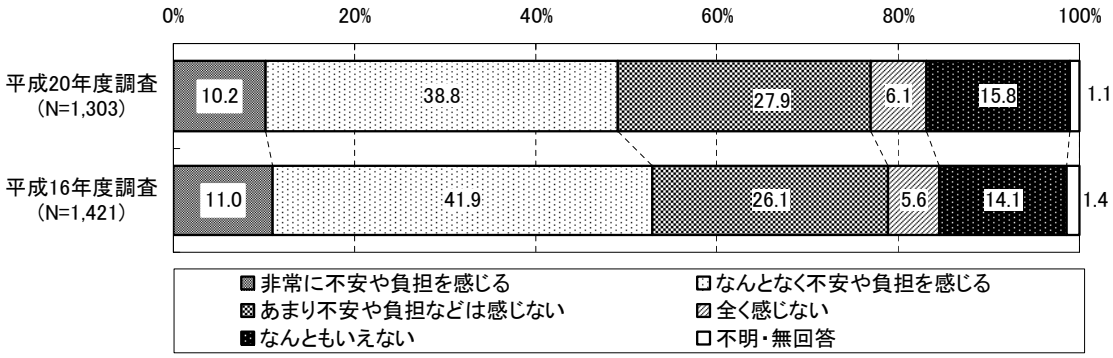

小学生の保護者で、子育てに関して不安感や負担を感じる人（「なんとなく不安や負担を感じる」「非常に不安や負担を感じる」）は全体で 49.0%と平成 16 年度調査より 3.9 ポイント減少しています。

●子育てに関して日常悩んでいることや気になること

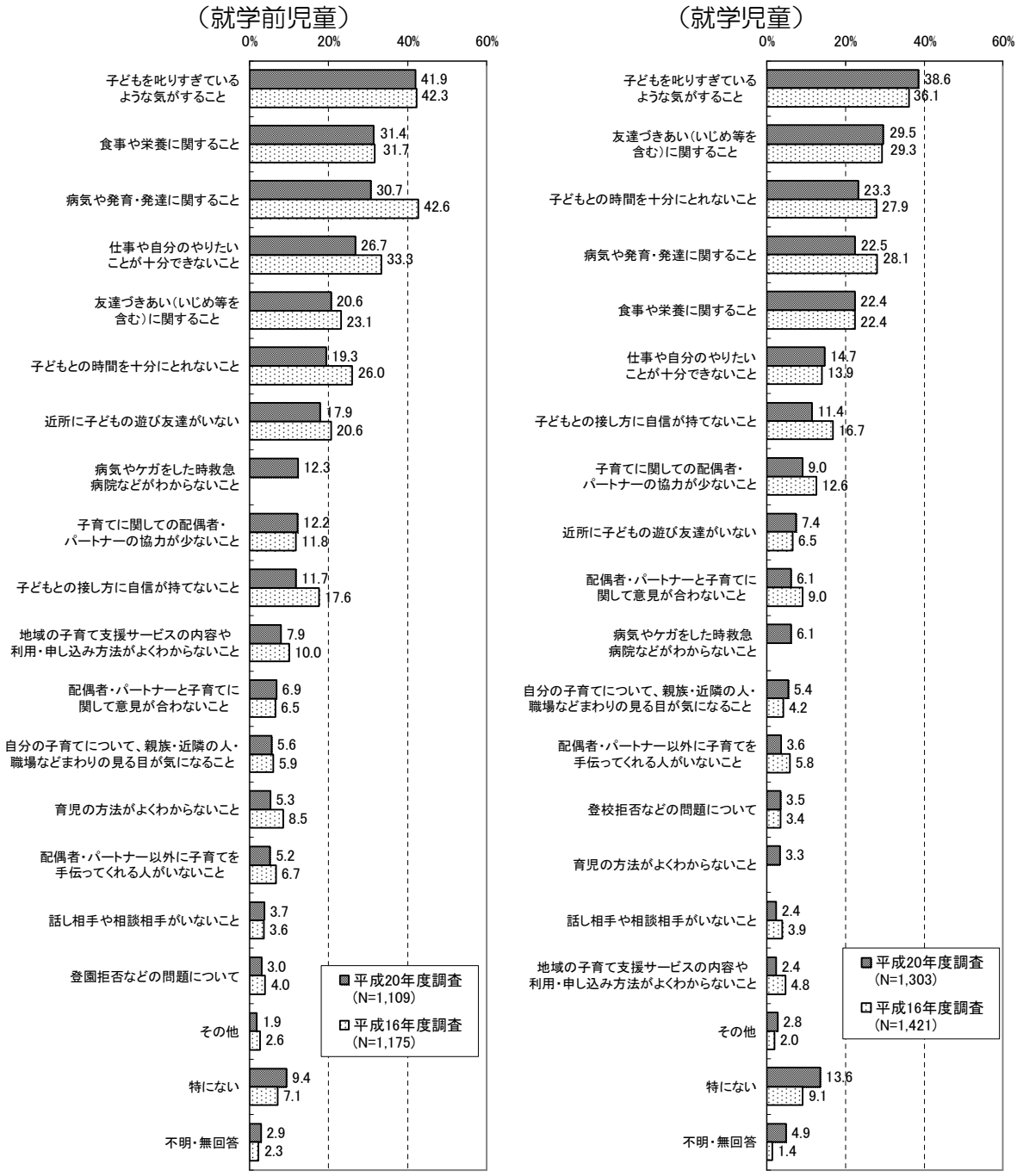

子育てに関して日常悩んでいること、また気になることは、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 41.9%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が 31.4%、「病気や発育・発達に関すること」が 30.7%となっています。

一方、就学児童でも「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 38.6%と最も多く、次いで「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が 29.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 23.3%、「病気や発育・発達に関すること」が 22.5%、「食事や栄養に関すること」が 22.4%となっています。

●子育てに関する悩みや不安の相談先

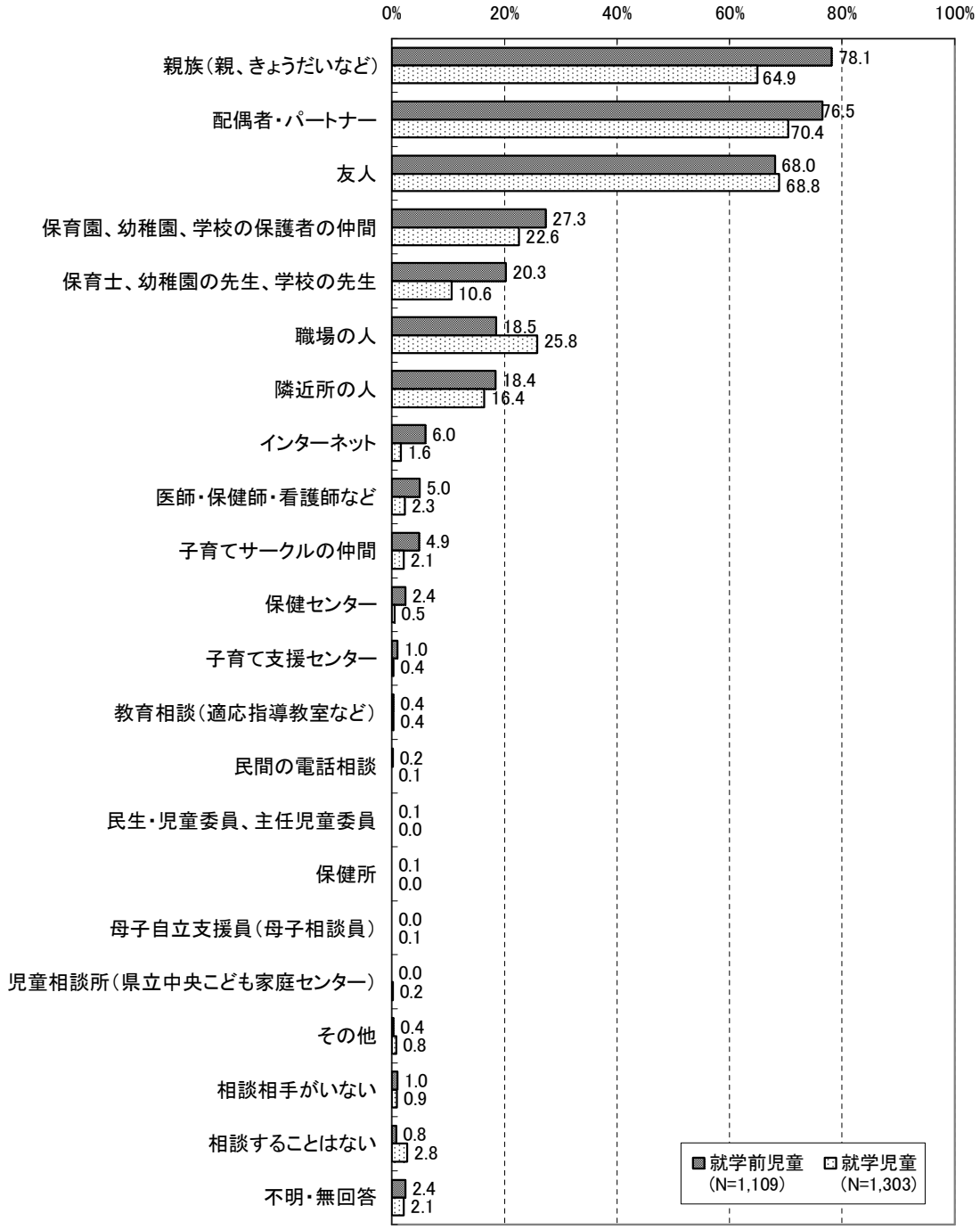

子育てに関する悩みや不安の相談相手では、就学前児童、就学児童ともに「配偶者・パートナー」、「親族（親・きょうだいなど）」や「友人」が多くなっていることから、相談先は家族・親族や友人等、比較的近親者が上位を占めており、公的機関や専門家等への相談は低くなっています。

●子どもが言うことを聞かなかったり、育児にいらだった時の対応

（就学前児童）

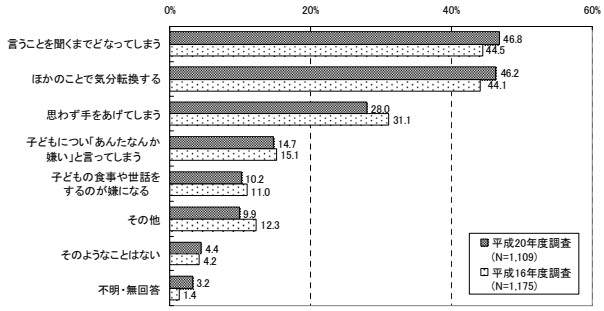

（就学児童）

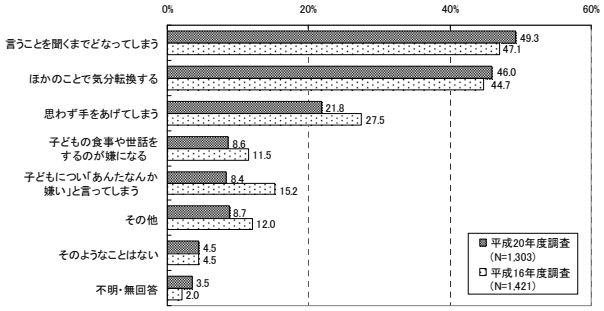

子どもが言うことを聞かなかったり、育児にいらだった時、就学前児童、就学児童ともに「言うことを聞くまでどなってしまう」、「ほかのことで気分転換する」や「思わず手をあげてしまう」が上位を占めています。平成 16 年度調査と比較すると、「思わず手をあげてしまう」は就学前児童、就学児童いずれも割合が減少しています。

●お子さんとの外出の際、困ること・今までに困ったこと（就学前）

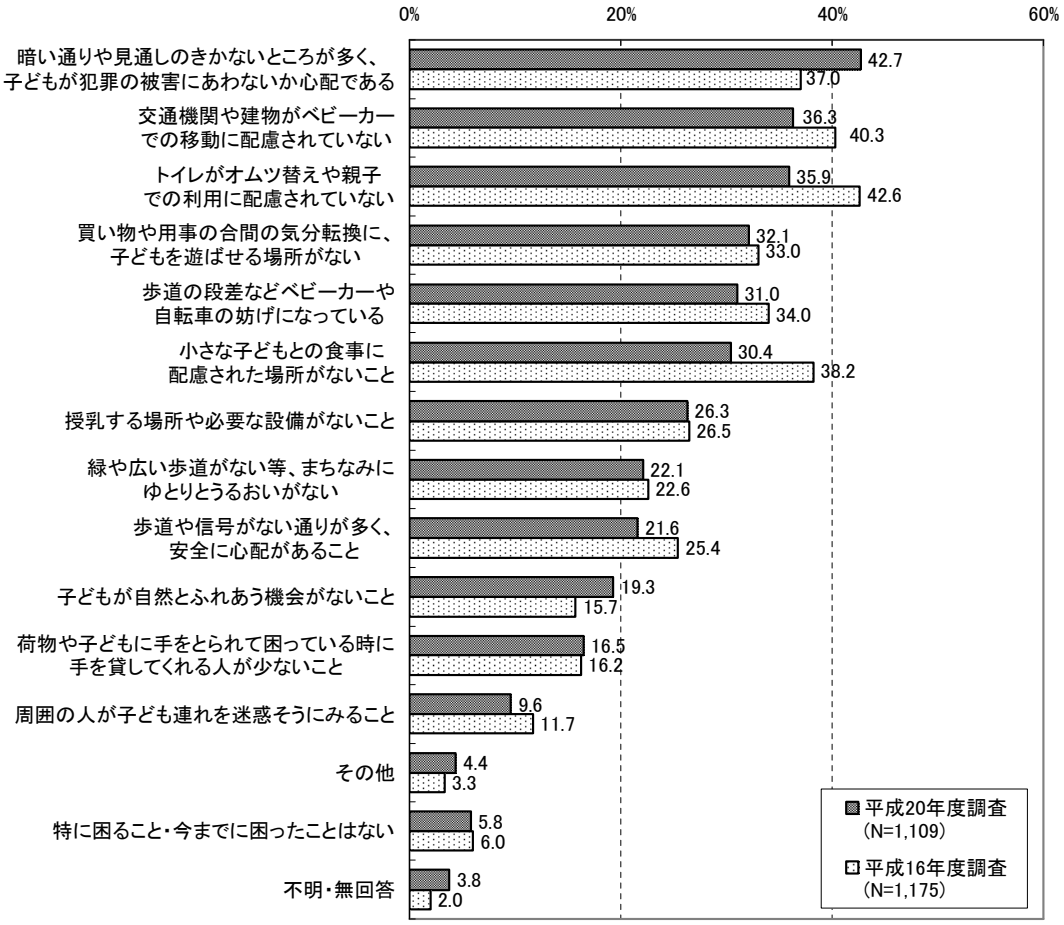

お子さんとの外出の際、困ること・今までに困ったことについてみると、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が42.7%と最も多く、次いで「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」が 36.3%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が 35.9%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」及び「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」はいずれも減少し、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が増加しています。

●お子さんとの外出の際、困ること・今までに困ったこと（小学生）

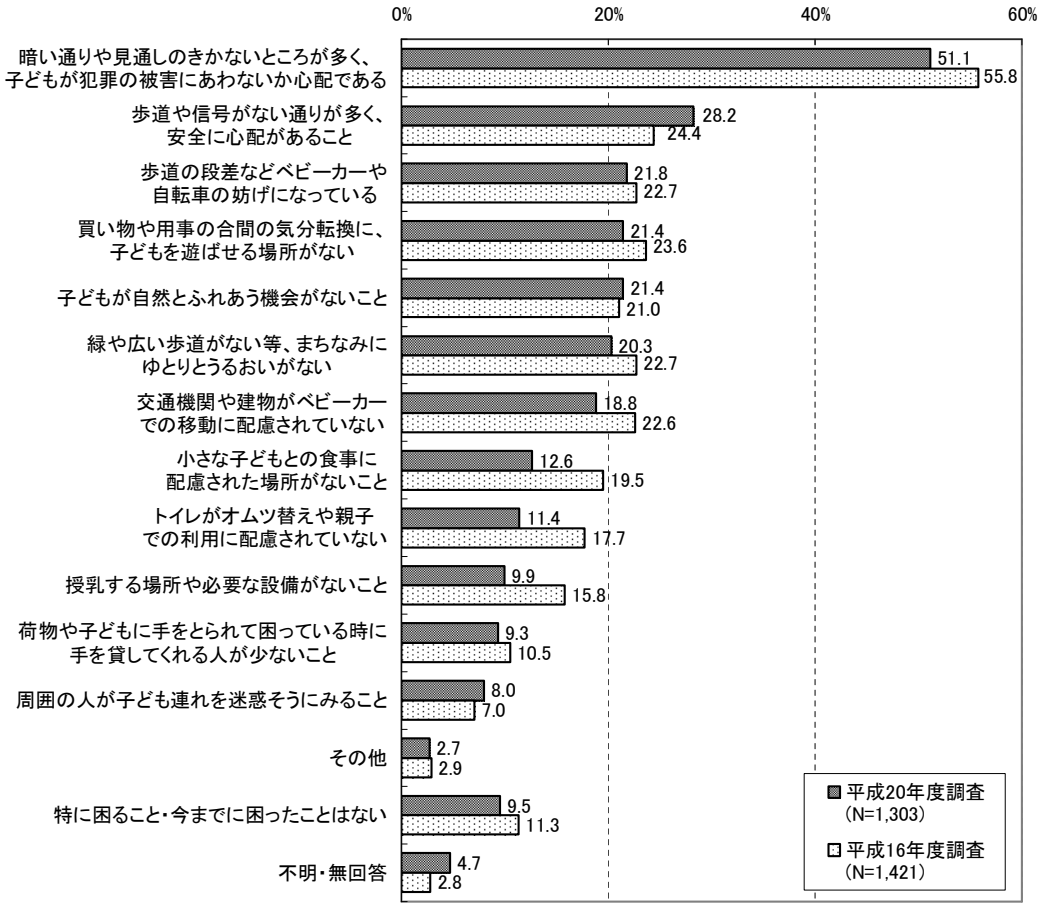

お子さんとの外出の際、困ること・今までに困ったことについてみると、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が51.1%と最も多く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」が 28.2%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」は減少しているものの、依然５割を超えています。

●家庭内や屋外での事故の経験（就学前）

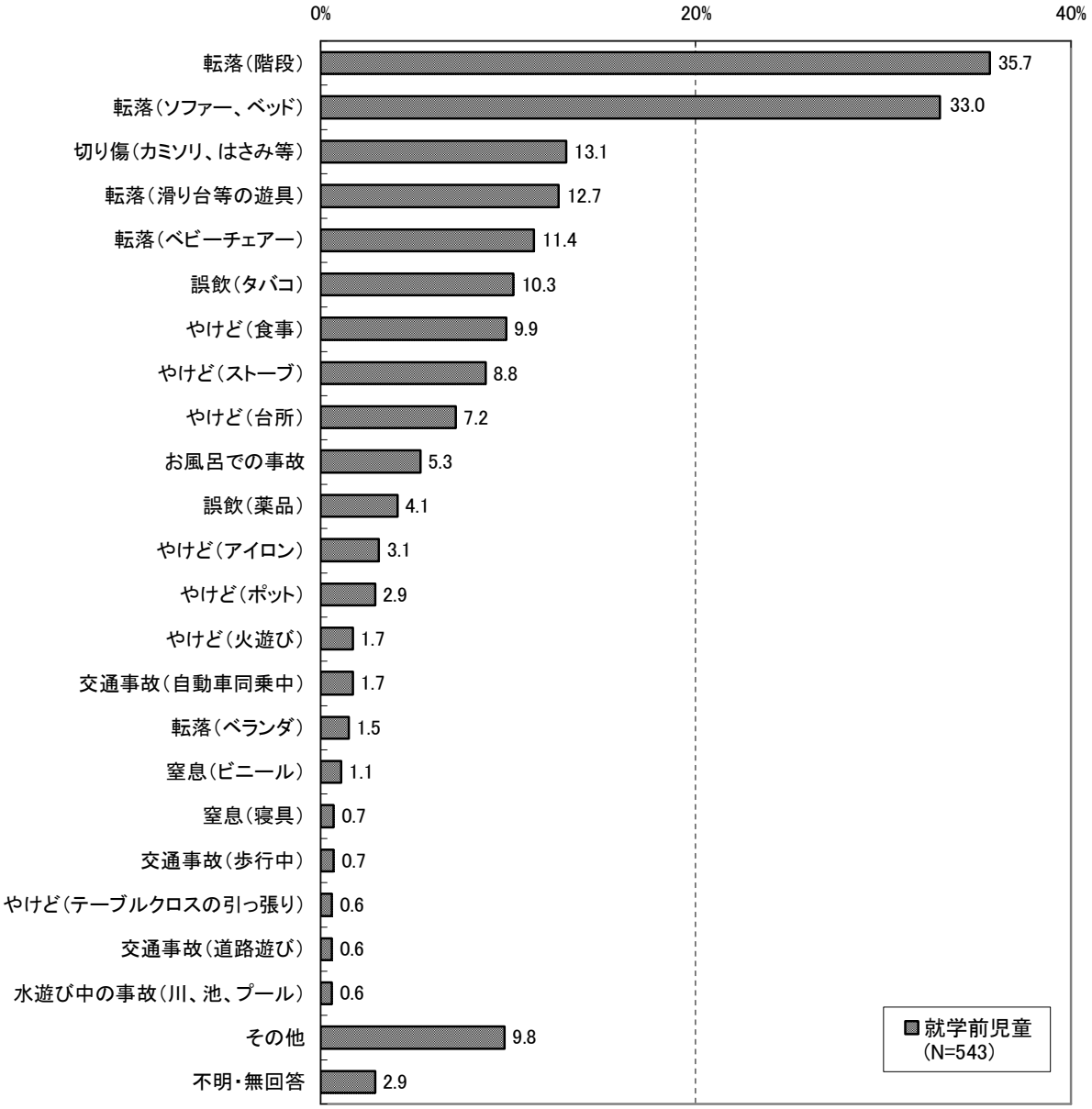

家庭内事故の経験の内容についてみると、「転落（階段）」が35.7%と最も多く、次いで「転落（ソファー、ベッド）」が33.0%となっています。

5．高校生の意識状況

（「高砂市少子化対策に関する調査（高校生用）」より）

1）出生率の低下について

●出生率低下についての認知状況

平成 21 年度調査（N=343）

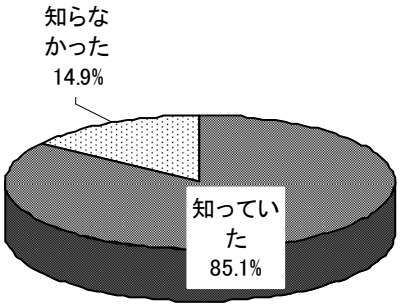

平成 16 年度調査（N=340）

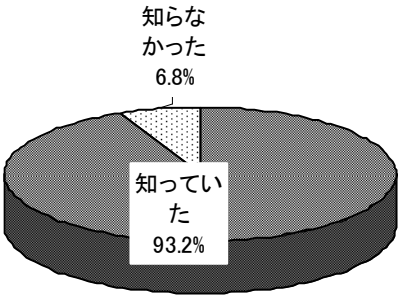

出生率の低下について「知っている」人は 85.1％で、平成 16 年度調査と比較すると 8.1 ポイント減少しています。

●出生率低下に関する情報の入手先

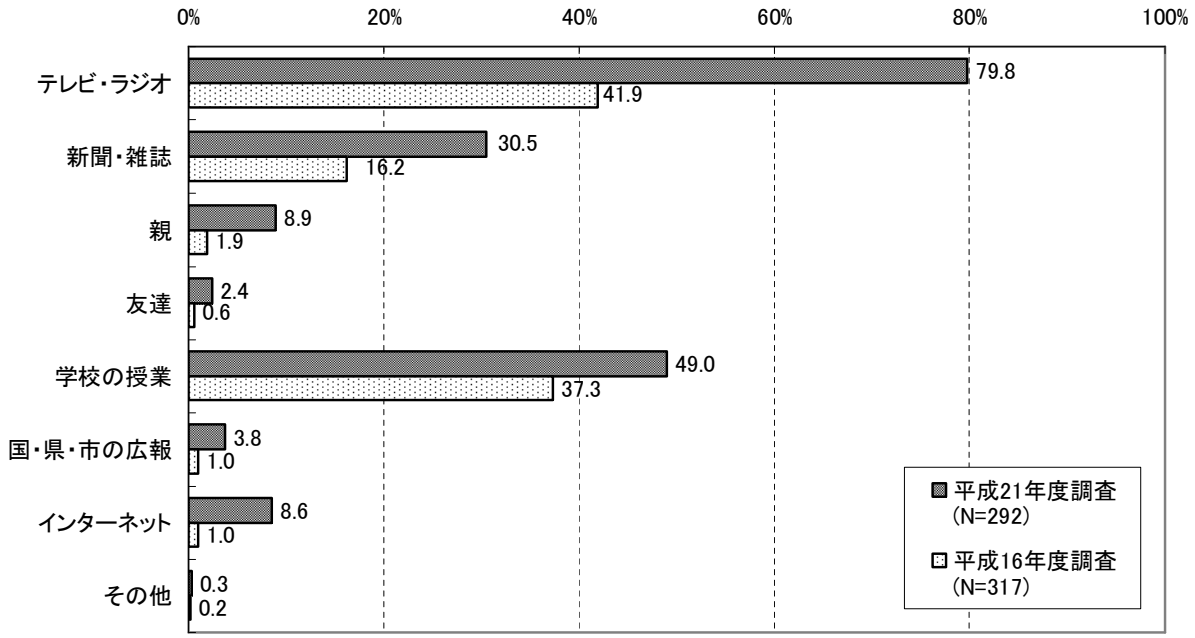

出生率に関する情報の入手先では、「テレビ・ラジオ」が 79.8％と最も高く、次いで「学校の授業」が 49.0％、「新聞・雑誌」が 30.5％となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、すべての項目で割合が増加しています。

●出生率の低下についての考え

平成 21 年度調査（N=337）

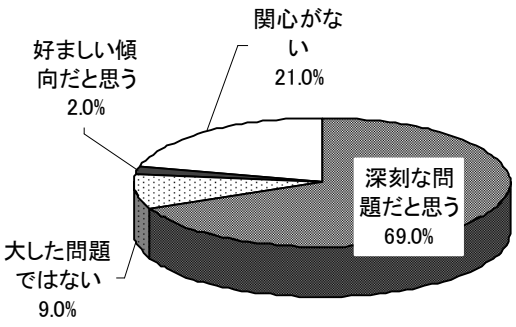

平成 16 年度調査（N=341）

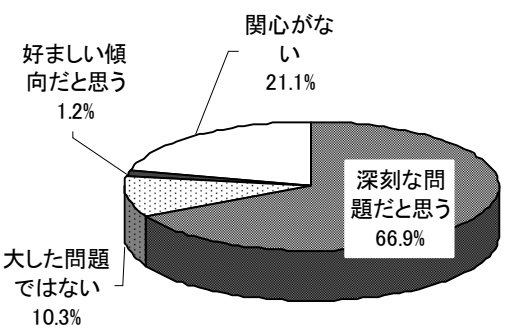

出生率の低下についての考えでは、「深刻な問題だと思う」人は 69.0%で、平成 16 年度調査と比較すると 2.1 ポイント増加しており、問題意識への高まりがみられます。

2）将来について

●結婚希望の有無

平成 21 年度調査（N=343）

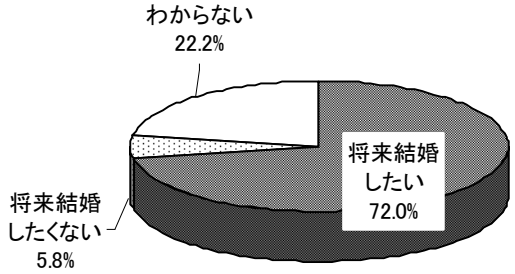

平成 16 年度調査（N=340）

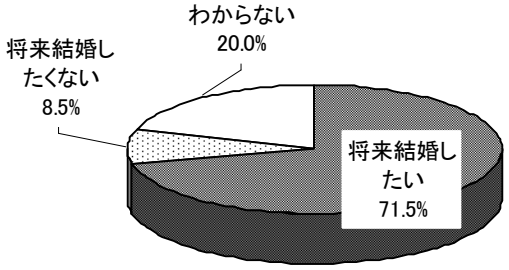

結婚希望の有無については、「将来結婚したい」人は 72.0%で、「将来結婚したくない」人は 5.8%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、「将来結婚したくない」は 2.7 ポイント減少しています。

●結婚したくない理由

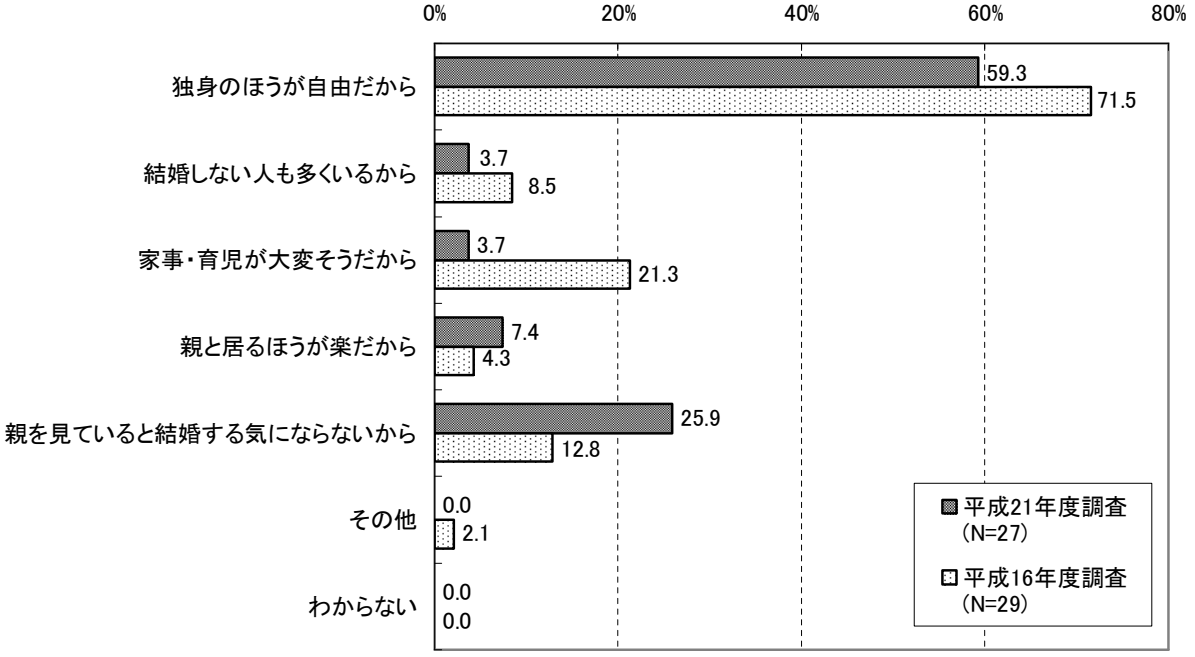

結婚したくない理由については、「独身の方が自由だから」が 59.3%と最も高く、次いで「親を見ていると結婚する気にならないから」が 25.9%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、「独身の方が自由だから」や「家事・育児が大変そうだから」は減少しているものの、「親を見ていると結婚する気にならないから」は 13.1 ポイント増加しています。

●自分の子どもをもつ希望の有無

平成 21 年度調査（N=343）

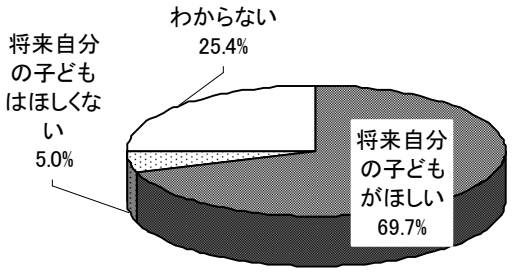

平成 16 年度調査（N=341）

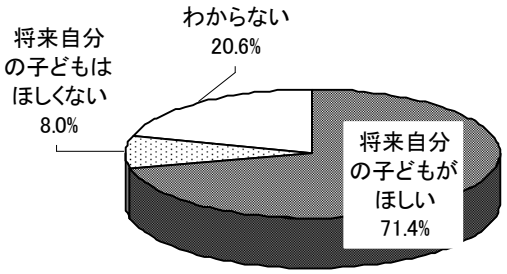

自分の子どもをもつ希望については、「将来自分の子どもがほしい」人は 69.7%で、「将来自分の子どもはほしくない」人は 5.0%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、「将来自分の子どもがほしい」と「将来自分の子どもはほしくない」はそれぞれ減少しており、「わからない」が 4.8 ポイント増加しています。

●自分の子どもを持ちたくない理由

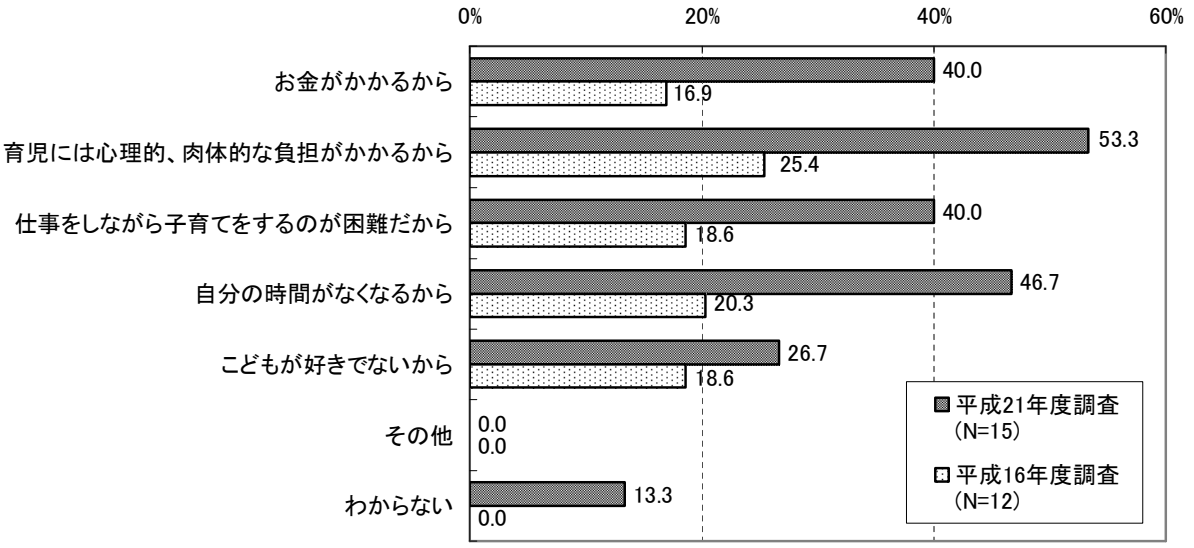

自分の子どもを持ちたくない理由については、「育児には心理的、肉体的な負担がかかるから」が 53.3%と最も高く、次いで「自分の時間がなくなるから」が 46.7%となっています。

平成 16 年度調査と比較すると、すべての項目で割合が増加しています。

参考資料

高砂市次世代育成支援行動計画策定経過

１．高砂市次世代育成支援後期行動計画策定委員会開催状況

回　数	年　月　日	議　題
第１回	平成 21 年８月 28 日（金）	委員長選出 平成 20 年度前期計画事業報告について 平成 21 年度前期計画事業計画について 高砂市次世代育成支援後期行動計画（素案）について
第２回	平成 21 年 11 月 20 日（金）	前回の委員会での指摘事項、意見について 高砂市次世代育成支援後期行動計画（素案）の修正案について
第３回	平成 21 年２月 26 日（金）	高砂市次世代育成支援後期行動計画の最終案について

２．高砂市次世代育成支援後期行動計画推進本部会議開催状況

平成 21 年度　３回開催

３．高砂市次世代育成支援後期行動計画推進本部幹事会開催状況

平成 21 年度　４回開催

４．市民意見募集について

平成 21 年 12 月 25 日（金）～平成 22 年１月 25 日（月）
児童福祉課、情報公開コーナー、子育て支援センター、
各市民サービスコーナー７箇所、ホームページ
意見件数：なし
ホームページアクセス件数：193 件

５．関係調査実施状況

高砂市次世代育成支援に関するニーズ調査
調査対象者【市内在住の就学前児童の保護者及び小学生の保護者】
平成 20 年 11 月 25 日（火）～12 月 12 日（金）

高砂市少子化対策に関する調査（高校生）
調査対象者【市内の３公立高校の各学年より】
平成 21 年６月 23 日（火）～７月３日（金）

高砂市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

団　体　名	名　前
高砂市医師会	◎　山名　克典
兵庫大学	○　福田　規秀
加古川健康福祉事務所	髙岡　道雄
高砂市連合自治会	横井　時成
高砂市連合婦人会	北野　美智子
高砂市青少年健全育成連絡協議会	國分　光雄
高砂市民生・児童委員協議会	本城　清美
兵庫県保育協会高砂支部	髙谷　俊英
高砂市立幼稚園園長会	別處　正子
高砂市立小中学校校長会	中橋　　智
高砂市連合ＰＴＡ	糟谷　裕司
特定非営利活動法人高砂キッズ・スペース	久井　志保
高砂市内子育てサークル	山本　直美
高砂市社会福祉協議会	天野　　巧
高砂市勤労者福祉対策協議会	畑中　隆禎
高砂市商工会議所	牟田　広彦
公　募	谷　　允之
公　募	春木　ひろみ

※　◎は委員長、○は副委員長（敬称略、順不同）

高砂市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　高砂市における次世代育成支援推進法（平成 15 年法律第 120 号）第８条に規定する市町村行動計画を策定するため、高砂市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

（委員）

第３条　委員は、市長が委嘱又は任命する。

２　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長がこれに当たる。

３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第６条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め又は意見を聴くことができる。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

高砂市次世代育成支援後期行動計画

発行年月日　平成 22（2010）年３月
編集・発行　高砂市　福祉部　児童福祉課
〒676-8501
高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
℡079-443-9024（直通）